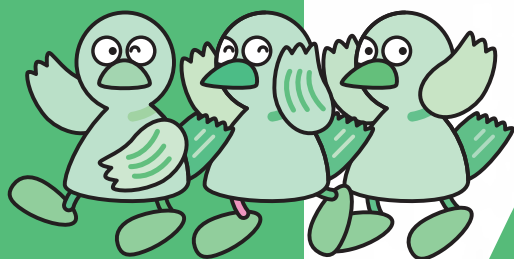


平成25年度
学校健康教育必携



埼玉県のマスコット コバトン

13

埼玉県教育委員会

romotion

表紙デザイン

表紙デザインは、Health Promotion (ヘルスプロモーション)の「HP」を構成したものである。

ヘルスプロモーションとは、人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセス(1986年・WHOオタワ憲章)である。健康の実現のための環境づくり等も含めた包括的な概念である。

はじめに

現在、我が国は、世界的にみても前例のない速さで高齢化が進み、超高齢社会の時代を迎えています。このように、一人一人の人生が長期化していくことから、豊かな人生を送るためのライフスタイルを築く基礎を培うとともに、自らの心身の健康問題に関心を持ち、生涯にわたって主体的に健康の保持増進を図ることができる資質を育成することが益々重要となりました。

また、近年、社会環境や生活様式の急激な変化は、児童生徒の健康や生活に大きな影響を与えており、現代的な健康問題の増加が深刻さを増すとともに、心の健康に関する問題も多様化しています。

学校における健康教育は、児童生徒が自らの健康状態に関心を持ち、生涯を通じて健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を身につけ、自己の健康課題に対応できる実践力を育成することをねらいとしております。したがって、健康教育の充実は、自らの健康に関する諸課題に適切に対応する資質を養うとともに、今日的な健康課題に対応する上で大変重要な役割を果たすことは言うまでもありません。

そのため、学校においては、健康教育の3領域である学校保健、学校安全、学校給食のそれぞれが、独自の機能を担いつつも、相互に連携しながら、組織として一体的な取組を行うことが大切です。さらに、家庭や地域の関係機関との連携を深め、あらゆる機会を通して、児童生徒が、生涯において健康の保持増進のために必要なことを実行する、いわゆる行動変容を実践できる力を身に付けるなど、実践力を育成する健康教育の推進が不可欠です。

学校健康教育必携は、学校健康教育の重点や考え方、「生きる力と絆の埼玉教育プラン—埼玉県教育振興基本計画—（平成21年度～平成25年度）」における学校健康教育の位置付けや「埼玉県学校保健推進ガイドライン」を示すとともに、学校健康教育における最新の情報や、推進に当たり必ず押さえておかなければならない事項、学校等における先進的かつ実践的な取組事例など、各学校の実態に応じて活用できる内容に構成しております。

各市町村教育委員会、各学校におかれましては、本書を十分に御活用いただき、計画的、組織的に学校健康教育を推進していただくとともに、児童生徒が生涯にわたり豊かな創造力を発揮できる「生きる力」の育成と、人間同士のつながりや学校・家庭・地域が互いに結びつく「絆」を育てる埼玉教育の推進に、御支援と御協力をお願いいたします。

平成25年3月

埼玉県教育局県立学校部参事兼保健体育課長
久保正美

目 次

はじめに

第1章 学校健康教育を推進するために

I 学校健康教育の重点事項	2
II 学校健康教育の考え方	4

第2章 学校健康教育の推進方策

I 学校保健の充実	10
1 保健教育の充実	11
(1) 心の健康	11
(2) 喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育	12
(3) 性に関する指導・エイズ教育	13
(4) 歯・口の健康づくり	14
(5) 望ましい生活習慣づくり	14
2 保健管理	15
(1) 心身の管理	15
(2) 学校環境衛生活動の推進	16
3 組織活動 (学校保健委員会)	18
<実践事例> 保健学習・学習指導案	19
II 学校安全の推進	24
1 学校安全推進のために	24
2 生活安全教育	28
3 交通安全教育	30
4 災害安全教育	32
5 安全管理の徹底	34
<学校事故と対応 一学校の危機管理一	36
III 学校における食育の推進	37
1 食に関する指導の充実	37
<実践事例1> 研究委嘱地域の取組 (三郷市)	40
<実践事例2> 研究委嘱地域の取組 (嵐山町)	42
<実践事例3> 研究委嘱地域の取組 (寄居町)	44
2 学校給食の充実	46
3 衛生管理の徹底	47
【確認しておきたい事項】 「学校保健法及び学校給食法の一部の改正」	50

第3章 年間事業の計画

I 主要事業	52
1 学校保健	52
2 学校安全	53
3 学校給食	53
4 会議・審査会・表彰式	54
II 全国・関東研究大会、研究協議会等主要事業	55

第4章 資料編

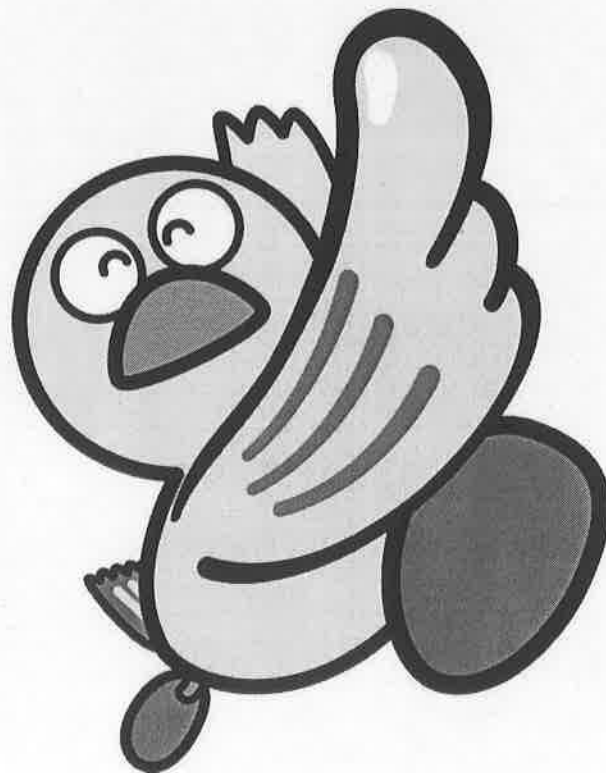
I 平成24年度学校健康教育実践状況調査結果	58
II 研究委嘱校・表彰校等一覧	
1 研究委嘱校・地域等一覧	87
2 全国・埼玉県表彰校一覧	88
III 健康教育関係図書及びビデオ等一覧	89
IV 健康に関する相談機関等の連絡先一覧	92
V 関係機関等の連絡先一覧	92
VI 学校保健・学校安全・学校給食参考通知集	93

第1章

学校健康教育を推進するために

I 学校健康教育の重点事項

II 学校健康教育の考え方



I 学校健康教育の重点事項

1 生きる力と絆の埼玉教育プランー埼玉県教育振興基本計画ーにおける学校健康教育の位置付け

埼玉県教育委員会では、教育基本法に基づき、また県政運営の指針である「埼玉県5か年計画 ゆとりとチャンスの埼玉プラン」を踏まえて「生きる力と絆の埼玉教育プランー埼玉県教育振興基本計画ー」を策定し、平成21年度から25年度までの5か年を計画期間として、生きる力を育て絆を深める埼玉教育を推進している。

学校健康教育に関する目標・取組は、【基本目標Ⅱ】豊かな心と健やかな体の育成のもとで取り組む「健康の保持・増進」、【基本目標Ⅲ】質の高い学校教育の推進のもとで取り組む「子どもたちの安心・安全の確保」である。

これらに基づき、平成21年度には「埼玉県学校保健推進ガイドライン」を作成し、学校・家庭・地域が連携して児童生徒の健康課題の解決に、組織的に取り組む学校健康教育を推進する。

生きる力と絆の埼玉教育プランー埼玉県教育振興基本計画ー（平成21年度～平成25年度）	
基本理念 生きる力を育て 絆を深める埼玉教育	3つの観点 □子どもを認め、鍛え、はぐくむ □一人一人の学びと夢を応援する □県民の教育力を結集する
基本目標	Ⅰ 確かな学力と生きる力の育成 Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成 Ⅲ 質の高い学校教育の推進 Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上 Ⅴ 生涯学習とスポーツの振興

埼玉県教育行政重点施策

学校健康教育の推進

施策	施策の方向性	主な取組（25年度） （学校健康教育の重点事項）
基本目標Ⅱ 健康の保持・増進	□ 学校、家庭、地域の医療機関をはじめとする関係機関などが連携して、学校保健を充実します。	○ 学校保健の充実
	□ 「埼玉県食育推進計画」（平成19年度策定）を踏まえ、朝食欠食の解消を重点に、学校・家庭・地域が連携して食育を推進します。	○ 食育の推進
	□ 性に関する問題行動や薬物乱用の防止など、学校保健に関する現代的課題に対応する教育を推進します。	○ 性に関する指導や薬物乱用防止教育の推進
基本目標Ⅲ 子どもたちの安心・安全の確保	□ 危機対応能力の基礎を身に付けさせるため、学校における避難訓練などを、計画的に実施します。	○ 避難訓練の見直しに関する取組
	□ 学校における危機管理体制の整備・充実と教職員の危機管理能力の向上に努めます。	○ 学校の危機管理体制の整備・充実
	□ 児童生徒の防犯や交通安全について、地域や関係機関と連携し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。	○ 家庭、地域と連携した防犯、教育の推進、自転車交通安全教育の推進

2 埼玉県学校保健推進ガイドライン

埼玉県学校保健推進ガイドライン

◆目指す児童生徒像◆

ルールやマナーを身につけ、

朝食をしっかり食べ、安心・安全な登下校、

学校では力いっぱい運動し、おもいきり汗をかく子

～基本的な生活習慣の確立が心身の健康をつくり、学力・体力を向上させる～

生きる力と絆の埼玉教育プランー埼玉県教育振興基本計画ー
「生きる力を育て、絆を深める埼玉教育」(平成21年度～25年度)

基本目標

I 確かな学力と自立する力の育成

○「教育に関する3つの達成目標」の推進

II 豊かな心と健やかな体の育成

○健康の保持・増進

III 質の高い教育の推進

○子どもたちの安心・安全の確保

IV 家庭・地域の教育力の向上

V 生涯学習とスポーツの振興

健康課題の解決にむけて
・生活習慣の確立
・疾病の予防と管理
・心の健康問題
等

行政

<学校への支援> ・学校環境の整備
・保健所・衛生研究所・地域医療機関との連携
・警察・児童相談所等関係機関との連携

地域

<安全な登下校環境の支援>
・スクールガードの見守り活動
・スクーラーの活動

家庭

<指導>
・早寝早起き
・うがい手洗い
・バランスの良い食事をすすめる
・食後の歯みがき
・交通ルールなどの社会のルールを守る

学校

<学習>
・保健学習
・心身の発達
・心の健康
・傷害の防止
・健康と環境等

<指導>
・朝の健康観察
・食後の歯みがき
・自他の生命の尊重
・体力づくり
・交通安全
・けがの防止

<保健指導・安全指導>
・うがい手洗い
・感染症の予防
・アレルギー疾患への配慮
・傷害の理解と支援

<支援>
・アレルギー疾患への配慮
・早期発見・早期治療
・健康観察
・疾病の早期発見

<相談>
・あたたかい家庭づくり
・家族の心
・子どものサインを見逃さない

<相談>
・あたたかい家庭づくり
・家族の心
・子どものサインを見逃さない

<相談>
・あたたかい家庭づくり
・家族の心
・子どものサインを見逃さない

<相談>
・あたたかい家庭づくり
・家族の心
・子どものサインを見逃さない

<相談>
・あたたかい家庭づくり
・家族の心
・子どものサインを見逃さない

<相談>
・あたたかい家庭づくり
・家族の心
・子どものサインを見逃さない

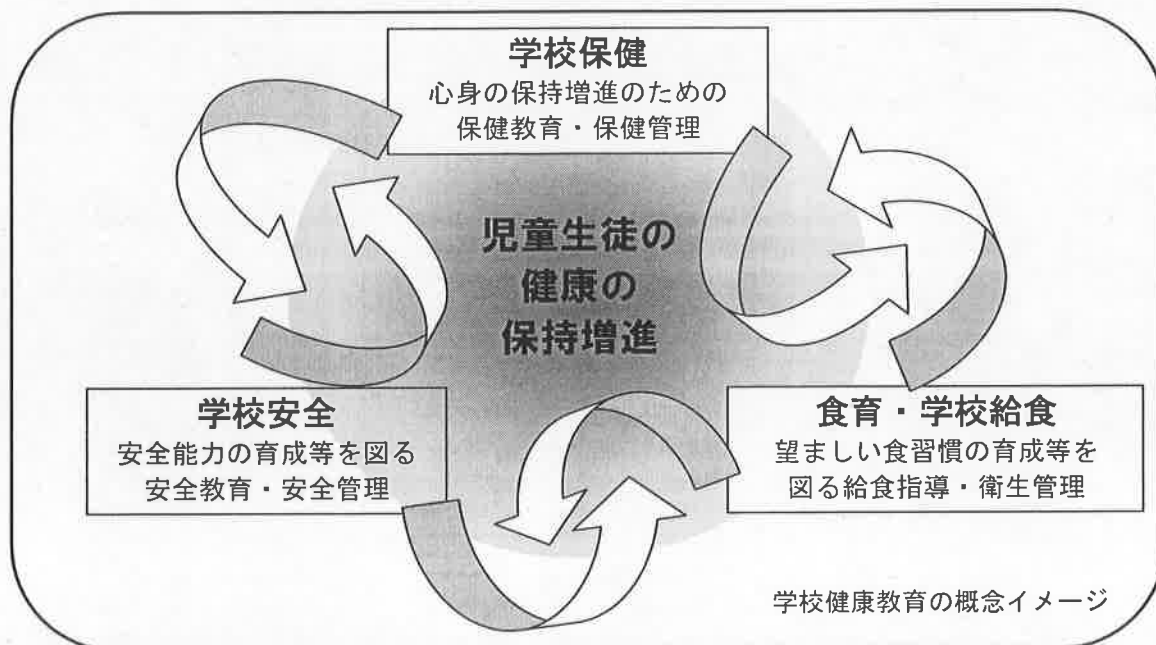
<相談>
・あたたかい家庭づくり
・家族の心
・子どものサインを見逃さない

<相談>
・あたたかい家庭づくり
・家族の心
・子どものサインを見逃さない

Ⅱ 学校健康教育の考え方

1 学校健康教育の概念

学習指導要領総則第1の3にも述べられているとおり、学校における健康教育は、学校保健、学校安全及び学校給食を含む食育に関する指導を包括したものであり、それらが相互に関連し、管理と表裏一体として推進されるものである。



2 学習指導要領と健康教育

平成25年4月に高等学校において、年次移行で実施（小学校は、平成23年4月。中学校は、平成24年度4月。特別支援学校は、校種に準じて。）される新学習指導要領であるが、健康教育に関して留意すべき改訂（変更点）は、次のとおりである。

- ① 総則1-3では、体育・健康に関する指導について、従来あった**心身の保持増進に関する指導に加えて、学校における食育の推進及び安全に関する指導が明記され、生徒の発達の段階を考慮することが新たに盛り込まれている。**
- ② 各教科等では、学校保健、学校安全、食育に関する内容について、体系化や充実を図るため改善がされている。

【特集】学校におけるアレルギー疾患に対する取組について

児童生徒においてアレルギー疾患はまれな疾患ではなく、学校に各種のアレルギー疾患の児童生徒がいることを前提とした、学校保健の取組が求められる状況にある。

また、平成24年12月20日に東京都調布市の小学校で、食物アレルギーを有する児童が、学校給食終了後、亡くなるという事故が起き、現在、死亡に至った経緯は調査中であるが、死因はアナフィラキシーショックの疑いがあると報告されている。

これらのことから、学校におけるアレルギー疾患への対応を整理することとした。

1 アレルギー疾患の児童生徒の把握について

- (1) アレルギー疾患の児童生徒に対する取組を進めるためには、個々の児童生徒につい

て症状等の特徴を正しく把握することが前提となる。

- (2) 公益財団法人 日本学校保健会が作成した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(監修 文部科学省)には、保護者が学校に提出する学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)を主治医が作成するとされている。(有料 保護者負担)
- (3) 埼玉県では埼玉県医師会との合意により、気管支ぜんそく、食物アレルギー、アナフィラキシーについては「アレルギー疾患管理指導願」を作成し、活用することとなった。「アレルギー疾患管理指導願」は、主治医または専門医の指導により、保護者が作成し、学校へ提出するものであるため、無料として取り扱うこととしている。
(平成20年10月2日付け教保体第988号 学校における「アレルギー疾患管理指導願」の活用について)
- (4) 症状が重篤な場合、または保護者が希望した場合は「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を活用しても良い。

2 「アレルギー疾患管理指導願」等の情報活用における注意点

- (1) 事前に日常の対応と緊急時に活用する旨、保護者に説明すること。
- (2) 緊急事態に対応するため、教職員全員で内容について共通理解を図ること。
- (3) 個人情報に留意しつつ緊急時に活用するため教職員誰もが閲覧可能としておくこと。

3 アナフィラキシーショックへの対応

- (1) アナフィラキシーショックで生命が危険な状態にある児童生徒には、医師から交付されているエピペン(アドレナリン自己注射薬)を使用する。
- (2) アナフィラキシーの救命の現場に居合わせた教職員がエピペンを自ら注射できない状況にある児童生徒に代わって注射することは、反復継続する意図がないと認められるため、医師法違反に当たらない。
(平成21年7月30日 21ス学健第3号 文部科学省通知)

4 学校におけるエピペンの使用の際の同意書について

- (1) 平成21年2月25日付け教保体第1600号で示したエピペン使用に関して保護者と取り交わす同意書については、強制ではなく、保護者との話し合いの中で理解を得られた場合に作成する。
- (2) 同意書の内容は、各市町村教育委員会や学校の実状に合わせて変更は可能である。
- (3) 注射のタイミングとしては、アナフィラキシーショック症状が進行する前の初期症状(呼吸困難などの呼吸器症状)のうちに注射するのが効果的とされているので、緊急の場合は学校の判断で注射する(アナフィラキシーの進行は一般的に急速であり、症状によっては児童生徒が自己注射できない場合も考えられる。)旨の同意を保護者から得ておく。
- (4) 「電話連絡等の確認」、「緊急を要する状態」、「異常を示す症状」、「学校医、主治医等への連絡」等について事前に保護者と情報交換を実施する。

5 その他

- (1) アドレナリン自己注射薬(エピペン)の処方を受けている児童生徒が在籍している学校においては、保護者の同意を得た上で、事前に地域の消防機関に当該児童生徒の情報を提供するなど、日頃から消防機関など地域の関係機関と連携すること。
- (2) アドレナリン自己注射薬(エピペン)の処方を受けている児童生徒がアナフィラキシーショックとなり、救急搬送(119番通報)する場合、アドレナリン自己注射薬(エピペン)が処方されていることを消防機関に伝えること。その際、注射の実施状況も伝えること。
- (3) 回復しても、ただちに医療機関を受診する旨、保護者に伝えること。

<学習指導計画立案の例>

保健学習指導案の形式

(第○学年○組)	体育科 (保健領域)	学習指導案	←小学校
↑	保健体育科 (保健分野)	学習指導案	←中学校
* 小学校の場合	保健体育科 (科目保健)	学習指導案	←高等学校

* 中学校・高等学校の場合→

平成○○年○月○日 (○)	第○時限	活動場所
(第○学年○組)	男子 名	女子 名
指導者	教諭 ○○	○ ○
	養護教諭 ○○	○ ○

1 単元名 「 」
小単元名 ()

↑ * 単元に多様な内容があり、分けて指導する場合には表示する。

●…単元名は学習指導要領に示す内容項目を記入する。

2 単元について

●…学習指導要領や同解説等に示された内容や今日的な課題等を踏まえて、具体的な単元の目標と内容を引き出す手がかりとする。

<ポイント1>

- ◇ 単元の内容の概要を述べる。
- ◇ 児童生徒にとって、この単元での魅力は何かを明らかにする。
- ◇ 単元を通して、児童生徒のどのような変容が期待できるか、どのような力を身に付けさせるかを明らかにする。

3 児童（生徒）の実態

●…この単元に関わる児童生徒の実態を明らかにする。また、授業を計画する上で必要な生活全般における実態も併せて書く。（関心・意欲・態度、思考・判断、知識・理解等）

<ポイント2>

- ◇ 表やグラフを用い、分かりやすく表示するとよい。

4 教師の指導観

●…児童生徒の実態を踏まえ、一人一人に対してこの単元を通して、どのように健康に対する関心・意欲を高め、思考力・判断力を育て、知識を身に付けさせていきたいかを具体的に明らかにする。

5 単元の目標

- (1) ……できるようにする。【関心・意欲・態度】
- (2) ……できるようにする。【思考・判断】
- (3) ……できるようにする。【知識・理解】

●…学習指導要領及び同解説を踏まえるとともに、評価規準とも関連させ、観点別に目標を設定する。

6 評価規準

●…「学習指導要領、同解説」「国立教育政策研究所教育課程研究センター評価規準の作成のための参考資料（平成23年11月・平成24年7月）評価規準に盛り込むべき事項・評価規準の設定例」「埼玉県教育委員会発行の資料」等を参考に各学校で作成した評価規準を示す。

- * 別紙で作成されている場合、別添にしてもよい。
- * 観点間の表現の重複、似た表現を避ける。
- * 「おおむね満足と判断できる状況」を評価規準として示す。

- * 中・高等学校は、内容のまとまりが大きいため小単位について記入する。
- * 「学習活動に即した評価規準」は、文末に特徴的な姿を表す動詞を用いる。

	単元の評価規準	学習活動に即した評価規準
関心 ・ 意欲 ・ 態度		① ~するなどの学習活動に進んで取り組もうとしている。(小学校) ② ~するなどの学習活動に意欲的に取り組もうとしている。(中学校・高等学校)
思考 ・ 判断		① ~するなどして、それらを説明している。 ② ~するなどして、筋道を立ててそれらを説明している。
知識 ・ 理解		① OOが□□であることについて、言ったり、書いたりしている。(小学校) ② OOが□□であることについて、言ったり、書き出したりしている。(中学校) ③ OOが□□であることについて、発言したり、記述したりしている。(高等学校)

7 単元の指導と評価の計画 (全4時間) 本時はOEP

時	学習のねらい・活動	関・意・態	思・判	知・理	評価方法
1	I ねらい ・関心意欲態度についての内容・・・できる。 ・知識理解についての内容・・・できる。 II 学習活動 1 2 3 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">指導すべき内容 OOには、□□があること</div> 4	①		①	話し合いの観察 ワークシート
②	I ねらい ・思考判断についての内容・・・できる。 ・知識理解についての内容・・・できる。 II 学習活動 1 2 3 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">指導すべき内容 OOには、□□があること</div> 4 5 6		①	②	発言・話し合いの観察 ワークシート

〈ポイント3〉

学習内容を明確にする観点から

- ◇ ねらいについては、本時の評価がある観点のところを示す。
- ◇ 学習活動については、解説レベルでの指導内容を「指導すべき内容」として記入する。
- ◇ 評価については、単元を通じて評価を重点化(1単位時間の評価の観点は、多くて2個)する。
- ◇ 評価欄には、「学習活動に即した評価規準」(関・意・態①、思・判②、知・理③等)を示す。

8 本時の学習と指導 (2/4)

(1) ねらい

- ・
- ・

～できる。

【思考・判断】

～できる。

【知識・理解】

(2) 資料および準備するもの・・・本時に使用する資料・用具等を示す。

(3) 展開

時間	学習内容・活動	指導上の留意点 (指導○ 評価規準◆)
導入 ○分	1 ○○について、○○する。	○
展開 ○分	2 ○○について、○○する。 Q1 だろうか?	○ ○ ○
	3 ○○について、○○する。 Q2 だろうか?	◆ 【評価の観点】 評価の観点がある場面には、 努力を要すると判断できる状況 (C) の児童生徒への指導の手 だてを明示する。
	<予想される反応> .	
	4 ○○について、○○する。 指導すべき内容 ・○○には、○○があること	
	5 ○○について、○○する。 Q3 だろうか?	○ ○
	<予想される反応> .	◆ 【評価の観点】 評価の観点がある場面には、 努力を要すると判断できる状況 (C) の児童生徒への指導の手 だてを明示する。
まとめ ○分	6 ○○について、○○する。 ねらいに戻る。 本時に何を身に付けたのかが 分かるまとめにする。	○ ○

〈ポイント4〉 指導内容を「指導すべき内容」として記入する。また、学習指導要領解説の文末の語尾を理解して授業をつくる。

- ・ 「理解できるようにする」 → 必ず教えるべき内容 (指導内容)
- ・ 「必要に応じて扱う程度とする」「関連付けて扱う程度とする」 → 伝える程度
- ・ 「触れるようにする」「適宜触れるようにする」 → 主たる学習内容を教えた上で扱う内容
- ・ 「取り上げる」 → 必ず取り扱う。 ・ 「適宜取り上げる」 → 選択して取り扱う。

9 資料等

- 本単元 (本時) で使用する学習資料・学習カード等を添付する。
- 板書計画等を記入する。

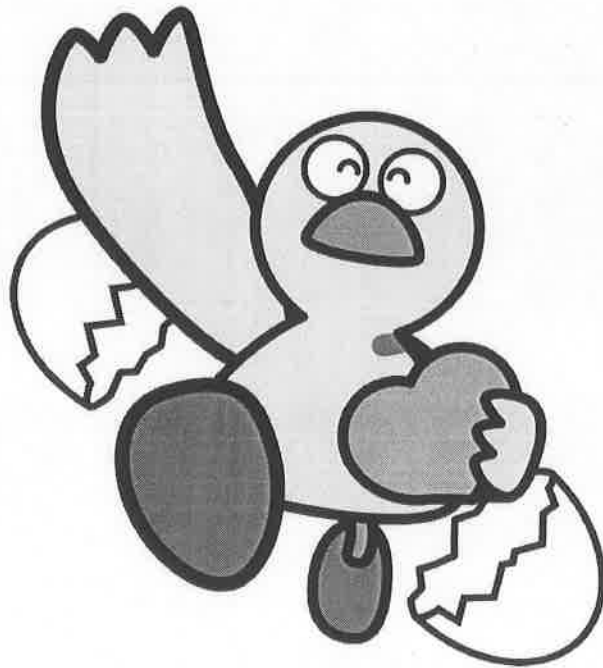
第2章

学校健康教育の推進方策

I 学校保健の充実

II 学校安全の推進

III 学校における食育の推進



I 学校保健の充実

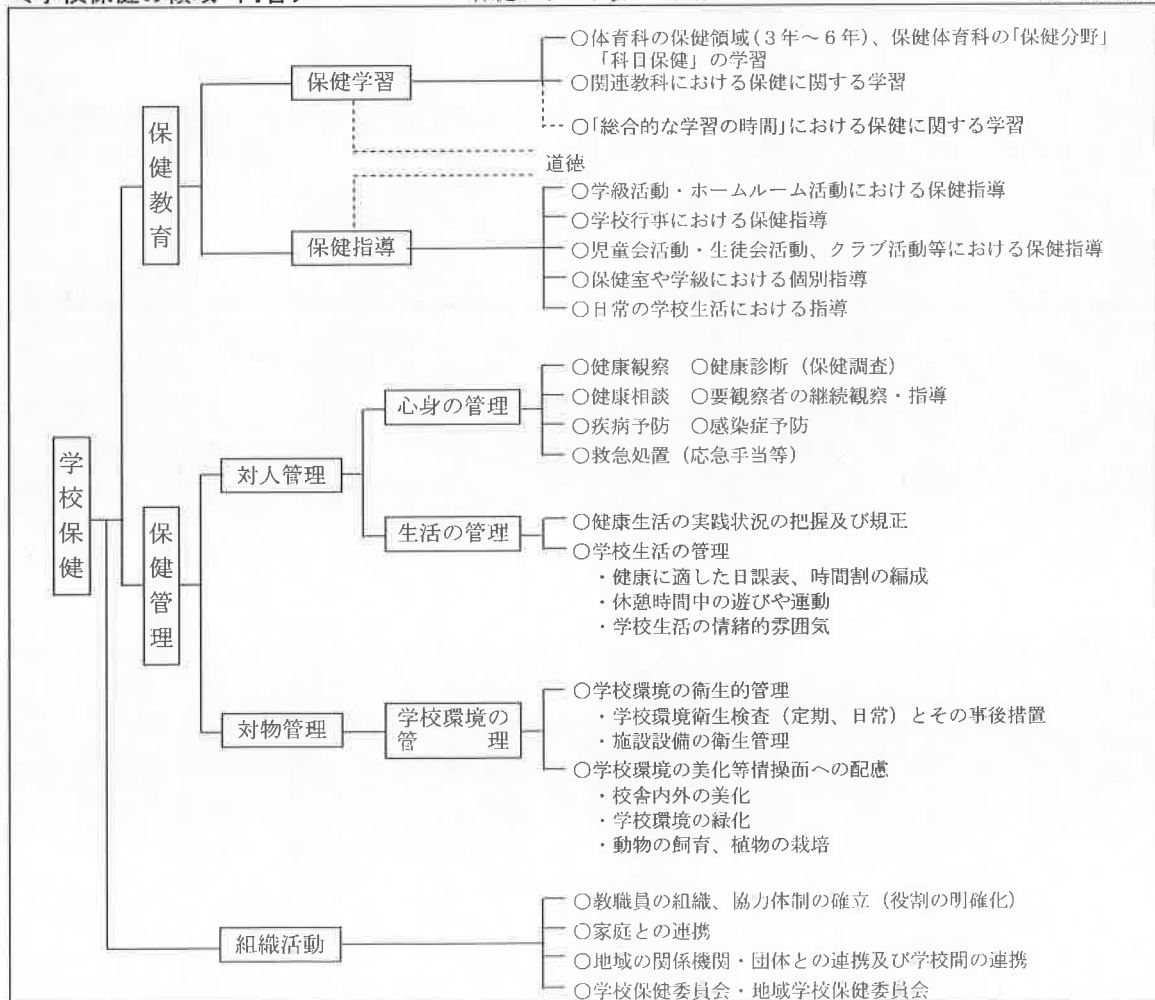
学校保健とは、学校において、児童生徒の健康の保持増進を図ること、集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行うこと、自己や他者の健康の保持増進を図ることができるような能力を育成することなど、学校における保健教育と保健管理のことである。

多様化・深刻化している子どもの現代的な健康課題を解決するためには、学校内の組織体制が充実していることが基本になることから、すべての教職員が共通の認識（基本的な知識と理解）をもち、学校保健計画に基づき、学校内の関係組織が十分に機能し、すべての教職員で学校保健を推進できるよう組織体制の整備を図り、保健教育と保健管理に取り組むことが必要である。

なお、学校保健計画は、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものであり、①児童生徒及び職員の健康診断、②環境衛生検査、③児童生徒に対する指導に関する事項を必ず盛り込み、原則として保護者等の関係者に周知を図ることが必要である。

また、学校における健康に係る取組は、家庭・地域との連携が強く求められるものであり、さらに地域にある各学校の学校保健委員会が連携して、地域の子どもの健康課題の協議などを行うための地域学校保健委員会の設置の促進が必要である。

<学校保健の領域・内容> 保健主事の手引<三訂版> 日本学校保健会 H16.2 ※一部改編



1 保健教育の充実

「心の健康」、「喫煙、飲酒、薬物乱用」、「性・エイズに関する問題」、「歯・口の健康づくり」、「望ましい生活習慣」など、多様化・深刻化する児童生徒の健康課題の解決に向けて保健教育の充実が求められている。学校における保健教育は、児童生徒の健康の保持増進に必要な知識や技能を習得させ、生涯にわたって自らの健康を適切に管理し改善していく思考力・判断力などの資質・能力と態度を育てることをねらいとしている。指導にあたっては、児童生徒の発達の段階を考慮して指導計画に基づき共通理解して取り組むことが大切である。

保健教育は「保健学習」と「保健指導」に大別される。

保健学習	教科の体育・保健体育等において学習指導要領に示された学習内容を学習する。知識の習得を重視した上で、習得した知識を活用する学習活動を積極的に行うことにより、思考力・判断力等を育成することをねらいとしている。
保健指導	日常の保健課題を取り上げ、実践的な能力や態度を育成することをねらいとする。特別活動の学級活動・ホームルーム活動、学校行事等を中心に教育活動全体を通じて行われるもので、身近な生活における具体的な健康問題に適切に対処し健康な生活が実践できるようにすることを目指している。

保健学習における思考力・判断力等を育成するために、「知識を活用する学習活動」では事例を用いたディスカッション、ブレインストーミング、心肺蘇生法などの実習・実験等多様な指導法の工夫を行うよう示されている。〔詳細は「新学習指導要領に基づくこれからの小学校・中学校保健学習」（日本学校保健会 平成21年3月）、「知識を活用した保健学習－性に関する指導編－、－感染症編－」（埼玉県教育委員会 平成23年2月、平成24年2月）参照。〕

また、保健学習や保健指導をより一層充実するためには、学級担任や教科担任等が連携し養護教諭や学校医等の有する知識や技能などの専門性を保健教育に活用することが効果的である。

(1) 心の健康

<現状と課題>

社会環境の変化は、児童生徒の健康に大きなストレスとなり、人間関係づくりがうまくできず、不登校やひきこもりなどの心の健康に関する問題が深刻化している。

特にインターネットなどの急速な普及により、児童生徒がパソコンや携帯電話を自在に扱い、友人とのコミュニケーションの場として利用しているが、相手の表情や感情を読み取ることの出来ない実態感のないコミュニケーションであると指摘されている。

児童生徒への心の健康に関する指導に当たっては、従来の社会性を育成し自己肯定感や自己実現を高める指導内容に加え、IT社会への対応などについても十分な配慮が必要である。

なお、埼玉県学校保健会では平成19年6月に、中学生、高校生はテレビゲームやインターネットの依存傾向や携帯電話のメールの頻度が高いほど、気分の調節障害（軽度のうつで見られる、「落ち込み」、「眠れない」、「落ち着かない」、「かっとなる」等の自覚症状）と有意な関連を示しているとの報告書をまとめている。

<対策>

- ア 保健学習には、小学校段階から心の健康に関する内容が示され、中学校では欲求やストレスへの対処の仕方に関する内容や心の健康と運動との関連、高等学校では精神の健康に関する内容があることから、学習指導要領で示された授業時間を確保し系統的な指導を実践する。
- イ 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの特性を生かしつつ、相互に補完し効果的に指導する。
- ウ 心の健康に関する指導を効果的に進めるに当たり、学級担任、養護教諭などの校内における連携や学校医、学校歯科医、学校薬剤師など専門家の参加・協力を得るなどして指導法を工夫する。

評 価

- 学校保健計画は児童生徒の実態や現代的健康課題を考慮した計画になっているか。
- 保健学習の内容は確実に実施されているか。
- 各学校の実態に即した心の健康に関する指導はできたか。

(2) 喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育

<現状と課題>

近年増加傾向にある、大麻やMDMA等合成麻薬事犯の検挙者の5割以上が未成年者及び20歳代の若者であり、青少年を中心とした薬物乱用が社会的な問題になっている。

また、最近においては、インターネットや携帯電話の普及から、より容易に薬物を購入でき、「合法ハーブ」などと称する違法ドラッグの乱用が引き起こしたと考えられる事件・事故が発生したりするなど、児童生徒の身近に薬物の危険が迫っており、極めて憂慮される状況である。

学校においても、薬物乱用はいつ・どこでも起こり得るという危機感を持って児童生徒へ指導する必要がある。その際、家庭や地域と連携して指導を進め、特に保護者に対して、学校と共通の認識を持って指導するよう働きかけることが大切である。

また、喫煙、飲酒に関しては、健康障害が社会問題になっているとともに、薬物乱用の入り口とも言われていることから、小学校から発達の段階に応じて指導することが重要である。

<対策>

- ア 喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する内容が小学校学習指導要領の教科（体育）の中に位置付けられ、中学校、高等学校との体系化が図られている。各段階での指導内容と系統性を把握し、効果的に指導する。
- イ 薬物乱用防止教室を学校保健計画に位置付け、保護者に参加を促して、年1回以上開催する。薬物乱用の恐ろしさを十分理解させるため、専門性を有した学校医、学校薬剤師、警察職員、保健所職員及び薬物乱用防止指導員等の協力を得て実施する。
- ウ 「知識中心型」「脅し型」の教育だけではなく、自尊感情を高めたり、思考力・判断力等の育成を図る学習活動を取り入れたりして、適切な意志決定や行動選択の基礎を培う。
- エ 授業参観等で保護者とともに考える学習の場を設定するなど、家庭や地域社会との連携を図りながら指導を行う。

評 価

- 薬物乱用防止教室を、学校保健計画に位置付け、保護者の参加を促し、年1回以上計画的に実施できたか。
- 専門性を有する外部講師の協力を得て、薬物乱用防止教室が開催できたか。
- 「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料」（日本学校保健会 平成22年3月、平成23年1月）、「薬物乱用防止教室マニュアル<改訂>」（日本学校保健会 平成20年4月）を参考に指導方法を工夫したか。
- 学校・家庭・地域が一体となって薬物乱用防止教育を進めることができたか。

(3) 性に関する指導・エイズ教育

<現状と課題>

児童生徒の身体的生理的発達が早まっており、性に関する意識や価値観が多様化するとともに、児童生徒を取り巻く家庭環境や社会環境も大きく変化している。

このような中、性の問題行動や若年層の性感染症が問題となっており、性に関する悩みや不安を抱える児童生徒も増加している。

学校における性に関する指導は、人格の完成を目指す「人間教育」の一貫であり、科学的知識を理解させるとともに、児童生徒が「生命尊重」、「人間尊重」、「男女平等」の精神に基づく正しい異性観を持ち、現在及び将来の生活における性に関する問題に対して、適切な意志決定や望ましい行動がとれるようにすることが大切である。

そのためには、児童生徒の実態を的確に把握し、①発達の段階を踏まえること、②学校全体で共通理解を図ること、③保護者の理解を得ることに配慮するなどして、効果的な性に関する指導を学校教育活動全体を通じて充実させる必要がある。

<対策>

- ア 児童生徒の実態に応じた性に関する指導・エイズ教育の全体計画、年間指導計画を作成する。
- イ 小学校、中学校、高等学校の保健学習に性に関する指導の内容が、児童生徒の発達段階に応じて示されている。学習指導要領に示された保健学習の内容を確実に指導する。
- ウ 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの特性を生かしつつ、集団指導と個別指導を相互に補完して指導を進める。
- エ 学校における性に関する指導の進め方については、「知識を活用した保健学習－性に関する指導編－、－感染症編－」（埼玉県教育委員会 平成23年2月、平成24年2月）、「学校における性教育実践のための事例集」（平成19年3月）、「同 第Ⅱ集」（平成21年3月）の活用を図る。
- オ 指導の在り方や内容については、校内推進委員会等で、教職員の共通理解を図り指導する。その際、養護教諭、学校医、地域の関係機関等の専門家の参加・協力を得るなどして、効果的な指導を工夫する。

評 価

- 発達の段階を踏まえた効果的な指導となっているか。
- 学校全体の指導計画に基づき共通理解して実施しているか。
- 単なる避妊教育や予防教育のみでなく、性に関する適切な意志決定と行動選択ができるような指導になっているか。
- 保護者等に対しても理解と協力の得られる内容であるか。
- 「知識を活用した保健学習－性に関する指導編－、－感染症編－」（埼玉県教育委員会 平成23年2月、平成24年2月）「学校における性教育実践のための事例集」（埼玉県教育委員会 平成19年3月、平成21年3月）を活用しているか。

(4) 歯・口の健康づくり

<現状と課題>

児童生徒の歯や口の健康状態をみると、むし歯以外にも咀嚼などの口腔機能の未発達や小学校高学年以降の歯肉炎の増加、傷害による歯の喪失などの問題が指摘されており、その指導や対策の充実が求められている。

また、歯・口の健康に対する望ましい態度と習慣の育成は、学校での指導と相まって家庭での日常の実践が定着することでより効果が上がることから、保護者に対して健康的な生活習慣や食生活に努めるよう啓発し、協力を求める必要がある。

さらに、C O（要観察歯）・G O（歯周疾患要観察者）の児童生徒については、個別指導を実施し、継続的な観察と指導を行う必要がある。

◎ 平成24年度 埼玉県学校歯科保健状況調査 (さいたま市を含む)

	一人平均DMF保有数	永久歯 処置歯率
小学校	0.38本	82.3%
中学校	1.26本	76.2%

<対策>

ア ヘルスプロモーションの考え方を生かし、歯・口の健康に関する学習を通して自律的な健康管理ができるような資質や能力を育成する視点を持ち、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の実情や発達の段階・障害等に応じた指導計画を作成する。

イ むし歯予防のみならず、歯肉炎の予防や摂食などの口腔機能の健全な発達、歯牙の外傷防止等、児童生徒の多様な課題に即した内容とする。

ウ 歯・口の健康づくりについては、「学校歯科保健参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり」（文部科学省 平成23年3月）を活用する。

評 価

- 健康診断の集計・分析などから各学校の実態に即した歯・口の健康づくりの実践はできたか。
- C O（要観察歯）・G O（歯周疾患要観察者）の児童生徒の継続的観察・指導を行ったか。
- 保護者や関係者等との共通理解を図り、連携して進めることができたか。

(5) 望ましい生活習慣づくり

<現状と課題>

児童生徒を取り巻く社会環境や生活様式の変化が、夜型生活の低年齢化や朝食欠食といった食生活の乱れ、日常的な身体活動の不足など児童生徒の健康状態に影響を与えていることが指摘されている。

また、健康教育は、小学校入学から高等学校卒業までの十数年にわたる長期間を生涯にわたる健康づくりの出発の場として、その基礎を培うことが求められている。将来においても健康な生活を送るために学校、家庭、地域が相互に綿密な連携を図り、望ましい生活習慣を身につけさせることが必要である。

<対策>

- ア 定期健康診断などの結果を踏まえ、必要に応じて養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、学級担任、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師などによる個別または集団による保健指導を実施する。
- イ 児童生徒の健康問題について協議するため、学校保健委員会や地域学校保健委員会を開催し、その解決に向け、学校、家庭、地域が連携を図る。

評 価

- 定期健康診断などから児童生徒個々の健康状況を把握し、課題解決に向けて保健指導などの対応を行ったか。
- 校内での共通理解のもと、保護者及び関係機関との連携を図った指導ができたか。

2 保健管理

学校における保健管理は、日常の健康観察、定期健康診断の実施と事後措置、健康相談、学校感染症の予防、学校環境衛生検査の実施と事後措置を通じて、児童生徒等の健康の保持・増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果を目的としている。

児童生徒の定期健康診断や日常の健康観察を通じて、心身の発達・発育段階を的確に踏まえ、健康診断後の事後措置（疾病等の通知、保健指導、健康相談等）、特に配慮する児童生徒への適切な対応が必要である。

また、学校においては、児童生徒の心身の健康にかかわる非常災害が発生することも想定し、適切な対応ができるよう危機管理体制を整備しておくとともに、家庭や地域と連携を図った健康相談が適切に行なわれるよう支援体制を整備しておく。

(1) 心身の管理

<現状と課題>

児童生徒の健康に関する情報を的確に把握するとともに、個人情報保護などに配慮しつつ、児童生徒一人一人が自らの健康状態のデータを評価・活用することが大切である。

<対策>

- ア 定期・臨時健康診断の適切な実施と事後措置の充実
 - 自己の健康状態を理解させ、発育の発達に関心をもたせることのできる健康診断実施計画を作成する。また、計画の作成については学校医・学校歯科医等と十分に連携を図る。
 - 「学校保健ハンドブック」(埼玉県教育委員会・埼玉県学校保健会 平成16年3月)や「児童生徒等の健康診断マニュアル(改訂版)」(日本学校保健会 平成18年3月)を活用し、職員会議や研修会等で担任を中心に全教職員でかかわる健康診断の意義や事後措置について共通理解を図る。
 - 小・中学校の結核対策については、「学校における結核対策マニュアル(文部科学省 平成24年3月)」をもとに、適切な対応をする。
- イ 学校感染症の予防

感染症の予防には、感染源対策、感染経路対策、感受性のある人への対策の3要素が重要である。

- 感染源対策としては、感染者の早期発見と治療であり、学校や家庭での健康観察の徹底、出席停止の措置等を行う。
- 感染経路対策としては、手洗いやうがいの励行、咳エチケット、おう吐物などの適正な処理、臨時休業措置等が重要である。
- 感受性のある人への対策としては、日常の健康の保持増進と予防接種、マスクの着用、手洗いやうがいの励行など個人の対応が重要であり、これらについて保健教育の充実が重要である。
さらには日ごろより教職員に対する感染症の研修を行い、感染症発生時の役割分担の確認を行うことが必要である。
- 学校において感染症が発生した場合には「学校における感染症発生時の対応―第2版―」（埼玉県教育委員会・埼玉県学校保健会 平成24年12月）を参考に対応する。

ウ 危機管理体制の整備

けがや事故の発生時および、各学校で想定される危機管理事案（結核、麻しん、感染性胃腸炎、食物アレルギーによるアナフィラキシーショック、食中毒など）を例示し、それらが発生（休日、夜間を含む。）した場合、迅速かつ適切な対応ができるよう、学校の実情に応じた危機管理マニュアルを作成し、職員会議等で全教職員の危機管理意識を高める。

エ 心身の健康問題を抱える児童生徒等への支援体制の工夫

- 各学校において、管理職、学級担任、生徒指導担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラーなどの教職員による校内の支援体制を整備する。
- 健康相談を充実させるために、児童生徒の言動から、問題行動の背景や要因を的確に把握し、問題を見極め、必要に応じて専門機関等と連携を図り支援方法を検討する。
- 事例報告会や事例検討会等を計画的、継続的に実施する。
- 非常災害時における子どもの心身の健康問題に適切な対応をするために「子どもの心のケアのために―震災や事件・事故発生時を中心に―（文部科学省 平成22年7月）」を活用する。

評 価

- 教職員や児童生徒が、健康診断の意義を理解し、適切に実施できたか。
- 健康診断の事後措置を実施し、児童生徒等の心身の健康づくりが推進できたか。
- 感染症予防対策が取られているか。
- 危機管理マニュアルが作成され、職員全員に周知されているか。
- 心身の健康課題を見極め、校内外の連携を図り、支援体制がとれたか。

(2) 学校環境衛生活動の推進

<現状と課題>

学校環境衛生活動を円滑に推進するに当たっては、学校の教職員（学校医、学校薬剤師を含む）が、児童生徒の心身の健康の保持増進を図るために必要な活動であることを共通理解するとともに、それぞれの職務の特性を生かした役割について、学校保健計画や校務分掌等により明確にする必要がある。

平成21年4月1日に施行された学校保健安全法第6条で「学校環境衛生基準」が定められ、検査を実施することと定期及び臨時に行う検査の結果に関する記録について検査

の日から5年間保管することが義務づけられた。さらに、検査に必要な施設・設備等の図面等の書類は、必要に応じ閲覧できるよう保存する必要がある。

<対策>

ア 学校環境衛生活動の実施計画の策定

学校保健安全法第5条に規定されている学校保健計画には、環境衛生検査に関する事項についても計画を策定し実施するよう定めている。この計画は、前年度の実施結果等を踏まえ、気候や学校行事を考慮し、学校薬剤師等の助言及び協力を得て策定する。

イ 学校環境衛生活動

学校環境衛生活動は、定期検査、日常点検、臨時検査に分けられる。日常点検は校務分掌等に基づいて点検すべき事項について授業開始時や授業中、又は授業終了時など適切な時に、主として感覚的にその点検をし、必要に応じて事後措置を講ずるためのものであり、それらの結果に基づいて定期検査及び臨時検査の実施に役立てるようにする。また、学校環境衛生活動は、身の回りの環境がどのように維持されているかを知る保健教育の一環として、児童生徒が学校環境衛生の検査をする等の活動も考えられる。

ウ 教室等の環境

机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品の搬入に当たっては、化学物質の放散の少ないものを選定するよう配慮し、搬入後は教室内の換気を十分に行うとともに揮発性有機化合物が基準値以下であることを確認する。

揮発性有機化合物に起因する健康問題が発生、又は発生の恐れがある場合は、「健康的な学習環境を維持管理するために（平成24年1月 文部科学省）」等を参考にして対応するとともに、必要に応じ学校薬剤師等の指導・助言を受け、原因調査、環境検査等を実施する。

また、体質等でごく微量の化学物質にも過敏に反応する児童生徒がいる場合は、保護者と相談・協議し、相互に共通認識をもって、個々の実情に応じ適切な配慮をする。

エ 飲料水の安全管理

飲料水を管理する上で、残留塩素の測定及び記録は重要である。この測定及び記録は、夏季休業中であっても児童生徒が学校に来ている日は、必ず実施する。

また、継続して残留塩素が検出されない場合は、二次的な消毒設備の増設等をする。

オ [改訂版]学校環境衛生管理マニュアルの活用について

学校環境衛生活動の円滑な実施にあたっては、既に配布している[改訂版]学校環境衛生管理マニュアル（平成22年3月 文部科学省）を参考とする。

評 価

- 年間計画に基づき学校環境衛生基準で定める定期検査及び日常点検を実施できたか。また、不適事項等のあった場合は速やかに改善できたか。
- 児童生徒、教職員、保護者等がそれぞれ役割分担した計画的、組織的な学校環境衛生活動を実践できたか。
- 揮発性有機化合物に起因する健康被害の発生はなかったか、健康被害の発生があった場合、適切な対応ができたか。（化学物質に過敏に反応する児童のいる学校にあっては、適切な個別配慮ができたか。）

3 組織活動（学校保健委員会）

<現状と課題>

複雑化、多様化している子どもの現代的な健康問題を解決するためには、学校内の組織体制が充実していることが基本であり、全ての教職員が共通の認識を持ち、取り組むことが必要である。「学校保健委員会」は健康課題をテーマにして学校関係者が研究協議を行い、学校における健康教育を推進する学校内の保健活動の中心組織である。委員会を通して校内の協力体制の整備はもとより、外部の専門家の協力を得るなど家庭、地域社会の関係機関との連携を図り活性化を図る。さらに、地域にある幼稚園や小・中・高等学校の学校保健委員会が連携して地域学校保健委員会の設置の促進に努めることが効果的であり、保健主事が中心となって運営することとされている。

埼玉県は小・中・高等学校とも100%設置されているが、その内容の質的な向上が課題である。（「平成24年度埼玉県健康教育実践状況調査」より）

学校保健委員会を通じて、学校内の保健活動の中心として機能するだけでなく、学校、家庭、地域の関係機関などの連携による効果的な学校保健活動を展開することが可能となることから、その活性化を図っていくことが必要である。

このため、各学校において、学校保健委員会の位置づけを明確化し、先進的な取り組みを進めている地域の実践事例を参考にすることで、質の向上や地域間格差の是正を図ることが必要である。

（中央教育審議会答申 平成20年1月17日）

<対策>

ア 保健主事を中心に養護教諭・保健部員の協力のもとに学校保健計画に基づき、すべての教職員で学校保健を推進することができるよう組織体制の整備を図る。

イ 事前にアンケート調査等から学校の実態を把握し「テーマ」を決定する。

ウ 講義、講演のみでなく、児童生徒等保健委員会、保護者、学校医等がそれぞれの立場から積極的に発表、質問、助言等ができるよう準備、運営する。

評 価

- 学校の実態にあったテーマとなっているか。
- 計画に基づき共通理解をして実施しているか。
- 学校保健委員会の事後に課題解決のために具体的に活動できたか。
- 委員会の内容や事後の活動を評価し、保健だより等で職員や保護者に啓発したか。
- 「保健主事のための実務ハンドブック（文部科学省 平成22年3月）を活用しているか。

平成24年11月6日（火）第5時限 体育実験室
 第1学年3組 男子 23名 女子 17名
 埼玉県立大宮東高等学校 教諭 川崎 知美

1 単元名 「現代社会と健康」 イ 健康の保持増進と疾病の予防

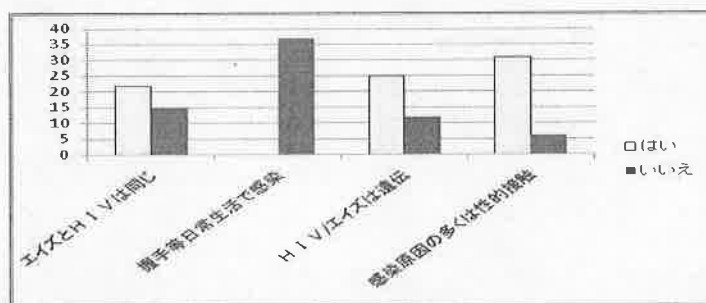
2 単元について

我が国の疾病構造や社会の変化に対応して、健康を保持増進するためには、個人の行動選択やそれを支える社会環境づくりなどが大切であるというヘルスプロモーションの考え方を生かし、人々が自らの健康を適切に管理すること及び環境を改善していくことの重要性が理解できるようにする。また、感染症の発生や流行には時代や地域によって違いがみられ、その予防には、個人的及び社会的な対策を行う必要があることについて理解できるようにする単元である。

3 生徒の実態

体育科があることもあり、活動的で明るい生徒が多く、普段の授業においても非常に積極的である。

エイズに関する事前のアンケートでは、多くの生徒がHIVとAIDSの区別もできていない現状であり、きめ細やかな指導が必要である。根拠をもって考えたり、想像したりすることが苦手な生徒が多い。



【エイズに関する事前のアンケート結果】

4 教師の指導観

感染症は、時代や地域によって自然環境や社会環境の影響を受け、発生や流行に違いが見られる。近年、新たな病原体の出現、社会の意識の変化等により、エイズや結核に代表される新興感染症や再興感染症の発生や流行が見られ、これらの予防には、環境の整備や社会的な対策のみならず、個人の取組が重要になっている。このようなことから、適切な意志決定・行動選択ができる資質・能力を身に付けさせることをねらいとして、感染症に関する事例を提示してグループで話し合ったり、取得した知識を活用しながら資料やグラフを読み取らせる活動をしたりすることで、思考力・判断力等を育成させる。

5 単元の目標

- (1) 現代社会と健康について、健康を保持増進するためには、自らの健康を適切に管理すること及び環境を改善していくことが重要であることに関心を持ち、学習活動に意欲的に取り組むことができるようにする。 【関心・意欲・態度】
- (2) 現代社会と健康について、健康を保持増進するための課題の解決を目指して、知識を活用した学習活動などにより、総合的に考え、判断し、それらを表したりすることができるようにする。 【思考・判断】
- (3) 現代社会と健康について、健康を保持増進するための課題の解決に役立つ自らの健康を適切に管理すること及び環境を改善していくための基礎的な事項を理解することができるようにする。 【知識・理解】

6 評価規準

	単元の評価規準	学習活動に即した評価規準
関心・意欲・態度	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病と日常の生活行動について、資料を探したり、見たり、読んだりするなどの学習活動に意欲的に取り組もうとしている。 喫煙、飲酒と健康、薬物乱用と健康、感染症とその予防について、課題の解決に向けての話し合いや意見交換などの学習活動に意欲的に取り組もうとしている。 	<ol style="list-style-type: none"> 生活習慣病と日常の生活行動について、資料を見たり、読んだりするなどの学習活動に意欲的に取り組もうとしている。 喫煙、飲酒と健康、薬物乱用と健康、感染症とその予防について、課題の解決に向けての話し合いなどの学習活動に意欲的に取り組もうとしている。
思考・判断	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病と日常の生活行動について、資料等で調べたことを基に、課題を見付けたり、整理したりするなどして、それらを説明している。 喫煙、飲酒と健康、薬物乱用と健康、感染症とその予防について、学習したことを、個人及び社会生活や事例と比較したり、分析したり、評価したりするなどしている。また、筋道を立ててそれらを説明している。 	<ol style="list-style-type: none"> 生活習慣病と日常の生活行動について、資料等で調べたことを基に、課題を見付け、解決の方法を整理するなどして、それらを説明している。 喫煙、飲酒と健康について、資料等で調べたことを基に、課題を見付け、解決の方法を整理するなどして、それらを説明している。 薬物乱用と健康について、学習したことを、個人及び社会生活や事例と比較したり、評価したりするなどして、筋道を立ててそれらを説明している。 感染症とその予防について、学習したことを、個人及び社会生活や事例と比較したり、分析したりするなどして、筋道を立ててそれらを説明している。
知識・理解	<ul style="list-style-type: none"> 健康の保持増進と生活習慣病の予防には、食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践する必要があること、喫煙と飲酒は、生活習慣病の要因になること、薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならないこと、喫煙と飲酒、薬物乱用の対策には、個人や社会環境への対策が必要であること、感染症の発生や流行には、時代や地域によって違いがみられること、感染症の予防には、個人及び社会的な対策を行う必要があることについて、理解したことを発言したり、記述したりしている。 	<ol style="list-style-type: none"> 生活習慣病を予防し健康を保持増進するには、食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践する必要があることについて、理解したことを発言したり、記述したりしている。 喫煙は、生活習慣病の要因となり、個人や社会環境への対策が必要であることについて、理解したことを発言したり、記述したりしている。 飲酒は、生活習慣病の要因となり、個人や社会環境への対策が必要であることについて、理解したことを発言したり、記述したりしている。 薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから決して行ってはならないことや個人や社会環境への対策が必要であることについて、理解したことを発言したり、記述したりしている。 感染症の発生や流行には、時代や地域によって違いが見られること、その予防には、個人的及び社会的な対策を行う必要があることについて、理解したことを発言したり、記述したりしている。

7 単元の指導と評価の計画（略）

8 本時の学習と指導 (7/8)

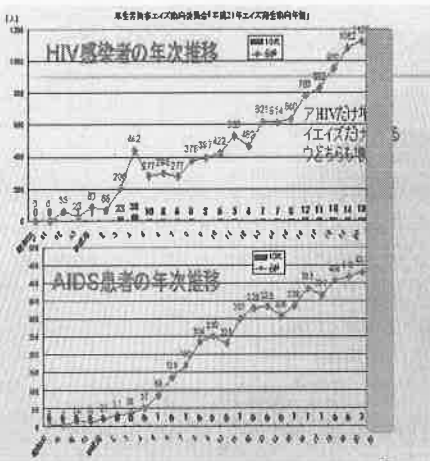
(1) ねらい

・感染症とその予防について、学習したことを、個人及び社会生活や事例と比較したり、分析したりするなどして、筋道を立ててそれらを説明することができる。 【思考・判断】

(2) 資料および準備するもの

ワークシート・パソコン・プロジェクター

(3) 展開

時間	学習内容・活動	指導上の留意点 (指導○ 評価規準◆)
導入 7分	<p>1 感染症やエイズについて、前時の授業及び中学校で学習したことの確認をする。</p> <p>2 本時のねらいについて確認する。</p>	<p>○感染症について口頭試問やエイズについてのクイズにより、現時点での知識を確認するとともに、課題意識をもたせる。</p> <p>○エイズとは、HIVに感染することで体の免疫機能が働かなくなっていく病気であり、潜伏期間が長く、その間に他に感染させてしまうことがあることを確認し、HIV感染＝エイズではないことを確認する。</p> <p>○感染源は血液、精液、膣分泌液、母乳に限られていること、また、唾液や汗からは感染しないことを確認する。</p> <p>○感染経路は血液感染、母子感染、性的接触による感染に限られていること、日常生活では感染しないことを確認する。また、性的接触による感染が9割近くを占めることを確認する。</p> <p>○前時の学習から、感染症は我が国の健康課題のひとつであり、そのうち、性感染症、とりわけエイズについては、社会的対策とともに、自らが、適切な意志決定・行動選択ができる資質・能力を身に付けることの重要性について学習することを伝える。</p>
展開 38分	<p>3 我が国におけるHIV感染者数、エイズ患者数について知る。</p> <div data-bbox="279 1288 1252 1332" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>Q HIV感染者とエイズ患者数の年間報告数はどのように推移しているだろう</p> </div> <p>(1) HIV感染者とエイズ患者の年間報告数から考える。【資料1】</p> 	<p>○ワークシートに「第1次自分の考え」を記入し、挙手で発表させる。</p> <p>【内容】 平成5年以来急激に感染者や患者が増えているが、平成21年の推移はどうなっているかについて、その理由も含めディスカッションする。</p> <p>ア HIVだけ増える イ エイズだけ増える ウ どちらも増える</p>

展
開

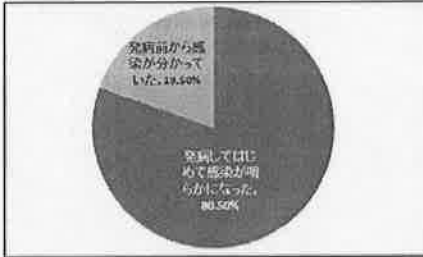
3
8
分

<予想される反応>

- ・グラフの増加具合から両方とも増える
- ・エイズになるまで分からない人が多いと思うので、エイズだけ増える
- ・発症を遅らせる薬の開発が進んでいるので、HIV感染者だけ増える

(2) エイズの発病とHIV感染判明の関係グラフから考える。

【資料2】

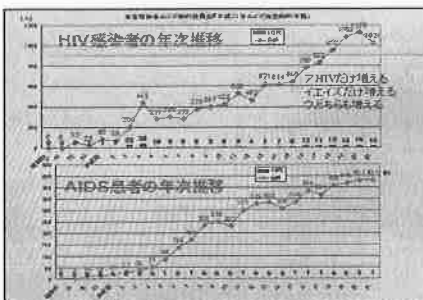
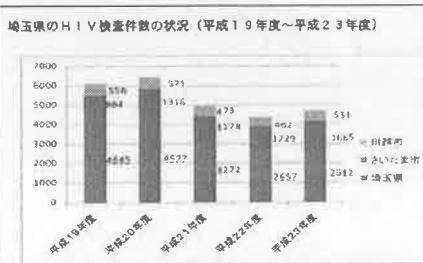


<予想される反応>

- ・感染しているかもしれないと思っても、どうしてよいか分からない人が多いから、両方増加している
- ・HIVについて知っているが、自分がかからないと思う人が多いから、HIV感染者は減って、エイズ患者が増加している

(3) HIV検査件数のグラフから考える。

【資料3】



○エイズの発病とHIV感染判明の関係グラフを提示し、「第2次自分の考え」を考えさせる。

○発症して初めて感染が明らかになった場合、全体の8割であることを伝える。

○ワクチンによる予防法や確実な治療法が確立されていないものの、発症をおさえる治療法などが開発されていることを伝える。

○HIV検査件数が減っていることを伝え、さらに考えを深めさせ、「第3次自分の考え」を記入させる。

○平成5年以來急激に感染者や患者が増えているが、平成21年の推移はどうなっているか伝える。

- ア HIVだけ増える
- ① エイズだけ増える
- ウ どちらも増える

○エイズ患者は国内において増加傾向であること、HIV感染検査をするものが少なくなっており、エイズが発症して初めて感染していることに気付くものが多いことを確認する。

○エイズへの対策には、自分も無関係ではいられないこと、正しい知識と理解が必要なこと等に気付かせる。

○エイズ検査については、別紙資料を配付しながら、保健所で無料かつ匿名で実施できること、埼玉県では即日検査や相談も行っていることを伝える。併せて、年間数件ではあるがHIVに感染した輸血での感染があることを知らせ、献血では、エイズの検査はできなし、してはいけないことを伝える。

<p>展開</p> <p>3 8 分</p>	<p>4 個人ができるHIV感染の予防について考える。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>Q HIV感染を防ぐために、個人ができることは、どのようなことだろうか？</p> </div> <p><予想される反応></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・エイズへの正しい理解が必要 ・正しい判断力を持つことが必要 ・節度ある性行動が必要である ・不特定多数との性的接触を避ける ・性的接触を行う際はコンドームを使用する ・薬物乱用をしない ・気軽に検査を受けてもいいのではないか ・「もしかして、感染しているかもしれない」という意識をもつ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>指導すべき内容 エイズへの対策には、個人の取組が必要であること</p> </div>	<p>○たった一度の性的接触でもHIVに感染する可能性があり、自覚症状のない時期が長いので、気付かないうちに他人に感染させてしまうことについて知らせる。</p> <p>○そういった社会的取組を行っているにもかかわらず、HIVの感染者数は減っていない現状について伝え、個人的対策について考えさせる。</p> <p>○ワークシートに記入し、一定時間確保後、挙手で発表させる。</p> <p>○個人で考えさせた後、グループでディスカッションさせ、発表させる。</p> <p>○個人のエイズへの正しい理解が必要であること、 ○より良く生きるための正しい判断力を持つこと、 ○主な感染経路は性的接触であることから、感染を予防するには節度ある性行動が必要であること、性的接触を行う際はコンドームを使用することが有効であることを伝える。</p> <p>◆感染症とその予防について、学習したことを、個人及び社会生活や事例と比較したり、分析したりするなどして、筋道を立ててそれらを説明している。</p> <p style="text-align: right;">【思考・判断】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>「努力を要する」状況(C)と判断された生徒への手だて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・机間指導の中で、エイズの発病とHIV感染判明の関係グラフからどんなことが言えるのか個別にアドバイスする。 </div>
<p>まとめ</p> <p>5 分</p>	<p>7 本時のまとめをする。</p> <p> 次回の予告をする。</p>	<p>○HIV 感染やエイズの予防には社会全体で蔓延を防ぐ取り組みとともに、個人の適切な意志決定・行動選択が必要なこと、さらには一人一人の正しい知識と理解が必要なこと、などが重要であることを確認する。</p> <p>○次時授業の予告をする。</p> <p> <u>エイズへの対策には、社会的な対策も必要であること</u></p>

Ⅱ 学校安全の推進

1 学校安全推進のために

(1) 学校安全の目標・構造・活動・領域

ア 学校安全の目標

安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を養うことにある。具体的には次の3つの目標が挙げられる。

- (ア) 安全に対する理解を深め、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができる。
- (イ) 危険を予測し、安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善できる。
- (ウ) 学校・家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・貢献できる。

イ 学校安全の構造

【学校安全の構造図】



ウ 学校安全の3つの活動

(ア) 安全教育

日常生活全般における安全確保のために必要な事項の実践的な理解、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培い、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を養うことを目指して行われるものである。

(イ) 安全管理

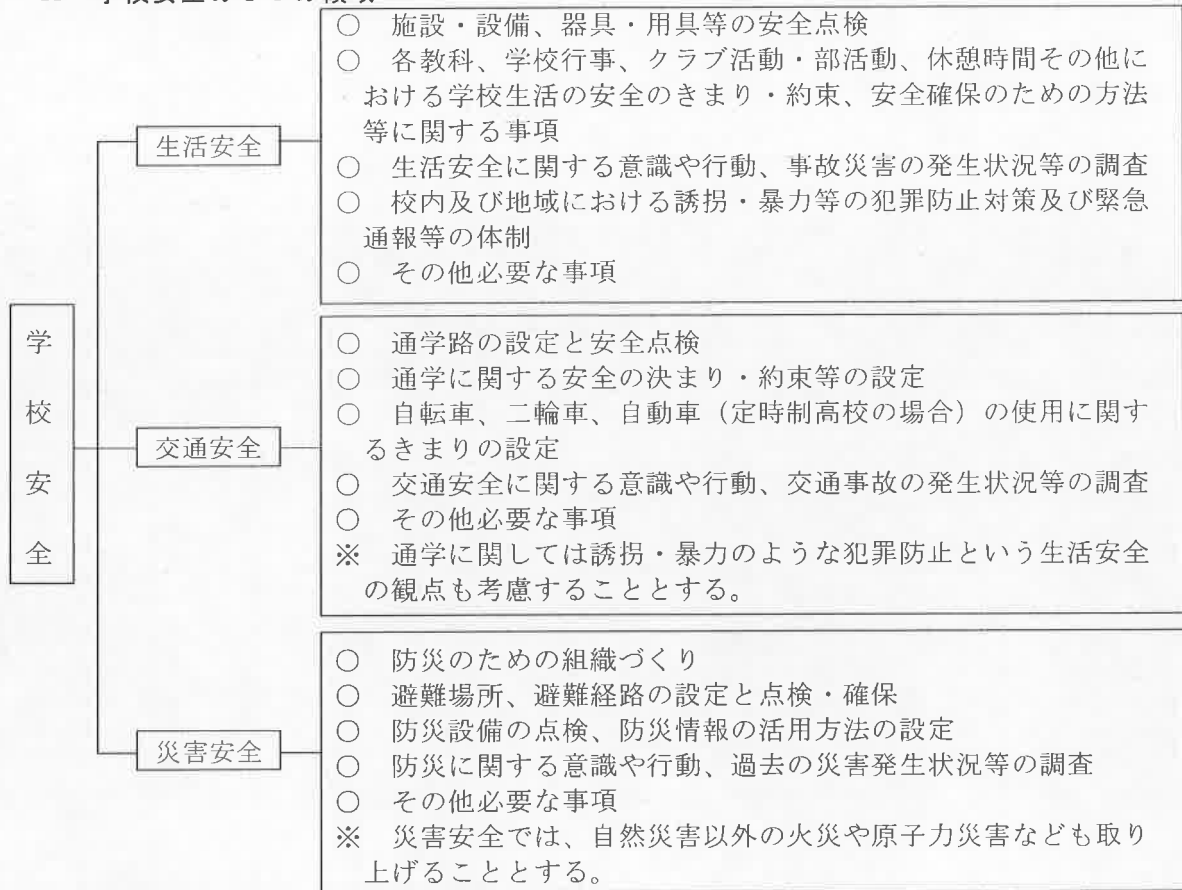
児童生徒の安全の確保を図ることを目指して行われるものである。

事故の要因となる学校環境や、児童生徒等の学校生活等における行動の危険を早期に発見し、それらを速やかに除去するとともに、万一事故が発生した場合には、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立する。

(ウ) 組織活動

安全教育と安全管理の活動を円滑に進めていくための役割をもつ活動である。学校安全に係る教職員等の研修を含めて計画する。

エ 学校安全の3つの領域

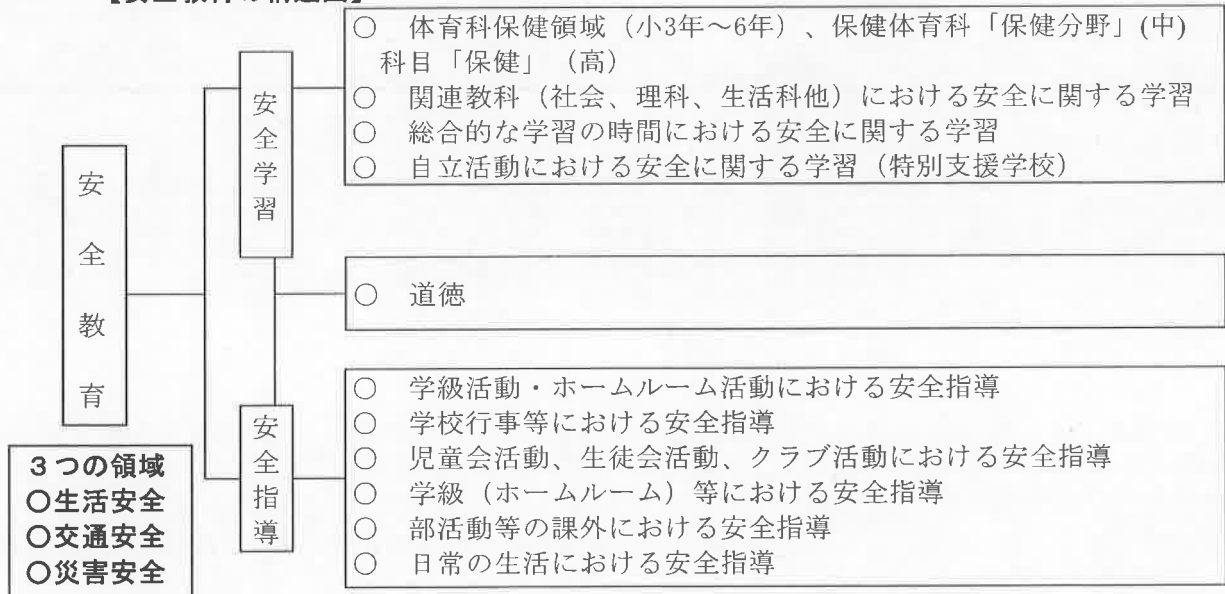


(2) 安全教育

ア 安全教育の構造

- 安全学習と安全指導で構成される。

【安全教育の構造図】



イ 安全教育の内容

(ア) 生活安全に関する内容

日常生活で起こる事故の発生原因と安全確保の方法について理解し、安全に行動できるようにする。

(危険の理解と安全確保)

- (ア) 学校生活や各教科、総合的な学習の時間などの学習時における危険
- (イ) 運動会、校内競技会等の体育的行事における危険
- (ウ) 遠足・旅行等、勤労生産・奉仕的行事等における危険
- (エ) 登下校時、家庭生活などにおける危険
- (オ) 事故発生時の通報と応急手当
- (カ) 誘拐、傷害などの犯罪に対する適切な行動の仕方など、学校や地域での犯罪被害の防止
- (キ) 施設設備の状態の把握と安全な環境づくり

(イ) 交通安全に関する内容

様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車等の利用ができるようにする。また、道路交通法の改正による「交通の方法に関する教則」の徹底や「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」（平成24年4月施行）を推進する。

(危険の理解と安全な行動の仕方)

- (ア) 道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動の仕方
- (イ) 自転車の点検・整備と正しい乗り方
- (ウ) 自動車の特性の理解と自動車乗車時の安全な行動の仕方
- (エ) 交通法規の正しい理解と遵守

(ウ) 災害安全（防災）に関する内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

(危険の理解と安全な行動の仕方)

- (ア) 火災発生時における危険
- (イ) 地震・津波発生時における危険
- (ウ) 風水害、落雷等の気象災害発生時における危険
- (エ) 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- (オ) 災害に対する備えについての理解
- (カ) 地域の防災活動の理解と積極的な参加
- (キ) 災害時における心のケア

(3) 安全管理

ア 安全管理の留意事項

学校における安全確保は、安全教育と安全管理の一体的な活動・展開によってはじめて成立するものである。

- 安全管理は、結果として児童生徒の安全を確保することだけにとどまらない。
 - ・ 安全管理における環境整備は、児童生徒がより安全な行動を意志決定したり、行動選択したりすることを促すことにもつながる。
 - ・ 校長をはじめとする教職員の安全管理に、児童生徒が適宜参加することにより、児童生徒の身近な生活における安全管理の能力を向上させることも期待できる。

イ 安全管理の内容

(7) 学校環境の安全管理

- 安全点検（定期・臨時・日常）の実施と事後の措置（改善）
 - ・ 校舎内、外の安全管理
 - ・ 災害に備えた安全管理
 - ・ 防犯に関する安全管理

(4) 学校生活の安全管理

- 事故の発生状況や関連要員等の把握
- 行動や場所の規制
- 情緒の安定及び良好な健康状態の把握

(ウ) 通学の安全管理

- 通学路の設定と安全確保
- 安全な通学方法の策定と実施
- 地域ぐるみで見守る安全体制整備と情報の共有

(イ) 事件・事故災害発生時の安全管理（危機管理）

- 事件・事故災害発生時の救急及び緊急連絡体制整備と適切な対応・措置
- 火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害、原子力災害発生時等の安全措置
※危険等発生時対処要領（いわゆる危機管理マニュアル）の作成

(4) 組織活動

ア 校内の体制づくり

(ア) 協力体制

- 校務分掌、校内規程等における、教職員の役割分担と責任の明確化

(イ) 教職員の共通理解と研修

- 事故防止や危機管理マニュアル等、学校安全に関する教職員の確かな共通理解
- 教職員の安全に関する知識・技能を向上させるための研修の計画と実施

イ 家庭・PTA、地域社会や関係機関等との連携

(ア) 家庭・PTAとの連携

- 学校での指導の定着・深化のための情報発信と家庭の実態・意識等の情報収集
- PTAとの協同による安全に関する行事やパトロール等の取組の推進

(イ) 地域社会や関係機関等との連携

- 日常からの相互の連絡
- 各種行事等の実施における協力や情報提供

学校安全の根拠法令

○ 学校保健安全法（平成21年4月1日施行）

第1条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、
（中略）、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の
安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、も
つて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

第三章 学校安全

第26条 ・学校安全に関する学校の設置者の責務

第27条 ・学校安全計画の策定等

※安全教育、安全管理、組織活動を内容とした総合的な計画の策定

第28条 ・学校環境の安全の確保

第29条 ・危険等発生時対処要領の作成等

※いわゆる危機管理マニュアルの作成

第30条 ・地域の関係機関等との連携

○ 学校保健安全法施行規則（平成21年4月1日施行）

第六章 安全点検等

第28条 ・安全点検

※毎学期1回以上の安全点検の実施

※必要があるとき、臨時の安全点検の実施（第2項）

第29条 ・日常における環境の安全

※日常的な（安全）点検の実施

○ 小学校学習指導要領 第1章 総則 第1 教育課程編成の一般方針 3

（「中学校学習指導要領 第1章 総則 第1 教育課程編成の一般方針 3」及び

「高等学校学習指導要領 第1款 教育課程編成の一般方針 3」で同様の規定）

3 生活安全教育

(1) 現 状

不審者被害（脅迫・爆破予告を含む）の内訳

（平成25年2月28日現在）

校 種 項目 \ 年度	小学校		中学校		高等学校		合 計	
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
学校侵入	0	0	0	0	0	1	0	1
通り魔（猥褻を含む）	5	6	4	7	1	4	10	17
連れ去り	0	0	0	0	0	0	0	0
脅迫・爆破予告等	0	3	1	5	1	5	2	※10
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	5	9	5	12	2	10	12	28

*特別支援学校児童生徒は、該当する校種に含める。

※脅迫・爆破予告等の校種別の件数は内容によるカウント

((例) 同一事件で、小学校・中学校が共にかかわる場合はそれぞれにカウント)

- 昨年度比で、16件（約57%）増え、2年連続しての増加となった。
- 通り魔被害は各校種共に増加し、脅迫・爆破予告等の発生は急増した。

(2) 課 題

- ア 児童生徒の防犯意識と実践力を向上させるための指導時間等の確保と指導内容・方法の工夫・改善を図ること。
- イ 教職員の危機管理意識の向上や、危機管理体制を確立するための研修の充実を図ること。
- ウ 関係機関と地域との連携を図ること。

(3) 対 策

- ア 学校安全計画や年間指導計画の見直しを行う。
- (ア) 児童生徒の実態や発達の段階に応じた指導内容を選択し、指導内容に応じた指導時間（一単位時間の指導、短時間での指導）を配当する。

○安全教育指導資料（平成22年3月埼玉県教育委員会）の活用
第2章 生活安全（p24～p31）

- (イ) 家庭・地域・関係機関と連携した防犯訓練等の計画を位置付け実施する。
- イ 教職員研修の実施と家庭・地域社会及び警察等の関係機関と連携した取組の充実
 - (ア) 教職員等の研修（防犯訓練を含む）を学校安全計画へ位置付ける。
 - (イ) 近隣の学校間（幼保・小・中・高等学校・特別支援学校等間）及び警察署等における情報の共有化ならびに情報交換体制を整備する。

○「防犯速報」（埼玉県警察本部生活安全企画課発行）の活用
○埼玉県警察本部ホームページからの情報収集
○埼玉県庁県民生活部防犯・交通安全課ホームページからの情報収集

- (ウ) 保護者・地域住民の参加や警察等の関係機関と連携・協力による地域安全マップの見直しや防犯教室等を実施する。
- (イ) スクールガード・リーダーやスクールガード、「子ども110番の家（子どもひなんじょ）等」との連絡・協力体制を整備し、一層の連携を強化する。

1 防犯に関する指導の実施

- 防犯（不審者対応を含めた）に関する指導が、学校安全計画に位置付けられ、計画的・継続的に行われているか。
- 家庭・地域・関係機関と連携し、保護者や地域住民等が参加する防犯教室・防犯訓練を実施したか。
- 地域安全マップの作成・見直しを行い、子供や保護者、地域に周知したか。

2 不審者対応の危機管理体制の整備・確立

- 不審者対応の危機管理マニュアルの見直しを行ったか。
- 不審者侵入等の緊急事態発生時の対応及び情報伝達・連絡・報告等の体制は整備されているか。
 - ・校内の教職員や子供への情報伝達
 - ・児童生徒の安全確保
 - ・負傷者等の応急手当、医療機関への搬送等の対応
 - ・保護者、警察・消防署等の関係機関、教育委員会への連絡・通報・報告
- 登下校時や校外学習時の緊急事態発生時に、「子ども110番の家（ひなんじょ）」や地域の人が、子供の避難誘導や通報を行う体制を整備しているか。
- 緊急対応後の処理・措置（情報の整理と提供、保護者への説明等の事後対応、再発防止対策検討、教育再開準備、心のケア等）を行うための事件・事故対策本部を速やかに発動できるようにしているか。
- 危機管理体制が機能する教職員研修を実施したか。
 - ・教職員間の情報伝達訓練や警察・消防署等への通報訓練
- 不審者を早期に見出す体制を整備しているか。
 - ・「関係者以外立入禁止」の立て札や看板等による案内・順路指示、入口受付等の明示
 - ・不審者との区別をするための来訪者の名札着用
 - ・来訪者への、教職員の積極的なあいさつ、声かけ（用件を聞く等）
 - ・敷地や校舎への動線を管理可能なものに限定するための、登下校時以外の門扉管理（門を閉める・施錠する等）
 - ・校門、フェンス、外灯（防犯灯等）、校舎の窓、校舎の出入口、鍵の状況、非常通報装置や防犯カメラ（設置のある場合）等についての定期的な点検・補修

3 情報収集・把握ができる体制の整備

- 不審者情報を共有する体制を整備したか。
 - ・校内での、教職員が情報共有する体制
 - ・近隣の学校（幼保・小・中・高校・特別支援学校）との情報共有ができる連絡体制
緊急時の対応に備えて
 - ・警察等の関係機関、保護者、地域の人、近隣の学校・幼稚園等と連携して、学校周辺における不審者の情報が把握できる体制

4 登下校時の安全確保

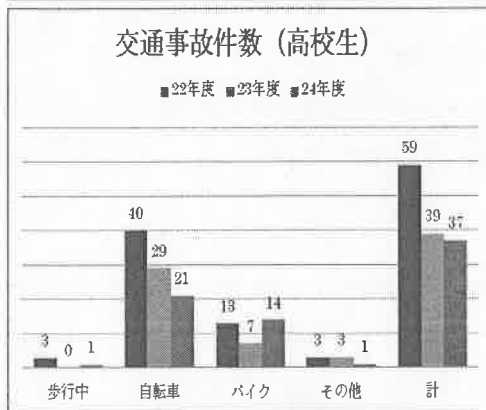
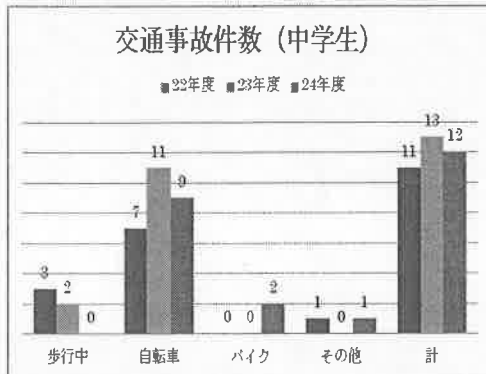
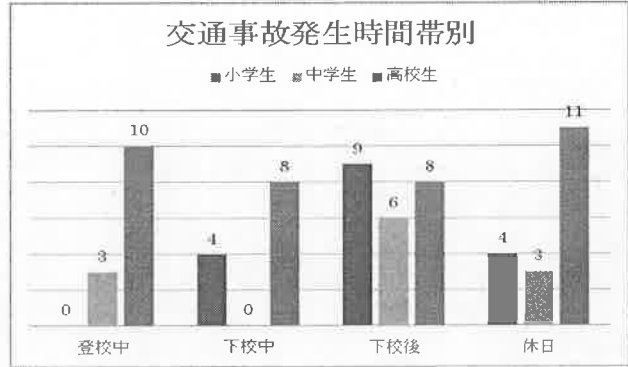
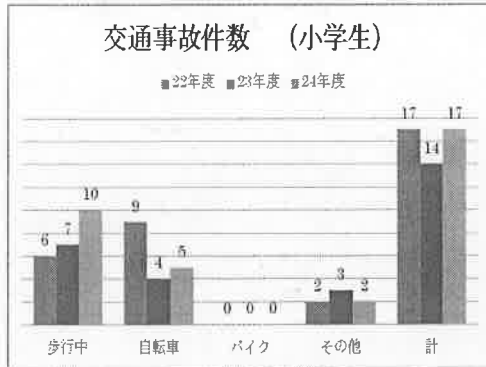
- 通学路の安全点検を実施したか。（通学路指定の有無を問わず）
- 「子ども110番の家（ひなんじょ）」等の緊急避難できる場所を、子供一人一人に周知しているか。
- スクールガード・リーダー、スクールガードをはじめとする保護者や地域の方々等の協力によるパトロール等を実施しているか。

5 学校開放等における安全確保

- 開放部分と非開放部分との区別を明確にし、非開放部分への不審者の侵入防止のための方策（施錠等）を講じているか。

2 交通安全教育

(1) 現 状



ア 交通事故発生状況 (平成 25 年 2 月 28 日現在)

〈小学生〉

- 事故件数の総数は、過去 3 年間、横ばいの傾向である。
- 交通事故発生状況の時間帯では、下校後(帰宅後)に 9 件、休日に 4 件発生している。

〈中学校〉

- 事故件数の総数は、過去 3 年間、横ばいの傾向である。
- 事故総数に占める自転車乗車時の事故の割合が高く、75%となっている。
- 交通事故発生時間帯では、下校後及び休日に多く発生する傾向がみられる。
- 自転車による加害事故が 1 件発生

〈高校生〉

- 事故件数の総数は減少傾向を示しているが、自転車に関係する事故の割合は依然として高い。
- バイクによる事故が増加している。
- 自転車による加害事故が 6 件発生している。

イ 交通安全指導実施状況 (平成 24 年度学校健康教育実践状況調査)

(朝の会・帰りの会・SHR等での指導)

	小学校	中学校	高 (全)	高 (定)	特別支援
実施している	710校 (100%)	364校 (100%)	143校 (100%)	29校 (93.5%)	38校 (97.4%)
実施していない	0校	0校	0校	2校 (6.5%)	1校 (2.6%)

(学年行事・学校行事での年間の指導回数) ◎全ての学校で行事への位置付け。

	小学校	中学校	高 (全)	高 (定)	特別支援
1回	212校	94校	56校	14校	14校
2回	93校	70校	15校	2校	8校
3回以上	405校	200校	72校	15校	17校

(2) 課 題

ア 自転車事故防止

- 自転車交通事故の原因
自転車乗車中の事故において、児童生徒に過失があった事例では、そのほとんどが「安全不確認」、「前方不注視」、「一時不停止」によるものである。
自転車は軽車両であり、自転車を運転する者は車両運転者であることの指導を十分に行う。
- 自転車による加害交通事故防止の徹底
加害事故には「刑事上の責任」、「民事上の責任」、「道義的責任」が発生することについての理解を深めるとともに、実際に発生した事故の事例を用いて、事故の原因を探ったり、事故を回避するため行動力を高めるための学習を充実させる。

イ 安全行動の実践化

- 「交通事故防止 5つの行動」の徹底
「交通事故防止 5つの行動（もしかして・とまる・みる・まつ・たしかめる）」
「5つの行動」を利用して、交通安全指導を日常から繰り返し粘り強く行う。

ウ 危険予測・危険回避能力の向上

- 交通事故原因に対する対策
交通事故は児童生徒の過失（一時停止、飛び出し等）によるものが多いことから、日常から身の回りの危険を予測し、危険を回避する実践力を向上させるための学習を充実させる必要がある。

(3) 対 策

- ア 学年・発達の段階に応じた系統性のある指導計画を作成し指導時間を確保する。
- イ 調査・実験等を取り入れた体験的、課題解決的な学習を導入する等、効果的指導方法の工夫と改善を行う。
 - 「安全教育指導資料」の活用（平成22年3月埼玉県教育委員会）
 - 身近な事故例（事故箇所）や交通事故データ等を活用した指導
 - 「カーナビデータ（急ブレーキ発生箇所図、平均走行速度図）」の活用
（平成25年1月埼玉県教育委員会配布）
- ウ 学校、家庭、地域、関係機関等が連携・協力した指導を実施する。
 - 自転車による損害賠償保険等への加入の必要性の啓発

評 価

- 交通安全指導が、学校安全計画及び関連教科等の年間指導計画に位置付けられ、指導時間の確保・工夫により実施されているか。
 - 学級活動・LHRの時間の指導が計画的に行われているか。
 - 登校時、SHR等に、継続した交通安全指導が実施されているか。
- 危険予測、危険回避、体験を重視した訓練や実習を取り入れた指導の工夫がされているか。
- 家庭・地域社会と連携するための情報発信（学校便り等）をするとともに協力要請を行っているか。
 - 保護者や地域への日常的な啓発が行われているか。
 - 保護者や地域、市町村関係課、警察署と連携した取組を行っているか。

4 災害安全教育

(1) 現 状

ア 防災教育（防災指導）の実施状況

【学級活動やホームルームでの実施状況(避難訓練前後の指導を含む)】 複数回答可

校 種 状 況	小学校 (710校)	中学校 (364校)	高 校 (全日制 (143校)	高 校 (定時制 (31校)	特別支援 学 校 (39校)
避難訓練の前後	704校	354校	138校	31校	34校
教科の中で	256校	123校	28校	6校	1校
学級活動・HR活動	569校	260校	56校	9校	23校
その他	50校	23校	11校	1校	4校

イ 避難訓練の実施状況

○ 避難訓練は、すべての学校で年1回以上実施されている。

【避難訓練で実施している内容】 複数回答可

校 種 状 況	小学校 (710)	中学校 (364校)	高 校 (全日制 (143校)	高 校 (定時制 (31校)	特別支援 学 校 (39校)	
避 難	694校	362校	143校	31校	39校	
救助袋等の降下訓練	142校	36校	86校	2校	4校	
消火訓練	286校	136校	115校	10校	28校	
救命訓練（講習）	188校	84校	49校	5校	10校	
講 話	516校	284校	116校	22校	26校	
その他	87校	36校	31校	4校	10校	
緊急地震速報 を利用した避 難訓練の実施	1回	401校	242校	127校	28校	30校
	2回	162校	80校	14校	3校	6校
	3回以上	147校	42校	2校	0校	3校

※緊急地震速報を利用した避難訓練はショート訓練を含む。

ウ 消防署の協力を得て避難訓練を実施した学校

小学校 (710校)	中学校 (364校)	高 校 (全日制 (143校)	高 校 (定時制 (31校)	特別支援 学 校 (39校)
513校	238校	139校	21校	38校

【ア、イ、ウともに平成24年度学校健康教育実践状況調査から】

避難訓練を実施する根拠

【消防法施行令第4条第3項】

防火管理者は、消防計画を作成し、これに基づいて消火、通報及び避難訓練を定期的に実施しなければならない。

(2) 課 題

ア 学校安全計画に基づく計画的な防災教育を実施すること。

イ 自ら危険を予測し、回避するために主体的に行動する態度を育成すること。

ウ 家庭や地域・関係機関等との連携による防災教育の推進に努めること。

(3) 対 策

- ア ・避難訓練の実施の時期は、法の規定及び児童生徒の実態、地域の実情に応じるとともに、年間を見通した実施がされるよう、季節や他の安全指導との関連を考慮して適切に設定する。
- ・各教科等における、防災に関する内容（地震発生の仕組み、津波のメカニズム、地域の状況、応急手当、安全な行動の仕方、共助の精神等）に関する防災学習の時間を年間指導計画に位置付けて、確実に実施する。その際、扱う時期と項目を一覧表にするなどして、発達段階に応じた系統的な指導の実施について配慮する。

【参考資料】安全教育指導資料（平成22年3月 埼玉県教育委員会）
第3章 学校安全計画 p44～p49
1 学校安全計画策定及び見直しの留意点
2 学校安全計画の作成例

- イ ・「緊急地震速報の報知音を利用した避難訓練」等を活用し、地震による強い揺れが来る前に、自らが適切な対応行動を取り、その場の状況に応じた避難ができるよう訓練内容の充実を図る。
- ・訓練は、授業中だけでなく、休憩時間中等、様々な場面を想定して実施する。
- ・訓練実施後は、必ず事後指導（振り返り）を行う。

【参考資料】平成24年度文部科学省委託事業 実践的防災教育総合支援事業
事業報告書「主体的に行動する態度の育成を目指して」
（平成25年2月 埼玉県教育委員会）

- ウ ・災害発生時を想定した引渡し訓練等を実施し、家庭との共通理解を図る。
- ・消防署、各市町村の行政機関、地域自治会等の防災担当者等との連絡や連携した取組の実施等により、地域と密着した防災に関する取組を推進する。
- ・各学校においては、学校施設が災害要援護者向けの緊急施設として活用されることからできるよう、関係機関との連携を図る。

【参考資料】[県立学校版] 学校防災マニュアル～安心・安全な学校づくりのために～（平成23年改訂 埼玉県教育委員会）

評 価

1 避難訓練の実施

- 避難訓練では、授業中・休み時間等、異なった状況を想定して実施したか。
- 避難訓練終了後は、事後指導（振り返り）を行っているか。
- 避難器具の使い方についての訓練を行っているか。
- 訓練後、訓練の検証及び防災マニュアルの見直しを行っているか。

2 児童生徒の危機対応力

- 児童生徒が自ら考え、主体となって行動できるよう指導を行っているか。
- 登下校中に被災した場合の安全な行動についての指導を行ったか。
- 救急処置の方法について、発達の段階に応じた指導をしているか。
- 社会の一員として活動すること（ボランティアの精神等）について配慮した指導を行ったか。

3 家庭や地域・関係機関との連携

- 災害発生時における学校と家庭の共通理解が図られているか。
- 消防署、市（町村）の行政機関、地域自治会等との連絡体制がとられているか。
- 地域住民に、学校が避難所としての情報を発信しているか。
- 震災発生時、地域住民の避難について、地域自治会の役員等と連携や調整を図り、協力する体制が構築されているか。

5 安全管理の徹底

(1) 現 状

ア 学校生活の安全管理

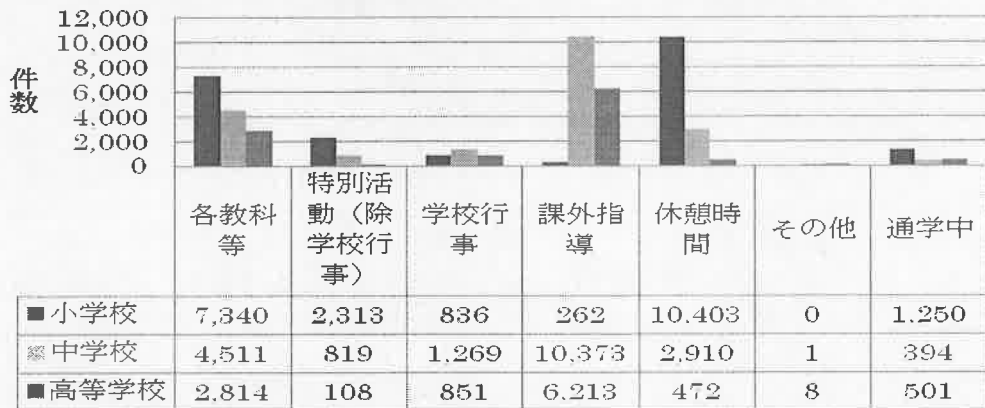
(平成 23 年度学校管理下の災害発生状況：埼玉県)

○ 学校における負傷等の事故発生状況

独立行政法人日本スポーツ振興センター

	事故割合が高いのは	体育・保健体育 (全件数に対する割合)	体育的部活動中 (全件数に対する割合)
小学校	①休憩時間中 ②各教科の授業中	26.9% (6,029 / 22,404(件))	
中学校	①課外指導 ②各教科の授業中	20.3% (4,108 / 20,277(件))	50.3% (10,197 / 20,277(件))
高等学校	①課外指導 ②各教科の授業中	24.7% (2,710 / 10,967(件))	55.8% (6,122 / 10,967(件))

負傷の場合別災害発生状況



イ 学校環境・通学の安全管理

○ 安全点検の実施状況

(平成 24 年度学校健康教育実践状況調査結果)

	安全点検 (定期・臨時・日常)	通学路点検 (小、中のみ)
小学校	710 校 (100%)	710 校 (100%)
中学校	364 校 (100%)	*346 校 (100%)
高等学校(全・定)	174 校 (100%)	
特別支援学校	39 校 (100%)	

*通学路指定なしの中学校 18 校を除く

ウ 事件・事故災害発生時の安全管理

○ 危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の作成・見直し状況

(平成 24 年度学校健康教育実践状況調査結果)

	作成済み (防災・防犯とも)	見直しの実施 (防災・防犯とも)	行事(訓練)終了の都度見直し (左:防災/右:防犯)
小学校	710 校 (100%)	710 校 (100%)	261 校(37%) / 326 校(46%)
中学校	364 校 (100%)	364 校 (100%)	97 校(27%) / 53 校(15%)
高等学校(全・定)	174 校 (100%)	174 校 (100%)	13 校(7%) / 9 校(5%)
特別支援学校	39 校 (100%)	39 校 (100%)	7 校(18%) / 12 校(31%)

(2) 課 題

- ア 事故の防止
(重点：体育的活動（運動部活動を含む）及び休憩時間における運動・遊び)
- イ 定期、臨時、及び日常点検の実施と迅速・適切な事後措置による環境整備
- ウ 通学手段に対応した安全管理の徹底
- エ 危機発生に対応できる組織づくりと連絡体制の整備
- オ 教職員の危機管理意識の向上

(3) 対 策

- ア 各学校において事故発生の状況を把握し、自校の児童生徒の行動などの実態に応じた安全管理を行う。
- イ 学校種、学校環境や地域の実情を考慮した安全点検票（対象や項目のチェックリスト）を作成又は見直しし、教職員全員による安全点検を確実に行之、事後の措置を適切に実施する。
また、防犯の観点からの安全点検を行う。
- ウ 通学の安全確保に当たっては、保護者、警察や地域の関係者等の協力を求めて、対策を講じる。また、中学校や高等学校における生徒の通学手段は自転車や電車等、多岐にわたるので、計画的な（定期的・継続的）安全指導を行う。
- エ 緊急事態に迅速・的確に対応し、児童生徒の安全を確保するためには、教職員一人一人がそれぞれの役割を十分に理解し、お互いに連携を図りながら臨機応変に対応できるよう、防犯訓練、研修会等で教職員の共通理解を図る。
- オ 訓練等をもとに、定期的に検証する「危機管理マニュアル」の見直し・改善を行う。

<危機管理マニュアル見直し・改善のポイント>

- 1 人事異動等による分担や組織の変更に対応しているか。
- 2 施設設備や通学路、児童生徒の状況変化はないか。
- 3 地域や関係機関等との連携に変更（連絡先、担当者等）はないか。
- 4 防犯訓練、研修会等の図上訓練（卓上訓練）で、問題点や課題の発見はなかったか。
- 5 先進校の事例や社会情勢の変化等から自校に不足している項目はないか。
「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」（文部科学省）から

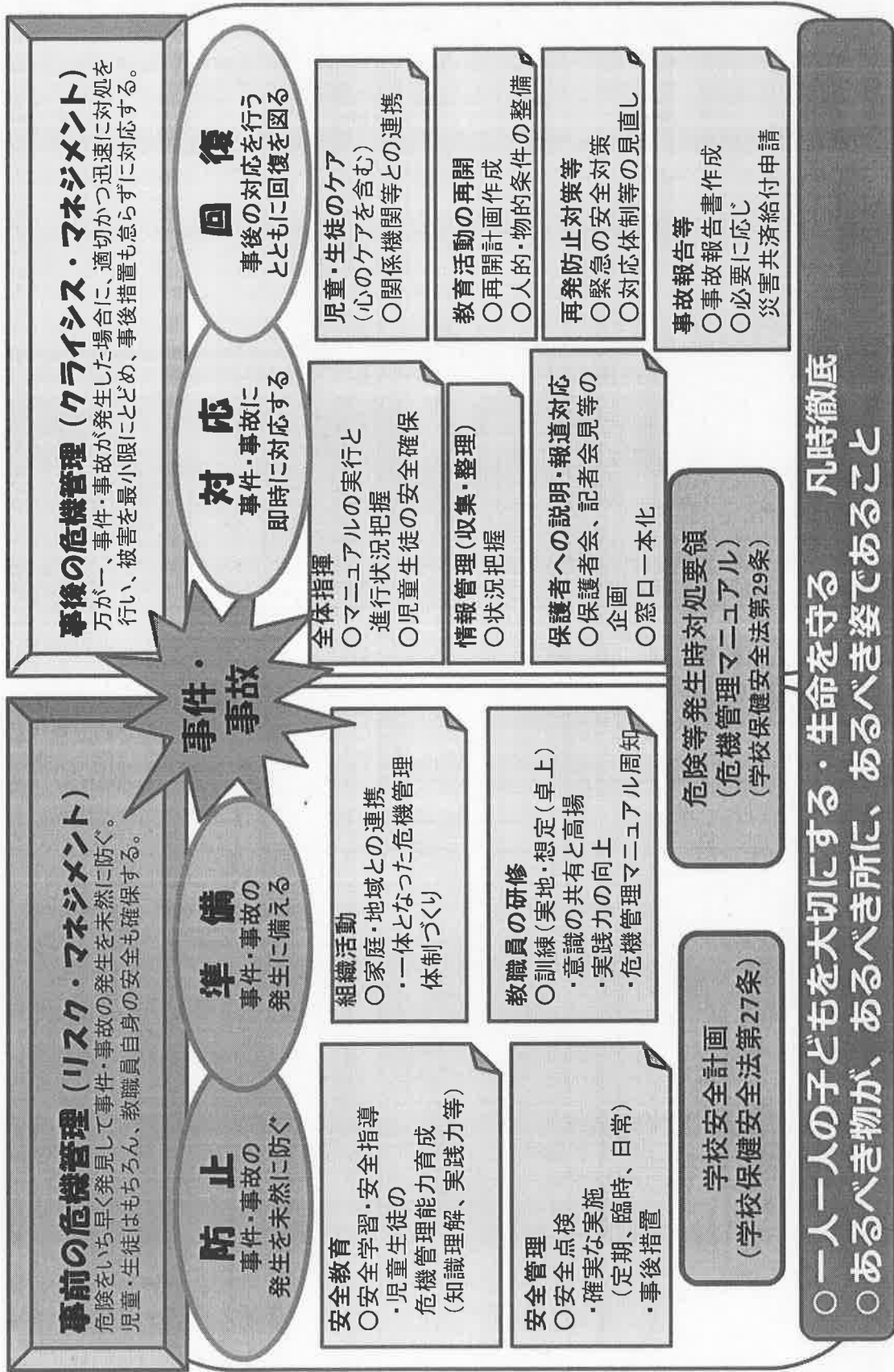
評 価

次の視点で安全管理の実施状況を評価する

- 1 安全管理の計画や体制
 - 安全管理に関するマニュアル等は適切に機能するように作成及び見直しを行っているか。
- 2 学校生活の安全管理
 - 児童生徒の安全に係る行動の実態や事故の発生状況を把握し、安全管理や安全指導に役立てているか。
- 3 学校環境の安全管理
 - 安全点検を確実に実施し、危険箇所等への適切な措置を行っているか。
 - 定期的に安全点検票の見直しを行い、危険個所の把握ができているか。
- 4 通学路の安全管理
 - 通学路の点検とともに、地域安全マップの作成・見直し等により、登下校時の安全確保をしているか。
- 5 事件・事故、災害発生時の安全管理
 - 危険等発生時の応急手当（救急）や通報、緊急連絡体制が確立されているか。
 - 危機管理体制について、教職員が理解し適切な対応ができるように、研修や訓練を実施し、危機管理能力向上を図っているか。
 - 保護者への説明やマスコミ対応等の方策は万全か。

学校事故と対応

— 学校の危機管理 —



Ⅲ 学校における食育の推進

朝食欠食や偏食などの食生活の乱れや、肥満及び痩身傾向などがみられ、生活習慣病との関係も指摘される中、児童生徒が生涯にわたって心身の健康を保持増進していくことができるよう、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることは極めて重要である。

食育は、埼玉県教育委員会が推進する「教育に関する3つの達成目標」の基盤となるものである。学校は、児童生徒の実態を踏まえ、家庭・地域と連携しながら、教育課程に基づいた食育の実践・推進により、心身ともに健康な児童生徒の育成を図ることが大切である。

1 食に関する指導の充実

食に関する指導は、児童生徒の望ましい食習慣を形成するとともに、好ましい人間関係の育成を図り、心身の健全な発達に資する。

特に、新しい学習指導要領を踏まえ、食に関する指導目標や内容を明確にし、教育活動全体を通して、全教職員で食育に取り組む校内組織体制の充実が不可欠である。また栄養教諭や学校栄養職員等の専門性を生かし、学校・家庭・地域が一体となり、三者が相互に連携しながら、計画的・継続的に行うことが重要である。

2 学校給食の充実

学校給食は、児童生徒に栄養のバランスのとれた食事を提供することにより、心身の健全な発達に資するとともに、学校における食育の生きた教材として活用し、食事の重要性や食に関する正しい知識、食文化への理解と関心を深めるなど高い教育効果が期待できる。

こうしたことから、学校給食は、学校給食法の趣旨を踏まえ、教育活動としての様々なねらいに基づいた実施が必要である。

3 衛生管理の徹底

児童生徒に衛生的で安全な食事を提供することは、学校給食の根本である。

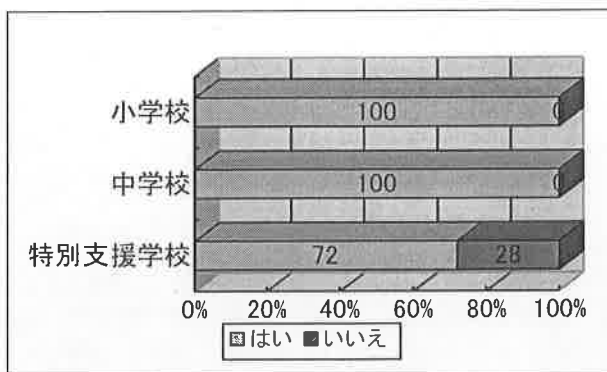
特に、学校等では、衛生管理の日常点検を励行し、学校給食関係者の衛生管理意識を高め、安全な給食を実施できる管理体制を整備し、「学校給食衛生管理基準」（平成21年文部科学省告示第64号）に基づいた衛生管理の徹底を図ることが重要である。

1 食に関する指導の充実

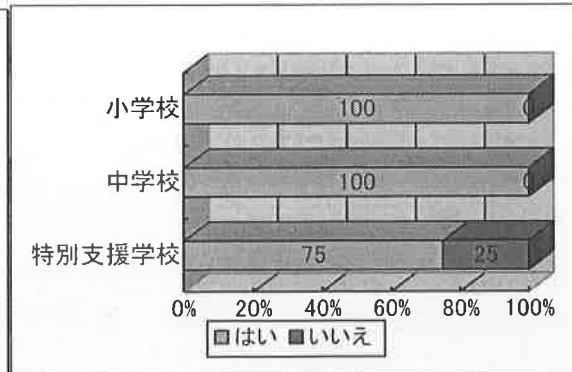
(1) 現状

食に関する指導を計画的・継続的に行い、全教職員で取り組む指導体制づくりの基盤となる「食に関する指導全体計画」の作成状況や、家庭・地域との連携を図るための取組状況などは、次のとおりである。

【食に関する指導全体計画】

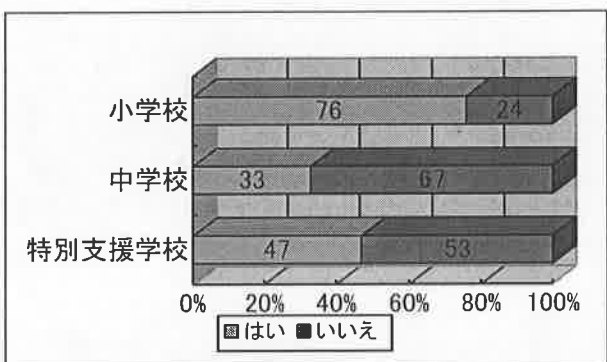


【食に関する・学校給食年間指導計画】

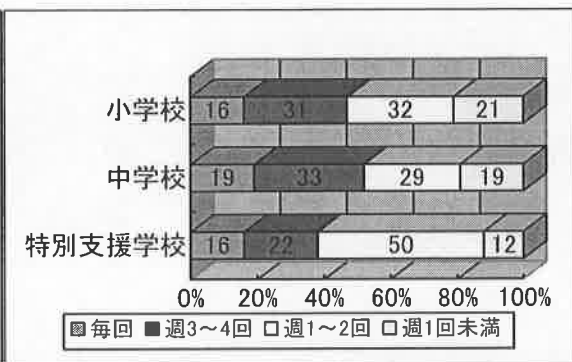


※ 「食に関する指導」の全体計画及び年間指導計画の改善・充実が必要である。

【教員と栄養教諭・学校栄養職員とのTT】

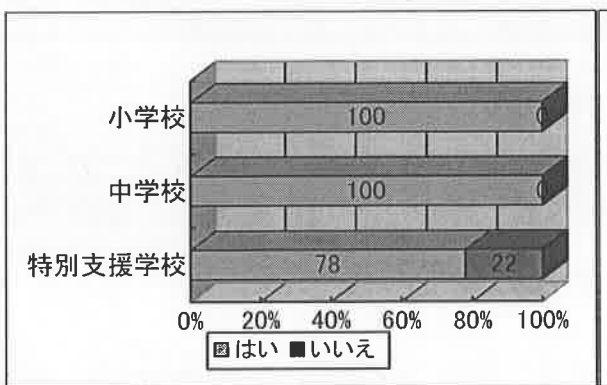


【地場産物を活用した給食の献立】

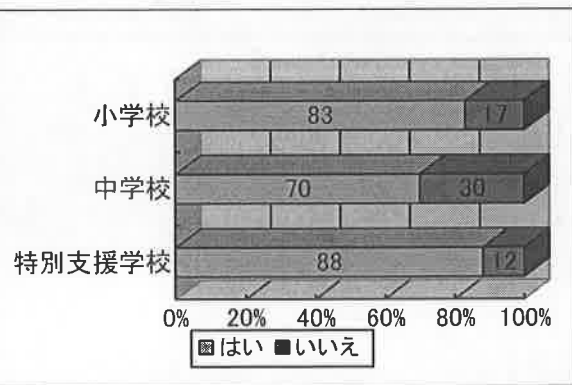


※ 給食を生きた教材とするなど、栄養教諭・学校栄養職員等とのTTによる質の高い授業実践が望まれる。

【朝食の大切さを保護者に説明】



【児童生徒、保護者への啓発】



※ 朝食摂取率を上げるには、家庭との連携が重要で、保護者への理解と協力を得るため根気よく継続した取組が不可欠である。 [グラフは平成24年度学校健康教育実践状況調査から]

(2) 課題

- ア 指導体制の整備・改善・充実
- イ 食に関する指導全体計画及び年間指導計画の作成
- ウ 栄養教諭、学校栄養職員等の授業への参画
- エ 家庭・地域との連携

(3) 対 策

ア 指導体制の整備・改善・充実

- 食に関する指導の校内研修を実施し、教職員の共通理解を図る。
- 校内の組織・体制を見直し、食育を推進する組織（委員会）を位置付ける。
- 校長のリーダーシップのもと、保健主事、給食主任など、学校内において教職員の中心となって食に関する指導を進める職員と、家庭科教諭、栄養教諭、学校栄養職員など、食に関する高い専門性を持った職員で構成する組織・体制をつくる。
- 食育を推進する組織・体制の中から、全体計画の作成や家庭・地域の連携を図るコーディネーター役となるリーダーを選任する。

イ 全体計画及び年間指導計画の作成及び改善

- 学校や学年の食に関する指導の重点目標（6つ）を設定し、食育に関する取組を教育課程に位置付ける。
- 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に実施する食に関する指導内容を明確にし、教育課程に位置付けるか明確にする。
- 学校給食を「生きた教材」として、各教科等における活用とその時期を明確にする。毎年度、学年末に修正・改善をする。
- 食に関する指導を家庭や地域にどのように働きかけるか明確にする。

ウ 栄養教諭、学校栄養職員等の授業への参画

- 各教科等、教育活動全体を通して、栄養教諭、学校栄養職員等の専門性を生かす機会を年間指導計画に位置付ける。専門職の活用を推進する。
- 体験活動を重視し、地域の方をゲストティーチャーとするなど指導方法を工夫する。
- 授業だけでなく、指導計画の立案、授業後の評価まで担任と連携して行う。

エ 家庭・地域との連携

- 食育だより等、各種たよりや学校保健委員会、PTA活動など、あらゆる機会を通して啓発を継続的に行う。
- 食に関する指導の授業公開や地域の協力を得ながら進める親子体験活動等の工夫を図るなど、学校・家庭・地域の連携により食への意識や関心を高める食育活動を一層推進する。

評 価

次の視点で活動状況を評価する。

- 食に関する指導について、校内研修を開催することができたか。
- 食に関する指導を推進する組織・体制ができたか。
- 食に関する指導全体計画は作成及び修正できたか。
- 各教科等において食に関する指導が昨年以上に実施できたか。
- 教員と学校栄養職員等とのチーム・ティーチングによる授業が行われたか。
- 家庭への働きかけが昨年以上に実施できたか。

〈実践事例1〉 研究委嘱地域の取組（三郷市）

平成24年度 文部科学省委託・埼玉県教育委員会委嘱
「栄養教諭を中核とした食育推進事業」

研究テーマ

栄養教諭が中核となった教科・領域における「食」に関する指導のあり方。
学校・家庭・地域社会との連携による「早寝・早起き・朝ご飯」に関する取組。
三郷市教育委員会【実践中心校 鷹野小学校・新和小学校・八木郷小学校】

1 はじめに

子どもが健やかに成長していくためには、「適切な運動、調和のとれた食事、十分な栄養・睡眠」が必要である。しかしながら「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」という基本的な生活習慣が欠如しているという課題もある。基本的な生活習慣の乱れは、学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとなっている。このことから、「食に関する指導」を切り口とし、全教育活動を通じた学校における積極的な食育の推進と、学校・家庭・地域社会が連携した児童生徒の望ましい生活習慣の形成を目指して、次のテーマを設定し、以下に示す事業体制に基づき取組を推進した。

テーマ1 栄養教諭が中核となった教科・領域における「食」に関する指導を推進する。

テーマ2 栄養教諭を中心とした学校・家庭・地域社会との連携による「早寝・早起き・朝ご飯」に関する取組を推進する。



2 取組

(1) 研究中心校の取組

テーマ1 栄養教諭が中核となった教科・領域における「食」に関する指導を推進する

ア 三郷市立鷹野小学校の取組

① 栄養教諭と実施した食育の授業を活用し、家庭での定着をはかる。

4年生・「やる気、元気が出るカミカミ大作戦」の食育学習の実施

学校保健委員会・・・噛むことと脳の活性化についての学習会

P T A 厚生成人教育委員会・・・噛む回数増加のための食事についての学習と調理実習
「かみかみ習慣（週間）」を実施し、1週間実施（一口20回噛むことを目標に）

② 手作り教材を活用し、児童自らが自分の健康について考える授業を実践する。

5年生・家庭科「元気な毎日と食べ物」

五大栄養素が、自ら好んで食べる食事にバランスよくとれているかを、5色の玉を活用した教材で確認させる。



4年生・保健学習「体の発育～よりよい発育」

自分の一週間分の生活の中に、栄養（赤）・運動（青）・睡眠（白）がバランスよく入っているか、確認させる。

イ 三郷市立新和小学校の取組

①実験実習を活用した授業を実践する。



3年生・学級活動「ジュースの飲み方について考えよう」

飲み物の必要性と正しい選び方について気づき、量や組み合わせを考え飲もうとする意欲を持たせる。

↓干し芋を噛んで口の中を



4年生・学級活動「よくかんで食べよう」(学校公開日に合わせて、保護者に授業公開)

自分の食生活をふり返り、よくかんで食べる習慣を身につけさせる。

ウ 三郷市立八木郷小学校の取組

①給食時間におけるワンポイント指導

45分間の授業を実践するとともに、給食時間を活用して、ワンポイントの食育授業を実践する。(紙芝居型の手作り教材を活用)

10月「感謝の気持ちを持とう」～残さず食べよう

三郷市産の小松菜、長ねぎが給食で使用される時期に合わせて実施。



テーマ2 栄養教諭を中心とした学校・家庭・地域社会との連携による

「早寝・早起き・朝ご飯」に関する取り組みを推進する

三郷市立鷹野小学校「早起き学習会の実施」の取組(8月・9月・10月の3回実施)



6時40分 ラジオ体操
6時50分 朝食準備
*朝食の効果について指導(栄養教諭)
7時00分 朝食
7時30分 学習
8時10分 下校指導

3 おわりに

○市内栄養教諭が中核となり、作成した年間指導計画に基づき、市内小学校全ての学級で食育の授業が実践できた。

○「早寝・早起き・朝ご飯」に関する取組は、研究中心校の実践が、市内小中学校に発信され、各校で様々な取組が行われた。

〈実践事例2〉西部教育事務所管内（嵐山町）

平成24年度小中学校食育指導力向上授業研究協議会

研究テーマ

心身共に健康な生徒の育成 ～食育からのアプローチ～

嵐山町教育委員会 【実践中心校 嵐山町立玉ノ岡中学校】

1 はじめに

栄養教諭の行った「食に関するアンケート」の結果をみると、本校生徒の朝食欠食率は0.9%である。「時々食べてこない」まで含めると7.1%になる。本校としては「時々食べてこない」までを含めても1%未満を目指したい。また、朝食の「パンだけ」や「ご飯とふりかけ」というような「主食のみ」といった偏った内容をバランスのよいものに近づけたい。さらに地域で採れる食材やそれを使った料理を紹介することで「地産地消」や地域との関わりについても考えさせたい。また、学習したことを家庭に返すことにより保護者と連携して家庭での食に対する意識を高めていきたい。このようなことをねらい、取組を進めてきた。

Q1.朝食は毎日食べますか?	男	女	合計
①必ず毎日食べる	91.7	94	92.9
②1週間に2～3日食べないことがある	6.7	2	4.4
③1週間に4～5日食べないことがある	1.6	2	1.8
④ほとんど食べない	0	2	0.9
合計	100	100	100

〈平成24年6月1日調査 単位%〉

2 取組

(1) 授業研究部

ア 栄養教諭と担任のティームティーチングによる授業

「バランスのよい食事」「朝食の大切さ」等、テーマを決めて学年にあった内容で展開している。授業を通して、生徒は日頃の食生活を振り返り、問題点に気づいたり食べることの大切さを再認識することができた。また、食に関するアンケートを実施し、アンケート結果を保護者にも伝え、家庭内での食事や健康に対する意識を高め、協力を呼びかけた。

保護者の感想から～

☆忙しい朝ですが、ちゃんと朝食をつくり、バランスの良い食事を心がけたい。
☆スペシャル朝食は理想的です。朝は忙しいので、かなり適当ですが、休日の日だけでも努力したいですね。自らお手伝いもお願いしたいですね。

イ 1年生技術・家庭科「手打ちうどん作り」の授業

地域の「嵐山の味を作る会」の方々をゲストティーチャーに迎え、郷土料理の手打ちうどん作りの調理実習に取り組んでいる。小麦粉、薬味等の食材も地元産のものや学校ファームで採れたものを使い、試食を通してみんなで食べることで、共に食べることの楽しさや喜びを味わうことができている。



(2) 指導部

ア 給食指導

給食委員会を中心に給食時の衛生管理の徹底、配膳の工夫・片付けの点検による食事時間の確保、学級の雰囲気作りや昼の放送（情報委員会）など楽しく食べるための工夫に委員会で取り組み、活動の場を拡げている。



また、定期的に残菜調査を進め、食材の無駄をなくす呼びかけも行っている。

イ 保健指導

短時間で簡単に調理でき、体にも良い「おかず」作りを実践し、簡単なレシピを作成した。これを表にまとめ、朝食の重要性や自分でも朝食作りをしようと全校生徒に呼びかけた。



(3) 生産部

学校ファームを使って農作物(ジャガイモ、大根、モロヘイヤ、オクラ、なす、唐辛子、落花生、白菜、ブロッコリー、キャベツ等)の栽培を行った。収穫物についてはできる限り生徒に還元した。ジャガイモは収穫後、全校生徒でふかして食べた。唐辛子は収穫後、乾燥させ薬研で挽き七味唐辛子を作ったり、ラー油を作ったりした。



(4) 地域との連携部

地域の「嵐山の味を作る会」の皆さんには以前より技術・家庭科の手打ちうどん作りのゲストティーチャーとしてお世話になっている。今後とも交流を深めていきたい。また、栄養教諭が毎月「食育だより」を発行し生徒や保護者に食に関する意識づけを図っている。今年度、学校ファームで採れたジャガイモと大根を保護者会後、各家庭に持ち帰っていただいた。アンケートにより家庭で学校産の野菜を軸に話が弾み、食に関わる話もできたとの回答が多く見られた。その他にも給食週間の取組を通して給食センターと交流を深め、町内の幼稚園や小学校とも食育を通じた連携について模索中である。

3 おわりに

この研究を通して、朝食欠食（時々欠食を含む）の生徒が少なくなること、家庭との連携を図り、孤食（一人きりで食事する）の生徒が少なくなること、生徒自身が栄養バランスを考えたり郷土食に興味を持ったりなど食事を大切にできるようになることを目指してきた。これからも保護者・地域の方々のご協力をいただきながら心身共に健康な生徒の育成に努めていきたい。

研究テーマ 確かな学力と豊かな心をもった心身ともにたくましい児童の育成
—食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせる指導法の研究—

寄居町教育委員会【実践中心校 寄居町立鉢形小学校】

1 はじめに

本校では、上記のテーマを研究課題に設定し、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性をはぐくんでいくための基礎としての食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけた児童の育成を目指し、学校全体で以下のような取組を行ってきた。

2 取組

（1）各教科等における食に関する指導の充実

ア 教科横断的学習による食に関する指導の実践

本校では、教科等の目標と食に関する指導の目標を統合させ授業実践している。統合にあたっては、目標マトリックスを活用した。実践では、特に学習過程の工夫、指導体制、学習形態、教材・教具の工夫・改善、言語活動の充実を心がけている。

イ 学級活動における実践（低学年）

第1学年「なくそう、すききらい」では、人形を用いた導入、栄養技師とのTT等の工夫を行うにより、好き嫌いなく食べることの重要性に気づかせることができた。



人形を用いた導入

ウ 総合的な学の時間における実践（中学年）



カボチャ料理



発表

第4学年「食生活を見直そう大作戦」では、手軽に追体験できるかぼちゃ料理に挑戦する共通体験を行い、自分の課題の追求意識を高めた。発表では、グループごとに伝えたいことを明確にし、発表方法を工夫し、表現することができた。

エ 家庭科における実践（高学年）

第5学年「元気な毎日と食べ物」第1時では、料理分解ボックスや食品カードなどを用意し、給食の食品を3つの働きのグループに分けさせ、そのバランスのよさに気づかせた。第3時では、フードモデルをもとに、主食やおかず、汁物には、どのような食品が含まれるか考えさせ、日本食は栄養のバランスがとりやすいことに気づかせることができた。



自分の考えを発表

オ 授業評価の活用

全ての食に関する指導研究授業において、職員間で授業評価と授業の分析を行い、よりよい授業の在り方について考察を行った。

(2) 給食の時間における食に関する指導の充実

ア 給食深イイ話（食に関する指導資料の活用）

栄養教諭と連携し、カレンダー式の資料集を作成した。週2回給食の時間に「給食深イイ話」として各担任が指導を実践することで、栄養や食文化についての理解が深まり、感謝の気持ちも育ってきた。



給食深イイ話

イ 教室掲示物の見直し

「鉢形小給食の約束」を見直し、新たに作成した。全校共通の約束で指導することで、配膳・片付けにかかる時間が短くなり残食も減ってきている。

ウ 給食関係各種計画の作成

給食行事（交換給食や親子給食等）、児童会活動、栄養教諭・養護教諭による食に関する指導（学級活動等）の年間活動計画やランチルーム利用計画を作成した。

(3) 食に関する校内環境の整備

ア 和（なごみ）の間

「和」をテーマとしたランチルームを整備し、楽しく会食ができるよう場作りをした。ランチルームの名前は、児童から募集し決定した。



イ カミカミタイム、食育コーナー、自慢料理募集

毎週水曜日の給食放送カミカミタイムや学年ごと 和（なごみ）の間での交歓給食の食育コーナー、彩の国ふるさと学校給食週間に合わせたわが家の自慢料理募集等を通して、児童の食に関する関心・意欲を高め、家庭との連携を図ることができた。

(4) 積極的な食に関する情報の収集と発信

ア 各種調査の実施と考察

本校独自の「食事・生活アンケート」（3回）の他、「寄居町食育の日アンケート」などの調査（計7回）を実施した。

イ 積極的な情報発信

学力と食育を連携させた通信「三人四脚」や学校ウェブサイト上のブログ「食育物語」による積極的な情報発信を行った。



通信「三人四脚」

3 おわりに

これらの取組を通じ、児童、保護者、教職員の食に関する意識の高まりが見られるとともに、食に関する指導の充実のための指導法の在り方について明らかにすることができた。今後は、さらに実践を積み重ねながら、研究を深めていきたいと考えている。

2 学校給食の充実

学校給食は、成長期にある児童生徒の健康の保持増進と体位の向上を図るとともに、栄養的にバランスのとれた豊かな食事を提供することにより、家庭における望ましい食生活のモデルとなるよう、絶えず改善に努めることが必要である。

また、児童生徒が生涯にわたって心身の健康を保持増進していくことを目指し、学校教育活動全体を通して、食に関する指導を効果的に進めるため、生きた教材として活用されるよう、食事内容の充実を図ることが重要である。

(1) 現状及び課題

「学校給食栄養報告（週報）」（文部科学省）から把握できる課題は、下記のとおりである。

- ア 「学校給食摂取基準」（文部科学省）と比して、カルシウム・鉄・食物繊維の摂取量が少ない。
- イ 豆類、豆製品類、種実類、果実類、藻類、小魚類の摂取量が少ない。
- ウ 残滓が多いところがある。その理由を検証し、献立作成に活かしているか。

(2) 対 策

- ア 多様な食品を組合せ、おいしく、栄養学的にバランスのとれた給食となるよう献立を工夫し、残滓を減らすように努める。
- イ 残滓量を主食・主菜・副菜別に把握をし、その内容について分析、検討した結果を、献立作成に活かしていく。
- ウ 献立は、各教科等と意図的に関連させた内容とし、給食を生きた教材として活用できるよう、食品の組合せ、調理方法等を工夫する。
- エ 地場産物や郷土食を活用し、地域の食文化の継承等に配慮するよう努める。
- オ 食物アレルギー等のある児童生徒等に対しては、可能な限り、健康状態や個人差を把握しながら、個々の状況に応じた対応に努める。

評 価

次の視点で学校給食を評価する。

- 多様な食品を組合せ、栄養バランスのとれた食事となっているか。
- 食に関する指導の生きた教材として活用するため、食品の組合せ、調理方法、地場産物の活用等について工夫した献立となっているか。
- 美味しい給食となるよう献立を工夫し、残滓を減らすよう努めているか。
- 残滓量について、毎日確認し、分析結果を献立作成に活かしているか。
- 献立に使用する食品や献立のねらいを明確にし、各教科等と意図的に関連させた献立作成となっているか。
- 日常又は将来の食事作りにつながるよう、献立や食品名が明確になっているか。
- 食物アレルギー等を有する児童生徒等に対し、個に応じた対応を行っているか。
- 食に関する自己管理能力を養うため、選択できる給食の導入を図っているか。

3 衛生管理の徹底

(1) 現状

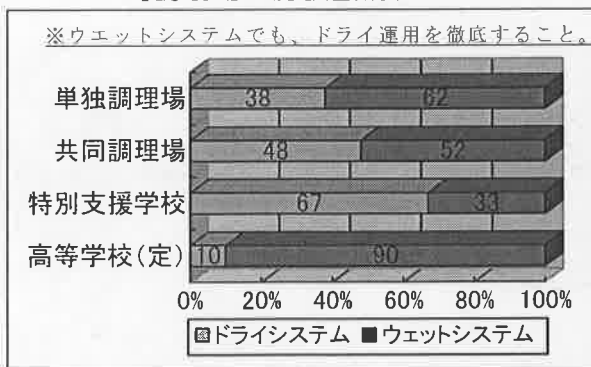
学校給食における衛生管理については、「学校給食法」に位置づけられた「学校給食衛生管理基準」を基本としており、安全で安心な学校給食を実施するために、徹底することが重要である。

しかし、その管理運営が十分でない調理場がまだまだ見受けられる。例えば、手洗いが徹底されていない、ドライ運用が徹底されていないなど衛生管理の基本的な事項が守られていない、関係諸帳簿について、その帳簿を作成する意図を理解しないまま、ただ機械的に記録しているだけになっているなどである。

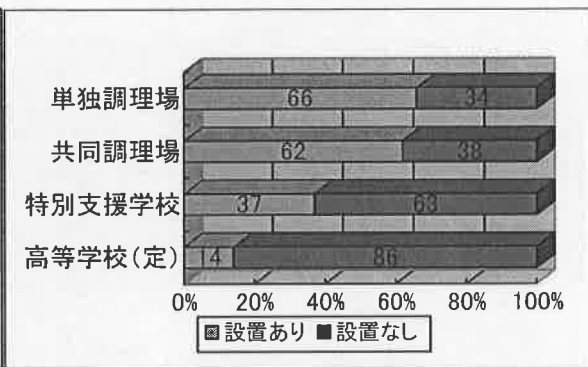
一方、積極的に衛生管理体制の整備を図り、食中毒予防に万全を期している調理場も見受けられ、依然として衛生管理に対する意識が二極化傾向にある。

平成24年度の各調理場の状況については、以下のとおりである。

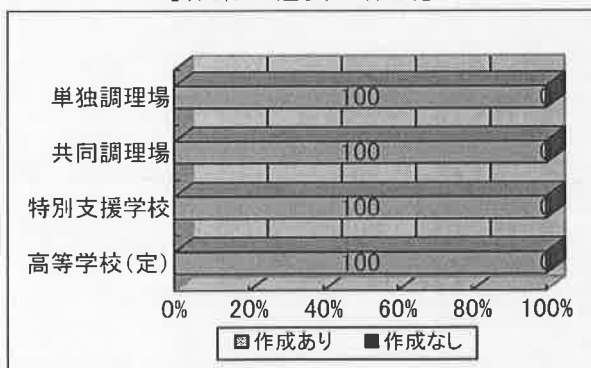
【調理場の施設整備状況】



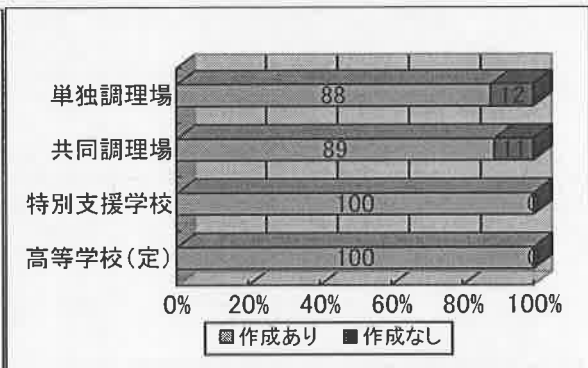
【食材選定委員会の設置】



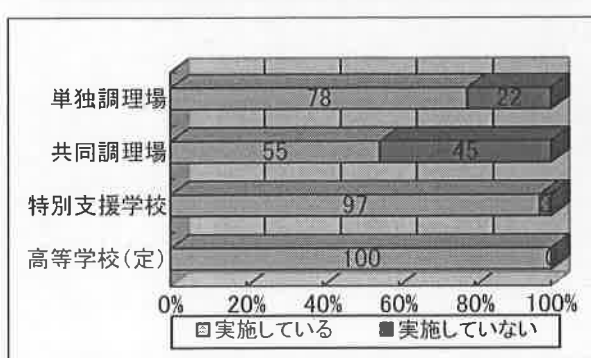
【作業工程表の作成】



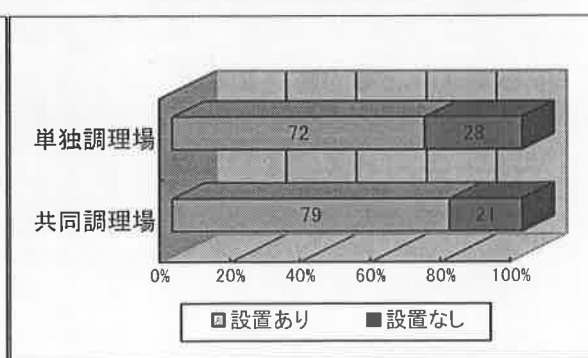
【作業動線図の作成】



【学校薬剤師等の協力による定期衛生点検の実施】



【温水に対応した手洗い設備】



【平成24年度学校給食実施状況調査から】

(2) 課題

ア 学校給食実施者の責務

- 受配校も含め、学校関係者全体の「学校給食衛生管理基準」に基づく衛生管理意識の向上
- 学校薬剤師等の協力による定期的な衛生検査の実施
- 各学校給食調理場の実態に応じた衛生管理マニュアルの作成
- 食品選定のための委員会等の実施及び保護者の参画

イ 衛生管理に配慮した学校給食施設・設備の整備及び管理

- ウェットシステム調理場におけるドライ運用の実施
- 汚染作業区域・非汚染作業区域の明確な区分
- 温水に対応した方式の学校給食従事者専用手洗い設備の設置
- 下処理用三槽シンクの設置
- 手指消毒設備（消毒用アルコール）の設置

ウ 調理従事者への衛生管理指導の徹底

- 手洗いの徹底
- 食品の適切な温度管理、記録
- 作業工程表及び作業動線図の作成及び作業前確認

(3) 対策

ア 学校給食実施者の責務

- 学校給食関係者のみならず受配校も含め、教職員にも衛生管理の徹底を図る。
- 各種委員会において、栄養教諭や学校栄養職員、保護者等の意見が十分尊重され、学校として衛生管理の徹底が図れる仕組みを整える。

イ 衛生管理に配慮した学校給食施設・設備の整備及び管理

- 学校給食施設がウェットシステムである場合は、ドライ運用を徹底させる。

☆ ドライ運用のポイント

- ・調理機器・器具や床等に熱湯をかける作業をしないこと。
- ・ザル等に必ず水受けを使うこと。（水受け付き台車、ボール、トレイ等）
- ・野菜の洗浄は、水が跳ねないように丁寧に行うこと。
- ・野菜を切る際、シンクの端にまな板を載せて作業を行わないこと。
- ・調理機器の洗浄水は、床に流さないように工夫すること。

ウ 調理従事者への衛生管理指導の徹底

- 文部科学省「学校給食調理場における手洗いマニュアル」に基づいた正しい手洗いを遵守する。
- 文部科学省「調理場における洗浄・消毒マニュアル Part I・II」に基づいた適切な食品及び調理器具等の洗浄・消毒を実践する。
- 加熱及び冷却温度を測定した場合は、速やかに記録しておく。
- 調理場の実態に応じた作業工程表及び作業動線図を作成し、作業前の打合せにおいて活用する。

☆ 作業工程表

「いつ」「だれが」「どこで」「どんな作業をするか」を明確にし、二次汚染の可能性が高いかけ持ち作業を行わないようにする。

☆ 作成のポイント

- ・ 出来上がり時間から逆算して、作業の開始時間を示していくこと。
- ・ 担当者ごとの役割分担が明確になるように作成すること。
- ・ 調理及び衛生管理上、特に注意が必要な点を列記すること。
(例：野菜を洗う順番、使い捨て手袋の取扱いなど)
- ・ 実際の作業時間を確認、記録し、次の工程表作成に役立てること。

☆ 作業動線図

二次汚染を起こす可能性の高い食品と汚染させたくない食品の作業動線を明確にし、「交差を防ぐ」ようにする。

☆ 作成のポイント

- ・ 食品別にわかりやすく示すこと。
- ・ 加熱調理の野菜等、動線が同じ食品については1本でまとめると図が見やすくなる。
- ・ 「二次汚染の危険性のある食品」「二次汚染させたくない食品」の動線を明記すること。
- ・ 作業動線の交差が生じる場所には、作業工程で時間をずらし交差を避ける等の工夫をすること。
- ・ 実際の作業動線を確認、記録し、次の動線図作成に役立てること。

《留意点》 上記対策の実施に当たっては、学校給食関係者の意見を十分に取り入れ、献立及び調理内容、作業工程、作業動線、調理従事者数等に配慮することが重要である。

評 価

次の視点で衛生管理を評価する。

- 「学校給食衛生管理基準」や「学校給食調理場における手洗いマニュアル」「学校給食における洗浄・消毒マニュアル Part I・II」を遵守しているか。
- 施設設備の問題点を把握、整理し、計画的に整備、改修等を実施しているか。
- ウェットシステム調理場においては、ドライ運用を徹底しているか。
- 汚染作業区域・非汚染作業区域の明確な区別ができているか。
- 作業工程表、作業動線図を作成し、作業前に確認しているか。
- 配食を行う児童生徒や教職員の健康状態を把握し、個人別に記録しているか。
- 検食の結果を確認してから児童生徒が摂食しているか。
- 食品の選定等の委員会を実施し、保護者や衛生管理の専門家の意見等を取り入れるような仕組みを整えているか。

【確認しておきたい事項】

学校保健法及び学校給食法の一部改正

(平成21年4月1日施行)

学校保健法及び学校給食法の一部が改正、施行されて4年になります。

改正の趣旨に則って、学校保健、学校安全、食育・学校給食の取組が進められているところですが、年度初めに計画する学校保健計画、学校安全計画、食育・学校給食計画の作成時に確認してください。

◆法改正のポイント◆

【改正の趣旨】

- (目的)
- 学校保健及び学校安全の充実
 - 学校給食を活用した食に関する指導の充実及び学校給食の衛生管理の適切な実施
- (内容)
- 国が学校の環境衛生及び学校給食の衛生管理等に関する基準を策定
 - 養護教諭、栄養教諭その他の職員の役割について規定

【概要】

1 学校保健法の一部改正

- 法律の題名を「学校保健安全法」に改称
- 国・地方公共団体の責務（財政上の措置その他の必要な施策の実施、国による学校安全の推進に関する計画の策定等）を明記
- 学校の設置者の責務（学校の施設設備・管理運営体制の整備充実等）を明記

学校保健に関すること

- 養護教諭を中心として関係職員等と連携した組織的な保健指導の充実
- 地域の医療関係機関等との連携による児童生徒等の保健管理の充実
- 全国的な学校の環境衛生水準を確保するための全国的な基準の法制化

学校安全に関すること

- 子どもの安全を脅かす事件、事故及び自然災害に対応した総合的な学校安全計画の策定による学校安全の充実
- 各学校における危険発生時の対処要領の策定による的確な対応の確保
- 警察等関係機関、地域のボランティア等との連携による学校安全体制の強化

2 学校給食法の一部改正

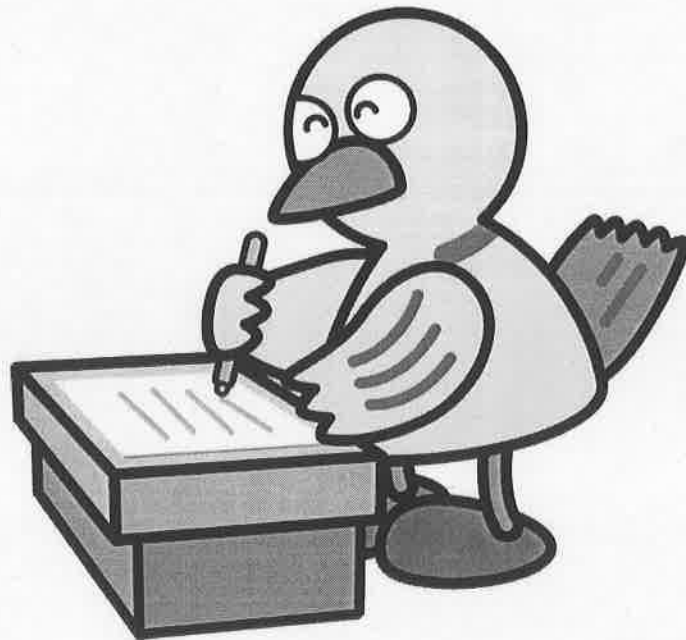
- 学校給食を活用した食に関する指導の充実
 - ・ 食育の観点から学校給食の目標を改定
 - ・ 栄養教諭による学校給食を活用した食に関する指導の推進
- 学校における学校給食の水準及び衛生管理を確保するための全国基準の法制化

第3章

年間事業の計画

I 主要事業

II 全国・関東研究大会、研究協議会等主要事業



I 主要事業

1 共通事業

<研修会等>

事業名	内容	期日	会場	対象
埼玉県学校健康教育推進研修会	学校健康教育の推進・充実を図るための、健康教育課題等について研究協議・講義を行い、教職員の資質の向上を図る。(県学校保健会と共催)	8月6日(火)	埼玉会館他	小・中・高 ・特別支援学校 教職員
埼玉県学校健康教育推進大会	学校、家庭、地域が連携した健康教育の推進を図る。 ・健康教育に貢献した個人・団体の表彰・講演 ・実践発表(さいたま市教育委員会・県学校保健会等と共催)	1月17日(金)	さいたま市文化センター	健康教育関係者 及びPTA 学校保健 学校安全 学校給食関係者

2 学校保健

事業名	内容	期間	対象
県立学校生徒等健康診断	県立学校児童生徒の定期健康診断等を実施し、健康の保持増進を図る。 結核健康診断、潜在性疾患検査(尿・心臓検査)、その他(寄生虫卵検査等)	4～6月	県立学校
薬物乱用防止教育の推進	中・高校生に急速な広がりを見せる覚せい剤汚染に対処するため、薬物乱用防止教育を充実し、覚せい剤被害の拡大を防ぐ。 1 薬物乱用防止教育研修会 2 薬物乱用防止教室	年間	公立学校教職員 児童生徒、保護者
県立学校学校医等の配置	学校保健安全法に定められた、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を県立学校に配置し、児童生徒の保健管理を充実する。	年間	県立学校

<研修会等>

事業名	内容	期日	会場	対象
薬物乱用防止教室研修会	薬物乱用防止教室の充実を図るために、中・高等学校における薬物乱用防止教室を参視し、外部講師(警察官や薬物乱用防止指導員)と教職員が効果的な教室の進め方について研修及び研究協議を行う。	5月29日(水)	川口総合文化センター リリア	小・中・高 ・特別支援学校 教職員 外部講師(警察官・指導員等)
薬物乱用防止教育研修会	薬物乱用防止教育の充実を図るため講義及び研究協議を行い、教職員の資質の向上を図る。	1月28日(火)	さいたま市民会館 うらわ	小・中・高 ・特別支援学校 教職員
「性に関する指導」指導者研修会	知識を活用した保健学習一性に関する指導編一を活用し、「性に関する指導」の具体的な考え方や進め方について研修を行う。	10月8日(火)	さいたま市民会館 おおみや	小・中・高 ・特別支援学校 教職員
保健主事研修会	児童生徒の心身の健康問題を解決するために、講義・講演等を行い、保健主事の資質の向上を図る。	6月19日(水)	埼玉会館 大ホール	小・中・高 ・特別支援学校 教職員
新任保健主事研修会	保健主事の職務を把握し、健康教育について知識を高め、具体的な活動の展開方法を知り、各学校における健康教育の推進を図る。	6月7日(金)	県民活動総合センター	新任 学校保健主事
養護教員研修会	養護教諭の専門性を生かした教育活動を一層推進するために、学校保健活動に必要な研修会を開催し、学校保健の充実を図る。	5月24日(金) 1月24日(金)	埼玉会館 大ホール さいたま市民会館 おおみや	小・中・高 ・特別支援学校 養護教諭

事業名	内容	期 日	会 場	対 象
学校歯科保健コンクール表彰式	学校歯科保健活動に努力した学校を表彰し、歯科保健活動の充実を図る。 (さいたま市教育委員会・県学校保健会・県歯科医師会と共催)	1月30日(木)	川口総合文化センターリリア	表彰校関係者 学校歯科医等
学校薬剤師研修会	学校薬剤師としての職務を執行する上で必要な知識の向上を図る。(県学校保健会・県学校薬剤師会と共催)	8月31日(土)	さいたま市民会館 おおみや	学校薬剤師
		11月16日(土)	所沢市中央公民館	〃
学校医研修会	学校医としての職務を執行する上で必要な知識の向上を図る。(県学校保健会・県医師会学校医会と共催)	2月(日曜) *日:未定	埼玉県 県民健康センター	学校医
学校歯科医研修会	学校歯科医としての職務を執行する上で必要な知識の向上を図る。	4月14日(日)	彩の国すこやかプラザ	学校歯科医
埼玉県学校歯科保健研究大会及び学校歯科保健指導者研修会	歯・口の健康に関する今日的課題を解決するために講演・講義や実践発表等を行い、歯科保健の充実を図る。	8月8日(木)	大里生涯学習センター 「あすねっと」文化ホール	北部教育事務所 管内小・中学校 県立学校 歯科保健担当者 学校歯科医

3 学校安全

事業名	内容	期 間	対 象
県立学校生徒等災害対策	学校管理下における児童生徒の災害事故に対して被害者の救済を図るとともに、損害賠償等の県の財政負担の軽減を図る。 ○ 日本スポーツ振興センター災害共済掛金設置者負担金	年 間	県立学校の 児童生徒
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	県内の市町村立小学校にスクールガード・リーダーを配置し、登下校時をはじめとする児童生徒の安全確保を図る体制を整備する。	年 間	市町村立小学校
高等学校二輪車マナーアップ講習会	二輪車通学を許可されている県立高等学校生徒のマナーアップを図るため、講習会を実施し、二輪車乗車に必要な技能や交通安全に対する望ましい態度を育成する。	7月21日 (日)	県内 自動車学校

<研修会等>

事業名	内容	期 日	会 場	対 象
学校危機管理研修会	学校では、事故を未然に防ぐとともに、事故発生時には迅速かつ適切な対応が求められていることから、管理職を中心とした学校危機管理体制を整備するため、研修会を通して危機管理能力の向上を図る。	6月12日(水)	県民活動総合センター	公立学校 新任教頭
学校安全教育指導者研修会	児童生徒が生涯にわたり安全に生活することができる資質や能力を育成するため、研修会を通して、安全管理、生活安全、交通安全、防災教育に関する担当教員の指導力の向上を図る。	7月3日(水)	さいたま市民会館 おおみや	小・中学校 安全教育担当者
		7月5日(金)	県民活動総合センター	県立学校 安全教育担当者
救急蘇生法講習会	平成23年10月に救急蘇生法の指針が一部改められたことを受けて、救急蘇生法講習会を実施し、救急蘇生法の習得と普及推進をねらいとする。	8月6日(火)	さいたま市商工会議所 会館	小・中 県立学校 安全教育担当者

4 学校給食

事業名	内 容	期 間	対 象
学校給食食中毒 事故等の防止対策	学校給食設備の改善、学校給食用食材の細菌検査等を実施し、食中毒事故を未然に防ぐ。	年 間	県立特別支援学校 及び夜間給食実施 県立定時制高等学校
	衛生管理講習会を開催し、学校給食従事者等の衛生管理意識の向上を図り、学校給食の食中毒防止に万全を期す。	6月7日 (金)	学校給食関係者

<研修会等>

事業名	内 容	期 日	会 場	対 象
学校栄養士研修会	栄養教諭、学校栄養職員の専門的知識を深めるとともに資質の向上を図る。 (県学校栄養士研究会と共催)	5月 8日(水)	さいたま市民 会館うらわ	栄養教諭 学校栄養職員
学校栄養士 夏季研修会		8月 8日(木)	埼玉会館	
		8月 9日(金)	小ホール	
食育推進リーダー 育成研修会	学校における食育を推進する教職員の資質向上を図るため、実践事例の報告や、有識者による講義等を行う。	7月30日(火)	県庁第3庁舎 講堂	栄養教諭
		8月22日(木)	埼玉会館 小ホール	教諭等
学校給食 衛生管理研修会	食中毒や伝染病の発生を防止するため、学校給食関係者の衛生知識を深め、衛生管理の徹底を図る。	6月 7日(金)	埼玉会館 小ホール	学校給食関係者
県立学校 学校給食研修会	学校給食関係職員の資質や技能の向上を図るとともに、県立学校における学校給食の円滑な運営と内容の充実向上を図る。	8月27日(火)	埼玉県 学校給食会	学校栄養職員 ・業務職員等
彩の国学校給食 研究大会	地元産食材の活用促進を中心に、教材としての学校給食の在り方の実践発表と講演を行い、豊かで魅力ある学校給食の実現を目指す。	11月22日(金)	さいたま市民 会館うらわ	学校給食関係者

5 会議・審査会・表彰式

(1) 健康教育関係会議

会議名	内 容	期 日	会 場	対 象
教育事務所等 健康教育担当 指導主事会議	健康教育に関する事業等について 連絡・協議を行う。	4月 4日(木)	J A全農 さいたま 高砂ビル	教育事務所 ・教育センター等 担当指導主事

※参考 市町村教育委員会指導事務主管課長等連絡協議会（義務教育指導課主催）

第1回	4月 9日(火)	県立総合教育センター
第2回	11月12日(火)	県立総合教育センター
第3回	1月21日(火)	県立総合教育センター

(2) 審査会・表彰式

審査会・表彰式	内 容	期 日	会 場	対 象
審 査 会	学校保健・学校安全・ 学校給食優良学校審査会	10月11日(金)	知事公館 2F 中会議室	幼・小・中・高等学校 特別支援学校
	学校歯科保健コンクール 書類審査会 実地審査会 最終審査会	10月24日(木)	彩の国すこやか プラザ	小・中学校 特別支援学校(小・中)
		11月21日(木) 11月21日(木)		
表 彰 式	学校保健・学校安全・ 学校給食優良学校表彰式	1月17日(金)	さいたま市 文化センター	幼・小・中・高等学校 特別支援学校
	学校歯科保健 コンクール表彰式	1月30日(木)	川口総合文化セ ンターリリア	小・中学校 特別支援学校(小・中)

Ⅱ 全国・関東等研究大会、研究協議会等主要事業

1 文部科学省主催行事

研究大会等行事名	期 日 等	開催場所
健康教育行政担当者連絡協議会	25年 5月29日(水)～5月30日(木)	東京都
保健学習協議会	未 定	東京都
学校保健全国連絡協議会	26年2月頃開催予定	東京都
性に関する協議会	未 定	未 定
実践的防災教育総合支援事業に関する全国連絡協議会	未 定	未 定
通学路安全推進事業に関する全国連絡協議会	未 定	未 定
心のケアシンポジウム	未 定	未 定
栄養教諭を中核とした食育推進事業全国連絡協議会	26年1月頃開催予定	東京都

2 文部科学省と都道府県教育委員会との共催行事

事業名	期 日 等	開催場所
全国養護教諭研究大会	25年(以下同じ) 8月8日(木)～8月9日(金)	山梨県甲府市
全国学校保健研究大会	11月7日(木)～11月8日(金)	秋田県秋田市
全国学校歯科保健研究大会	10月17日(木)～10月18日(金)	熊本県熊本市
学校環境衛生・薬事衛生研究協議会	9月5日(木)～9月6日(金)	徳島県徳島市
全国栄養教諭・学校栄養職員研究大会	7月31日(水)～8月1日(木)	奈良県奈良市
薬物乱用防止教育シンポジウム	未 定	未 定
全国学校給食研究協議大会	10月31日(木)～11月1日(金)	三重県津市

3 独立行政法人教員研修センター主催行事(東部ブロック)

研 修 会 名 等	期 日 等	開催場所
健康教育指導者養成研修	食育(推進)コース	25年(以下同じ) 7月9日(火)～7月12日(金) ※1 教員研修センター
	食育(専門)コース	11月5日(火)～11月8日(金) 教員研修センター
	健康コース	12月17日(火)～12月20日(金) 教員研修センター
	学校安全コース	10月15日(火)～10月18日(金) 教員研修センター
※1 教員研修センターは「独立行政法人 教員研修センター」(茨城県・つくば市)の略		

4 関係行事

大 会 等 名	期 日 等	開催場所
全国学校保健主事研究協議会	25年8月8日(木)、9日(金)	福岡県福岡市
関東甲信越静学校保健大会	25年8月1日(木)	東京都新宿区
第8回食育推進全国大会	25年6月22日(土)、23日(日)	広島県広島市

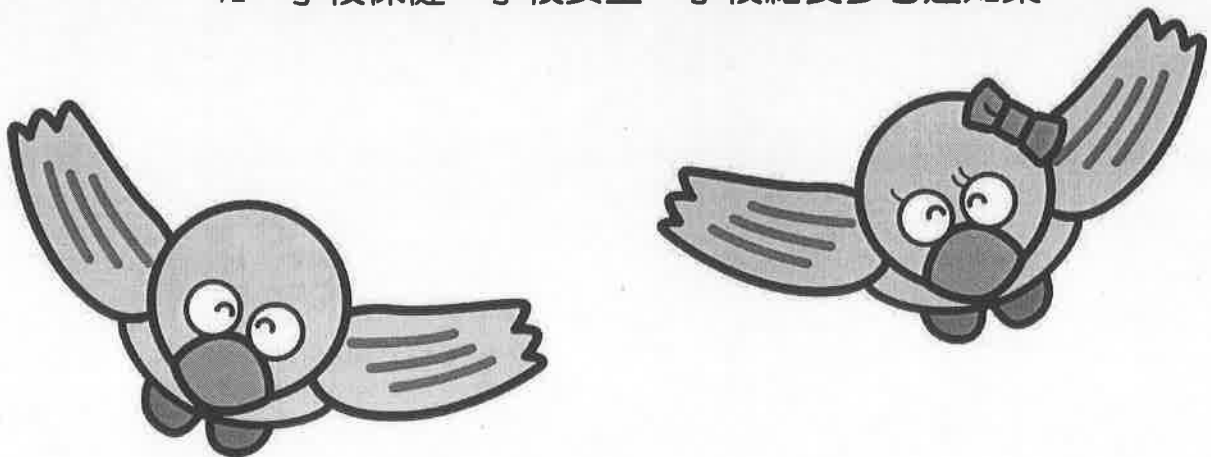
※ 日程等については予定。

確定情報・詳細等については、開催案内の通知・事務連絡等により確認する。

第4章

資 料 編

- I 平成24年度学校健康教育実践状況調査結果
- II 研究委嘱校・表彰校等一覧
- III 健康教育関係参考図書及びビデオ等一覧
- IV 健康に関する相談機関等の連絡先一覧
- V 関係機関等の連絡先一覧
- VI 学校保健・学校安全・学校給食参考通知集



平成24年度学校健康教育実践状況実態調査結果

○対象期間:平成24年4月1日～平成25年3月31日(予定を含む)

○調査対象校数

- ・小学校 710校
- ・中学校 363校 (県立1校)
- ・高校(全日制) 県立 139校 市立4校
- ・高校(定時制) 県立 30校 市立1校
- ・特別支援学校 県立 37校 市立2校

○調査結果は、各校種別に調査対象校数中の割合を示したものである。

I 埼玉県学校保健推進ガイドラインについて

- 1 学校県教育を推進するために埼玉県学校保健推進ガイドライン(平成21年度作成)を踏まえた取組を行いましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	703 99.0%	355 97.5%	143 100.0%	31 100.0%	39 100.0%
イ いいえ	7 1.0%	9 2.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

- 2 1でアの場合、具体的にはどのような内容ですか。(複数回答可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 学校の保健学習に生かした	377 53.6%	145 40.8%	38 26.6%	7 22.6%	16 41.0%
イ 学校の保健指導・安全指導・ 危機管理に生かした	612 87.1%	305 85.9%	111 77.6%	15 48.4%	36 92.3%
ウ 感染症の予防・アレルギー疾 患への配慮に生かした	390 55.5%	215 60.6%	78 54.5%	16 51.6%	25 64.1%
エ 健康相談・教育相談等に生か した	263 37.4%	178 50.1%	96 67.1%	17 54.8%	12 30.8%
オ 児童生徒の基本的な生活習慣や 生活リズムの指導に生かした	523 74.4%	232 65.4%	65 45.5%	16 51.6%	23 59.0%
カ 家庭や地域との連携に生かした	342 48.6%	137 38.6%	27 18.9%	4 12.9%	16 41.0%
キ 学年経営・学級経営に生かした	122 17.4%	43 12.1%	9 6.3%	1 3.2%	6 15.4%
ク 生活指導や生徒指導に生かした	207 29.4%	99 27.9%	32 22.4%	7 22.6%	10 25.6%
ケ その他	6 0.9%	11 3.1%	2 1.4%	2 6.5%	1 2.6%

- 3 各校の実態に合わせた学校保健推進ガイドラインを作成していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	319 44.9%	127 34.9%	63 44.1%	14 45.2%	13 33.3%
イ いいえ	391 55.1%	237 65.1%	80 55.9%	17 54.8%	26 66.7%

4 3でアの場合、具体的にどのように活用しましたか。(複数回答可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 学校の保健学習に生かした	192 60.2%	62 48.8%	21 33.3%	3 21.4%	4 30.8%
イ 学校の保健指導・安全指導・ 危機管理に生かした	263 82.4%	112 88.2%	50 79.4%	10 71.4%	12 92.3%
ウ 感染症の予防・アレルギー疾 患への配慮に生かした	159 49.8%	79 62.2%	29 46.0%	6 42.9%	7 53.8%
エ 健康相談・教育相談等に生か した	108 33.9%	63 49.6%	39 61.9%	8 57.1%	4 30.8%
オ 児童生徒の基本的な生活習慣や 生活リズムの指導に生かした	178 55.8%	78 61.4%	27 42.9%	6 42.9%	5 38.5%
カ 家庭や地域との連携に生かした	127 39.8%	43 33.9%	9 14.3%	2 14.3%	7 53.8%
キ 学年経営・学級経営に生かした	58 18.2%	15 11.8%	4 6.3%	1 7.1%	3 23.1%
ク 生活指導や生徒指導に生かした	76 23.8%	35 27.6%	17 27.0%	4 28.6%	2 15.4%
ケ その他	0 0.0%	3 2.4%	0 0.0%	0 0.0%	1 7.7%

II 学校健康教育必携について

1 学校健康教育必携をどのようなときに活用しましたか。(複数回答可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 校内研修	168 23.7%	63 17.3%	11 7.7%	1 3.2%	6 15.4%
イ 保健、安全、食に関する学習 や指導(計画・実践)	668 94.1%	348 95.6%	128 89.5%	28 90.3%	33 84.6%
ウ 保護者会	67 9.4%	28 7.7%	6 4.2%	2 6.5%	4 10.3%
エ その他	112 15.8%	51 14.0%	26 18.2%	7 22.6%	7 17.9%

2 学校健康教育必携のどの部分(一部分活用を含む)を活用しましたか。(複数回答可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア (第1章) 学校健康教育を推進するために	466 65.6%	214 58.8%	70 49.0%	7 22.6%	19 48.7%
イ (第2章 I) 学校保健の充実	648 91.3%	335 92.0%	117 81.8%	22 71.0%	33 84.6%
ウ (第2章 II) 学校安全の推進	339 47.7%	159 43.7%	65 45.5%	10 32.3%	19 48.7%
エ (第2章 III) 学校における食育の推進	332 46.8%	159 43.7%	13 9.1%	8 25.8%	11 28.2%
オ (第3章) 年間事業の計画	145 20.4%	86 23.6%	30 21.0%	9 29.0%	5 12.8%
カ (第4章) 資料編 学校健康教育実践状況調査 他	122 17.2%	83 22.8%	27 18.9%	6 19.4%	7 17.9%

Ⅲ 学校保健

※ 学校保健計画(学校保健の全体計画・学校保健の年間計画)

学校保健安全法「平成21年4月」の策定で学校安全計画と別に立案することになった。

1 全体計画・年間計画について

(1) 学校保健の全体計画を作成していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	706 99.4%	361 99.2%	143 100.0%	31 100.0%	39 100.0%
イ いいえ	4 0.6%	3 0.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(2) 学校保健の年間計画を作成していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	710 100.0%	364 100.0%	143 100.0%	31 100.0%	39 100.0%
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(3) 学校環境衛生活動は学校保健の年間計画に位置付けられていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	710 100.0%	364 100.0%	143 100.0%	31 100.0%	39 100.0%
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(4) 薬物乱用教室は学校保健の年間計画に位置付けられていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	710 100.0%	364 100.0%	143 100.0%	31 100.0%	39 100.0%
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(5) 性に関する指導(エイズ教育を含む)の全体計画を作成していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	583 82.1%	261 71.7%	97 67.8%	20 64.5%	26 66.7%
イ いいえ	127 17.9%	103 28.3%	46 32.2%	11 35.5%	13 33.3%

(6) 性に関する指導(エイズ教育を含む)の年間指導計画を作成していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	600 84.5%	247 67.9%	95 66.4%	23 74.2%	30 76.9%
イ いいえ	110 15.5%	117 32.1%	48 33.6%	8 25.8%	9 23.1%

2 学校保健委員会について

(1) 学校保健委員会は設置されていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	710 100.0%	364 100.0%	143 100.0%	31 100.0%	39 100.0%
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(2) (1)でアの場合、学校保健委員会を年間に何回開催しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 0回	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
イ 1回	134 18.9%	171 47.0%	126 88.1%	26 83.9%	19 48.7%
ウ 2回	471 66.3%	167 45.9%	12 8.4%	4 12.9%	15 38.5%
エ 3回	101 14.2%	26 7.1%	5 3.5%	1 3.2%	4 10.3%
オ 4回以上	4 0.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.6%

(3) (2)でア以外の場合、学校保健委員会ではどのような議題を取り上げましたか。(複数回答可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 学校保健に関すること	687 96.8%	350 96.2%	130 90.9%	25 80.6%	35 89.7%
イ 学校安全に関すること	161 22.7%	75 20.6%	37 25.9%	7 22.6%	5 12.8%
ウ 学校給食(食育を含む)に関すること	350 49.3%	142 39.0%	2 1.4%	13 41.9%	15 38.5%
エ その他	139 19.6%	65 17.9%	12 8.4%	3 9.7%	9 23.1%

3 学校保健委員会について

(1)地域保健委員会は設置されていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	84 11.8%	46 12.6%	5 3.5%	2 6.5%	0 0.0%
イ いいえ	626 88.2%	318 87.4%	138 96.5%	29 93.5%	39 100.0%

(2) (1)でイの場合、地域保健委員会は、児童生徒の健康教育を進める上で有効であると思われるが、今後、設置する予定はありますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 予定がある	21 3.4%	6 1.9%	4 2.9%	0 0.0%	0 0.0%
イ 検討する	448 71.6%	235 73.9%	85 61.6%	15 51.7%	27 69.2%
ウ 考えていない	149 23.8%	74 23.3%	47 34.1%	12 41.4%	11 28.2%
エ その他	8 1.3%	3 0.9%	2 1.4%	2 6.9%	1 2.6%

4 薬物乱用防止教室について

(1)薬物乱用防止教室を年間に何回開催しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 1回	663 93.4%	329 90.4%	135 94.4%	29 93.5%	35 89.7%
イ 2回	41 5.8%	24 6.6%	6 4.2%	2 6.5%	4 10.3%
ウ 3回	4 0.6%	9 2.5%	2 1.4%	0 0.0%	0 0.0%
エ 4回以上	2 0.3%	2 0.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(2) 何月に開催しましたか。(複数回答可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 4～6月	61 8.6%	57 15.7%	18 12.6%	3 9.7%	3 7.7%
イ 7月	32 4.5%	120 33.0%	47 32.9%	11 35.5%	9 23.1%
ウ 8～11月	186 26.2%	80 22.0%	29 20.3%	12 38.7%	3 7.7%
エ 12月	88 12.4%	84 23.1%	40 28.0%	7 22.6%	7 17.9%
オ 1～3月	366 51.5%	55 15.1%	17 11.9%	0 0.0%	19 48.7%

(3) 薬物乱用防止教室で年間に参加した児童生徒の延べ人数を記入してください。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
延べ人数	69,438	141,997	101,923	4,796	2,280

(4) 薬物乱用防止教室で依頼した講師の職種は何ですか。(複数回答可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 警察職員	428 60.3%	208 57.1%	56 39.2%	13 41.9%	1 2.6%
イ 麻薬取締官OB	57 8.0%	8 2.2%	9 6.3%	1 3.2%	1 2.6%
ウ 学校薬剤師・薬剤師等	167 23.5%	60 16.5%	11 7.7%	2 6.5%	3 7.7%
エ 学校医・医師等	28 3.9%	8 2.2%	0 0.0%	1 3.2%	0 0.0%
オ 保健所職員	8 1.1%	8 2.2%	5 3.5%	0 0.0%	0 0.0%
カ 精神保健センター職員	2 0.3%	3 0.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
キ 教育行政担当者	11 1.5%	10 2.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
ク 大学教員等	3 0.4%	6 1.6%	15 10.5%	0 0.0%	0 0.0%
ケ 自校の養護教員や教員等	54 7.6%	32 8.8%	23 16.1%	6 19.4%	33 84.6%
コ 他校の教員等	0 0.0%	10 2.7%	10 7.0%	3 9.7%	0 0.0%
サ その他	48 6.8%	69 19.0%	28 19.6%	7 22.6%	2 5.1%

(5) 薬物乱用防止教室を実施する時間の教育課程上の扱いについて選んでください。

(複数回答可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 体育・保健体育	413 58.2%	39 10.7%	12 8.4%	0 0.0%	10 25.6%
イ 特別活動(学級・ホームルーム活動)	308 43.4%	100 27.5%	12 8.4%	6 19.4%	11 28.2%
ウ 特別活動(学校行事)	53 7.5%	194 53.3%	107 74.8%	21 67.7%	5 12.8%
エ 特別活動(児童・生徒会活動)	4 0.6%	6 1.6%	2 1.4%	0 0.0%	1 2.6%
オ 総合的な学習の時間	33 4.6%	77 21.2%	20 14.0%	7 22.6%	5 12.8%
カ その他	6 0.8%	7 1.9%	5 3.5%	0 0.0%	10 25.6%

(6) 薬物乱用防止教室の実施形態はどれですか。(複数回答可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 学級単位	68 9.6%	19 5.2%	6 4.2%	1 3.2%	11 28.2%
イ 学年単位	659 92.8%	83 22.8%	21 14.7%	1 3.2%	11 28.2%
ウ 全校	6 0.8%	293 80.5%	118 82.5%	31 100.0%	8 20.5%
エ その他	29 4.1%	0 0.0%	5 3.5%	0 0.0%	12 30.8%

(7) 薬物乱用防止教室の開催にあたって、保護者に参加を求めましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	579 81.5%	296 81.3%	78 54.5%	18 58.1%	4 10.3%
イ いいえ	131 18.5%	68 18.7%	65 45.5%	13 41.9%	35 89.7%

5 性に関する指導(エイズ教育を含む)について

(1) 性に関する指導(エイズ教育を含む)を行っていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	710 100.0%	364 100.0%	143 100.0%	31 100.0%	39 100.0%
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(2) (1)でアの場合、性に関する指導(エイズ教育を含む)を実施した時間の教育課程上の扱いについて選んでください。(複数回答可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 教科	574 80.8%	280 76.9%	124 86.7%	21 67.7%	23 59.0%
イ 道徳	88 12.4%	52 14.3%	2 1.4%	0 0.0%	1 2.6%
ウ 特別活動(学級活動・ホーム ルーム)	501 70.6%	198 54.4%	21 14.7%	9 29.0%	22 56.4%
エ 特別活動(学校行事)	26 3.7%	25 6.9%	40 28.0%	11 35.5%	2 5.1%
オ 総合的な学習の時間	32 4.5%	86 23.6%	13 9.1%	5 16.1%	8 20.5%
カ その他	18 2.5%	9 2.5%	5 3.5%	1 3.2%	10 25.6%

(3) (1)でアの場合、指導した内容は何ですか。(複数回答可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 体の変化(二次性徴)	690 97.2%	325 89.3%	105 73.4%	17 54.8%	32 82.1%
イ 男女の人間関係	454 63.9%	301 82.7%	107 74.8%	22 71.0%	30 76.9%
ウ 異性に対する理解	475 66.9%	308 84.6%	116 81.1%	25 80.6%	27 69.2%
エ 生命尊重	584 82.3%	303 83.2%	120 83.9%	19 61.3%	26 66.7%
オ 男女の役割	364 51.3%	183 50.3%	91 63.6%	15 48.4%	18 46.2%
カ 性情報	172 24.2%	195 53.6%	86 60.1%	17 54.8%	15 38.5%
キ 性被害	169 23.8%	128 35.2%	73 51.0%	14 45.2%	19 48.7%
ク 性感染症	138 19.4%	313 86.0%	129 90.2%	28 90.3%	18 46.2%
ケ その他	43 6.1%	36 9.9%	20 14.0%	4 12.9%	7 17.9%

(4) (1)でアの場合、性に関する指導(エイズ教育を含む)に外部の指導者の協力を得ていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	103 14.5%	181 49.7%	59 41.3%	11 35.5%	7 17.9%
イ いいえ	607 85.5%	183 50.3%	84 58.7%	20 64.5%	32 82.1%

(5) (1)でアの場合、保護者の理解を得ましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	621 87.5%	292 80.2%	62 43.4%	11 35.5%	29 74.4%
イ いいえ	89 12.5%	72 19.8%	81 56.6%	20 64.5%	10 25.6%

(6) (5)でアの場合、どのような方法で理解を得ましたか。(複数回答可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 学級だより、学年だより	424 68.3%	158 54.1%	17 27.4%	3 27.3%	19 65.5%
イ 保健だより	280 45.1%	160 54.8%	30 48.4%	7 63.6%	5 17.2%
ウ 講演会・研修会	40 6.4%	81 27.7%	15 24.2%	3 27.3%	7 24.1%
エ 授業参観	220 35.4%	31 10.6%	3 4.8%	0 0.0%	1 3.4%
オ PTA活動	25 4.0%	24 8.2%	9 14.5%	0 0.0%	0 0.0%
カ その他	60 9.7%	40 13.7%	14 22.6%	3 27.3%	13 44.8%

(7) 性に関する指導(エイズ教育を含む)の実施に当たって、学校全体で共通理解を図っていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	665 93.7%	327 89.8%	105 73.4%	26 83.9%	28 71.8%
イ いいえ	45 6.3%	37 10.2%	38 26.6%	5 16.1%	11 28.2%

(8) 発達段階を踏まえた性に関する指導(エイズ教育を含む)を進めるために、指導内容や教材などについて学年会・委員会等で検討していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	650 91.5%	292 80.2%	76 53.1%	17 54.8%	35 89.7%
イ いいえ	60 8.5%	72 19.8%	67 46.9%	14 45.2%	4 10.3%

(9) 性に関する指導(エイズ教育を含む)に関する校内研修を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	156 22.0%	77 21.2%	15 10.5%	2 6.5%	15 38.5%
イ いいえ	554 78.0%	287 78.8%	128 89.5%	29 93.5%	24 61.5%

(10) 県教育委員会で作成した資料「知識を生かした保健学習－性に関する指導編－(平成23年2月発行)」及び「知識を活用した保健学習－感染症編－(平成24年2月発行)」を授業や研修会で活用しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	582 82.0%	291 79.9%	83 58.0%	11 35.5%	28 71.8%
イ いいえ	128 18.0%	73 20.1%	60 42.0%	20 64.5%	11 28.2%

(11) 性に関する指導(エイズ教育を含む)に関連して保護者等から苦情や問い合わせがありましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	15 2.1%	4 1.1%	1 0.7%	0 0.0%	1 2.6%
イ いいえ	695 97.9%	360 98.9%	142 99.3%	31 100.0%	38 97.4%

6 保健室経営について

(1) 保健室経営計画を作成していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	658 92.7%	350 96.2%	126 88.1%	28 90.3%	35 89.7%
イ いいえ	52 7.3%	14 3.8%	17 11.9%	3 9.7%	4 10.3%

(2) (1)でアの場合、作成した保健室経営計画を職員会議等で、教職員の共通理解を図っていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	625 95.0%	338 96.6%	117 92.9%	22 78.6%	29 82.9%
イ いいえ	33 5.0%	12 3.4%	9 7.1%	6 21.4%	6 17.1%

7 定期健康診断の実施について

定期健康診断結果から把握した課題の解決に向けて、どのような取組をしましたか。(複数回答可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 学校保健委員会で、議題に取り上げた	619 87.2%	278 76.4%	34 23.8%	4 12.9%	25 64.1%
イ 保健部会や職員会議等で報告した	444 62.5%	215 59.1%	102 71.3%	20 64.5%	27 69.2%
ウ 保健だよりや学年だより等で家庭にお知らせした	674 94.9%	345 94.8%	104 72.7%	22 71.0%	31 79.5%
エ 保健指導を行った	394 55.5%	196 53.8%	102 71.3%	23 74.2%	25 64.1%
オ その他	21 3.0%	21 5.8%	5 3.5%	0 0.0%	4 10.3%

8 いわゆる保健室登校について

(1) 保健室登校の児童生徒の事例が平成24年4月1日から10月31日までの間にありましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	154 21.7%	45 12.4%	17 11.9%	3 9.7%	4 10.3%
イ いいえ	556 78.3%	319 87.6%	126 88.1%	28 90.3%	35 89.7%

(2) 保健室登校の児童生徒への校内の支援体制の組織は整備されていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	590 83.1%	278 76.4%	90 62.9%	14 45.2%	17 43.6%
イ いいえ	120 16.9%	86 23.6%	53 37.1%	17 54.8%	22 56.4%

9 健康相談等について

(1) 教員による朝の健康観察を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	710 100.0%	364 100.0%	143 100.0%	31 100.0%	39 100.0%
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(2) 児童生徒の心身の健康に関して、健康相談を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	678 95.5%	347 95.3%	143 100.0%	31 100.0%	39 100.0%
イ いいえ	32 4.5%	17 4.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(3) 健康相談を実施するための校内の体制が整備されていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	637 89.7%	317 87.1%	134 93.7%	27 87.1%	34 87.2%
イ いいえ	73 10.3%	47 12.9%	9 6.3%	4 12.9%	5 12.8%

(4) 児童生徒の心身の健康問題解決のため、地域の関係機関と連携を図りましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	603 84.9%	320 87.9%	125 87.4%	26 83.9%	38 97.4%
イ いいえ	107 15.1%	44 12.1%	18 12.6%	5 16.1%	1 2.6%

10 養護教諭による「保健の授業」について

(1) 体育・保健体育や学級活動等で教員と養護教諭がチームを組んで保健の授業を実施しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	543 76.5%	135 37.1%	5 3.5%	3 9.7%	24 61.5%
イ いいえ	167 23.5%	229 62.9%	138 96.5%	28 90.3%	15 38.5%

(2) 養護教諭が兼任発令を受けて、単独で保健の授業を担当しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	9 1.3%	3 0.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
イ いいえ	701 98.7%	361 99.2%	143 100.0%	31 100.0%	39 100.0%

11 学校環境衛生活動について

(1) 学校環境衛生活動のため(検査の実施及び検査場所の指示、検査結果の確認を含む)、学校薬剤師は何回来校していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 0回	4 0.6%	2 0.5%	1 0.7%	0 0.0%	0 0.0%
イ 1回	66 9.3%	45 12.4%	30 21.0%	0 0.0%	1 2.6%
ウ 2回	127 17.9%	52 14.3%	32 22.4%	8 25.8%	7 17.9%
エ 3回	122 17.2%	79 21.7%	33 23.1%	13 41.9%	7 17.9%
オ 4回以上	391 55.1%	186 51.1%	47 32.9%	10 32.3%	24 61.5%

(2) 学校環境衛生基準に基づく検査結果について、基準に合致しなかった項目がありましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア あり	146 20.6%	85 23.4%	28 19.6%	6 19.4%	10 25.6%
イ なし	564 79.4%	279 76.6%	115 80.4%	25 80.6%	29 74.4%

(3) (2)でアの場合、その項目は何ですか。(複数回答可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 換気及び保湿等	65 44.5%	27 31.8%	21 75.0%	2 33.3%	4 40.0%
イ 採光及び照明	72 49.3%	43 50.6%	9 32.1%	3 50.0%	1 10.0%
ウ 騒音	13 8.9%	4 4.7%	1 3.6%	0 0.0%	0 0.0%
エ 飲料水の水質・施設設備	28 19.2%	15 17.6%	6 21.4%	2 33.3%	0 0.0%
オ 学校の清潔	9 6.2%	7 8.2%	5 17.9%	0 0.0%	1 10.0%
カ ネズミ、衛生害虫等	15 10.3%	9 10.6%	3 10.7%	0 0.0%	2 20.0%
キ 教室等の備品の管理	2 1.4%	0 0.0%	1 3.6%	0 0.0%	0 0.0%
ク 水泳プールの水質・施設設備の衛生状態	51 34.9%	23 27.1%	5 17.9%	0 0.0%	4 40.0%

12 飲料水の管理について

(1) 夏季休業中、毎日(教職員・児童生徒がいない日を除く)受水槽(高架水槽を含む)を通過した給水栓水の残留塩素を測定しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	679 95.6%	350 96.2%	128 89.5%	25 80.6%	29 74.4%
イ いいえ	19 2.7%	9 2.5%	15 10.5%	6 19.4%	10 25.6%
ウ 受水槽がない	12 1.7%	5 1.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(2) (1)でアの場合、その記録はしていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	679 100.0%	350 100.0%	128 100.0%	25 100.0%	29 100.0%
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(3) 校内にある冷水器の水の水質検査(残留塩素、外観、臭気、味等)を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 実施している	182 25.6%	114 31.3%	30 21.0%	9 29.0%	3 7.7%
イ 実施していない	29 4.1%	39 10.7%	14 9.8%	2 6.5%	1 2.6%
ウ 冷水器がない	499 70.3%	211 58.0%	99 69.2%	20 64.5%	35 89.7%

(4) (3)でアの場合、その記録はしていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	146 80.2%	87 76.3%	25 83.3%	9 100.0%	3 100.0%
イ いいえ	36 19.8%	27 23.7%	5 16.7%	0 0.0%	0 0.0%

13 農薬の使用について

農薬を使用して「樹木の殺虫」や「雑草の除草」を行う場合、事前に児童生徒や保護者・近隣の住民に周知していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 周知している	337 47.5%	149 40.9%	34 23.8%	6 19.4%	6 15.4%
イ 周知していない	34 4.8%	14 3.8%	23 16.1%	9 29.0%	2 5.1%
ウ 農薬は使用しない	339 47.7%	201 55.2%	85 59.4%	16 51.6%	31 79.5%

14 光化学スモッグについて

(1) 光化学スモッグ予報等が発令された場合、学校内において全教職員がその発令について知る方法が確立されていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	710 100.0%	364 100.0%	143 100.0%	31 100.0%	39 100.0%
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(2) 光化学スモッグ予報等が発令された場合、学校で対応すべき内容について、全教職員が理解し対応していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	710 100.0%	364 100.0%	143 100.0%	31 100.0%	39 100.0%
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

IV 学校安全

※ 学校安全計画(学校安全の全体計画・学校安全の年間計画)

1 学校安全計画について(学校保健安全法「平成21年4月」で策定を義務づけ)

学校安全計画の見直し時期はいつですか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 行事終了の都度	201 28.3%	65 17.9%	5 3.5%	2 6.5%	1 2.6%
イ 学期終了時	38 5.4%	23 6.3%	2 1.4%	0 0.0%	0 0.0%
ウ 年度末	471 66.3%	276 75.8%	136 95.1%	29 93.5%	38 97.4%

2 危機管理マニュアルについて(学校保健安全法「平成21年4月」で策定を義務づけ)

《防災の内容》

(1) 学校防災マニュアルの見直し時期はいつですか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 行事(訓練等)終了の都度	261 36.8%	97 26.6%	8 5.6%	5 16.1%	7 17.9%
イ 学期終了時	31 4.4%	23 6.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
ウ 年度末	418 58.9%	244 67.0%	135 94.4%	26 83.9%	32 82.1%

(2) 学校防災マニュアルには、避難所(避難場所)としての学校の初期対応について記載されていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	634 89.3%	337 92.6%	140 97.9%	31 100.0%	35 89.7%
イ いいえ	76 10.7%	27 7.4%	3 2.1%	0 0.0%	4 10.3%

(3) 市町村の防災担当者とは年1回以上連絡をとっていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	560 78.9%	284 78.0%	117 81.8%	22 71.0%	23 59.0%
イ いいえ	150 21.1%	80 22.0%	26 18.2%	9 29.0%	16 41.0%

《防犯の内容》

(4) 不審者対応(防犯)マニュアルの見直し時期はいつですか。

(学校保健安全法「平成21年4月」で策定を義務づけ)

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 行事(訓練等)終了の都度	326 45.9%	53 14.6%	5 3.5%	4 12.9%	12 30.8%
イ 学期終了時	14 2.0%	18 4.9%	1 0.7%	0 0.0%	0 0.0%
ウ 年度末	370 52.1%	293 80.5%	137 95.8%	27 87.1%	27 69.2%

3 交通安全指導について

(1) 朝の会・帰りの会・SHR等で交通安全について指導を行っていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	710 100.0%	364 100.0%	143 100.0%	29 93.5%	38 97.4%
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 6.5%	1 2.6%

(2) 交通安全について、学級活動・LHRでの1学年あたりの平均年間指導時数は何時間ですか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 0時間	2 0.3%	2 0.5%	4 2.8%	1 3.2%	3 7.7%
イ 1～2時間	338 47.6%	222 61.0%	96 67.1%	20 64.5%	15 38.5%
ウ 3～4時間	290 40.8%	120 33.0%	27 18.9%	8 25.8%	13 33.3%
エ 5時間以上	80 11.3%	20 5.5%	16 11.2%	2 6.5%	8 20.5%

(3) 交通安全について、学年行事・学校行事での年間の指導回数は何回ですか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 1回	212 29.9%	94 25.8%	56 39.2%	14 45.2%	14 35.9%
イ 2回	93 13.1%	70 19.2%	15 10.5%	2 6.5%	8 20.5%
ウ 3回以上	405 57.0%	200 54.9%	72 50.3%	15 48.4%	17 43.6%

(4) 交通安全指導の中で、危険回避・予測等の内容を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	689 97.0%	347 95.3%	135 94.4%	27 87.1%	39 100.0%
イ いいえ	21 3.0%	17 4.7%	8 5.6%	4 12.9%	0 0.0%

(5) 通学に自転車の利用を許可していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	2 0.3%	224 61.5%	143 100.0%	31 100.0%	28 71.8%
イ いいえ	708 99.7%	140 38.5%	0 0.0%	0 0.0%	11 28.2%

(6) (5)でアの場合、①全校の児童生徒は何人ですか。②その中で、自転車の利用を許可している児童生徒は何人ですか。(自宅から最寄り駅までも含む)

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
① 全校の児童生徒数	640	88,750	113,580	6,218	4,420
② 自転車利用を許可している児童生徒数	7 1.1%	34,202 38.5%	71,632 63.1%	2,665 42.9%	444 10.0%

(7) (5)でアの場合、通学者に対して、ヘルメットの着用を義務づけていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	2 100.0%	146 65.2%	*	*	*
イ いいえ	0 0.0%	78 34.8%	*	*	*

(8) 交通安全指導の中で、自転車の乗り方についての指導時間を確保していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	710 100.0%	364 100.0%	143 100.0%	31 100.0%	30 76.9%
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	9 23.1%

(9) (8)でアの場合、どのように指導していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 毎学年全ての学年で実施	132 18.6%	303 83.2%	131 91.6%	29 93.5%	18 60.0%
イ 毎学年特定の学年で実施	578 81.4%	61 16.8%	12 8.4%	2 6.5%	12 40.0%

(10) 法令に基づいて、児童生徒に対して、自転車に乗車する際にヘルメットを着用するよう指導していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	710 100.0%	364 100.0%	*	*	*
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	*	*	*

(11) 保護者に、自転車事故に係る保険の加入について情報提供していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	373 52.5%	275 75.5%	134 93.7%	19 61.3%	20 51.3%
イ いいえ	337 47.5%	89 24.5%	9 6.3%	12 38.7%	19 48.7%

(12) 通学路を指定していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	710 100.0%	346 95.1%	*	*	*
イ いいえ	0 0.0%	18 4.9%	*	*	*

(13) (12)でアの場合、

①通学路の安全点検を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	710 100.0%	346 100.0%	*	*	*
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	*	*	*

②安全点検はどのくらいの割合で行っていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 毎年	693 97.6%	327 94.5%	*	*	*
イ 2年に1回	3 0.4%	4 1.2%	*	*	*
ウ 3～4年に1回	9 1.3%	1 0.3%	*	*	*
エ 5年に1回(埼玉県通学路 安全総点検とは別)	0 0.0%	0 0.0%	*	*	*
オ 埼玉県通学路安全総点検 に合わせて行う	5 0.7%	14 4.0%	*	*	*

(14) (12)でアの場合、

①通学路の安全パトロールを実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	710 100.0%	346 100.0%	*	*	*
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	*	*	*

②安全パトロールを実施している場合、パトロールを行っている人は誰ですか。(複数回答可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 教職員	651 91.7%	328 94.8%	*	*	*
イ PTA	565 79.6%	239 69.1%	*	*	*
ウ スクールガード・リーダー	561 79.0%	26 7.5%	*	*	*
エ 学校応援団	343 48.3%	76 22.0%	*	*	*
オ 交通指導員	379 53.4%	52 15.0%	*	*	*
エ 地域ボランティア組織等	326 45.9%	43 12.4%	*	*	*
オ その他	18 2.5%	10 2.9%	*	*	*

(15) 通学班登校を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	696 98.0%	*	*	*	*
イ いいえ	14 2.0%	*	*	*	*

(16) 登下校でスクールバス等(借上等も含む)を利用(一部利用も含む)していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	44 6.2%	10 2.7%	8 5.6%	0 0.0%	32 82.1%
イ いいえ	666 93.8%	354 97.3%	135 94.4%	31 100.0%	7 17.9%

4 防災指導について

(1) 防災(自然災害・火災)に関する避難訓練を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	710 100.0%	364 100.0%	143 100.0%	31 100.0%	39 100.0%
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

(2) 防災に関する避難訓練の年間実施回数は何回ですか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校	
火災	ア 0回	4 0.6%	3 0.8%	7 4.9%	3 9.7%	0 0.0%
	イ 1回	381 53.7%	200 54.9%	117 81.8%	28 90.3%	24 61.5%
	ウ 2回	224 31.5%	104 28.6%	18 12.6%	0 0.0%	13 33.3%
	エ 3回以上	101 14.2%	57 15.7%	1 0.7%	0 0.0%	2 5.1%

項目 / 校種		小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
震災	ア 0回	2 0.3%	2 0.5%	5 3.5%	0 0.0%	0 0.0%
	イ 1回	256 36.1%	153 42.0%	117 81.8%	31 100.0%	22 56.4%
	ウ 2回	265 37.3%	138 37.9%	21 14.7%	0 0.0%	15 38.5%
	エ 3回以上	187 26.3%	71 19.5%	1 0.7%	0 0.0%	2 5.1%

(3) 防災に関する避難訓練で実施している内容を全て選択してください。(複数回答可)

項目 / 校種		小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア	避難	694 97.7%	362 99.5%	143 100.0%	31 100.0%	39 100.0%
イ	救助袋等の降下訓練	142 20.0%	36 9.9%	86 60.1%	2 6.5%	4 10.3%
ウ	消火訓練	286 40.3%	136 37.4%	115 80.4%	10 32.3%	28 71.8%
エ	救命訓練(講習)	188 26.5%	84 23.1%	49 34.3%	5 16.1%	10 25.6%
オ	講話	516 72.7%	284 78.0%	116 81.1%	22 71.0%	26 66.7%
カ	その他	87 12.3%	36 9.9%	31 21.7%	4 12.9%	10 25.6%

(4) 防災に関する避難訓練で、消防署の協力を得ていますか。

項目 / 校種		小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア	はい	513 72.3%	238 65.4%	139 97.2%	21 67.7%	38 97.4%
イ	いいえ	197 27.7%	126 34.6%	4 2.8%	10 32.3%	1 2.6%

(5) 「緊急地震速報を利用した避難訓練」を年間何回実施していますか。(ショート訓練を含む)

項目 / 校種		小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア	1回	401 56.5%	242 66.5%	127 88.8%	28 90.3%	30 76.9%
イ	2回	162 22.8%	80 22.0%	14 9.8%	3 9.7%	6 15.4%
ウ	3回以上	147 20.7%	42 11.5%	2 1.4%	0 0.0%	3 7.7%

(6) 防災について、どんな機会に指導していますか。(複数回答可)

項目 / 校種		小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア	避難訓練の前後	704 99.2%	354 97.3%	138 96.5%	31 100.0%	34 87.2%
イ	教科の中で	256 36.1%	123 33.8%	28 19.6%	6 19.4%	1 2.6%
ウ	学級活動・HR活動	569 80.1%	260 71.4%	56 39.2%	9 29.0%	23 59.0%
エ	その他	50 7.0%	23 6.3%	11 7.7%	1 3.2%	4 10.3%

(7) 防災に関する指導時間総数は、年間で何時間ですか。

※避難訓練(ショート訓練も含む)に要する時間も計上する。

※事前・事後の指導や教科指導、学級活動、LHR等で実施しているものも全て計上する。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 1時間	17 2.4%	14 3.8%	14 9.8%	10 32.3%	2 5.1%
イ 2～3時間	364 51.3%	217 59.6%	102 71.3%	20 64.5%	26 66.7%
ウ 4時間以上	329 46.3%	133 36.5%	26 18.2%	1 3.2%	11 28.2%

(8) 防災に関する指導で、教材としてどのようなものを使用しましたか。(複数回答可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 埼玉県作成中学生用教材	136	211	22	5	5
埼玉県作成危機管理防災教材	19.2%	58.0%	15.4%	16.1%	12.8%
イ 埼玉県教育委員会作成 安全教育指導資料	475 66.9%	183 50.3%	54 37.8%	11 35.5%	6 15.4%
ウ 「子供を事件・事故・災害か ら守るためにできることは」	181 25.5%	74 20.3%	18 12.6%	3 9.7%	2 5.1%
エ 災害から命を守るために ～防災教育教材(小・中・高)	180 25.4%	90 24.7%	27 18.9%	3 9.7%	1 2.6%
オ 埼玉県教育委員会作成 「地震を震災にしないために」	114 16.1%	43 11.8%	12 8.4%	0 0.0%	1 2.6%
カ 気象庁資料	196 27.6%	85 23.4%	14 9.8%	4 12.9%	7 17.9%
キ その他	161 22.7%	77 21.2%	70 49.0%	18 58.1%	28 71.8%

(9) (8)でアの場合、いつから使用していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 初めて使用した	39 28.7%	41 19.4%	5 22.7%	0 0.0%	3 60.0%
イ これまでにも使用していた	97 71.3%	170 80.6%	17 77.3%	5 100.0%	2 40.0%

(10) 保護者への引き渡し訓練を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	701 98.7%	*	*	*	17 43.6%
イ いいえ	9 1.3%	*	*	*	22 56.4%

(11) (10)でアの場合、①何回実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 1回	669 95.4%	*	*	*	16 94.1%
イ 2回以上	32 4.6%	*	*	*	1 5.9%

②どのような方法で行っていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 避難訓練と併せて行っている	517 73.8%	*	*	*	8 47.1%
イ 引き渡し訓練のみ行っている	156 22.3%	*	*	*	8 47.1%
ウ 「避難訓練と併せて」及び 「引き渡し訓練」と両方の方法	28 4.0%	*	*	*	0 0.0%
エ その他	0 0.0%	*	*	*	1 5.9%

5 防犯教育について

(1) 児童生徒を対象とした防犯教室を実施しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	710 100.0%	364 100.0%	112 78.3%	27 87.1%	29 74.4%
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	31 21.7%	4 12.9%	10 25.6%

(2) (1)でアの場合、①防犯教室の指導者は誰ですか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 教職員	160 22.5%	132 36.3%	56 50.0%	17 63.0%	16 55.2%
イ 警察官	328 46.2%	145 39.8%	41 36.6%	8 29.6%	7 24.1%
ウ 教職員と警察官	167 23.5%	69 19.0%	11 9.8%	2 7.4%	6 20.7%
エ その他	55 7.7%	18 4.9%	4 3.6%	0 0.0%	0 0.0%

②どのような内容を実施しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 講話による指導	253 35.6%	256 70.3%	97 86.6%	23 85.2%	15 51.7%
イ 講話と実技による指導	436 61.4%	106 29.1%	13 11.6%	3 11.1%	14 48.3%
ウ 実技指導	18 2.5%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
エ その他	3 0.4%	1 0.3%	2 1.8%	1 3.7%	0 0.0%

(3) 教職員の防犯による研修を実施しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	461 64.9%	205 56.3%	50 35.0%	8 25.8%	33 84.6%
イ いいえ	249 35.1%	159 43.7%	93 65.0%	23 74.2%	6 15.4%

(4) (3)でアの場合、①防犯研修の指導者は誰ですか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 教職員	190 41.2%	129 62.9%	40 80.0%	6 75.0%	8 24.2%
イ 警察官	217 47.1%	39 19.0%	9 18.0%	1 12.5%	21 63.6%
ウ 教職員と警察官	44 9.5%	24 11.7%	1 2.0%	1 12.5%	4 12.1%
エ その他	10 2.2%	13 6.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

②どのような内容を実施しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 講義による研修	153 33.2%	144 70.2%	48 96.0%	6 75.0%	4 12.1%
イ 講義と実技による研修	251 54.4%	51 24.9%	2 4.0%	1 12.5%	25 75.8%
ウ 実技研修	47 10.2%	8 3.9%	0 0.0%	0 0.0%	4 12.1%
エ その他	10 2.2%	2 1.0%	0 0.0%	1 12.5%	0 0.0%

(5) 地域安全マップの見直しをしましたか。(平成20年度に全小中学校で作成済み)

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 既に作成してあるものを見直した	562 79.2%	311 85.4%	*	*	*
イ 新たに作成した	59 8.3%	13 3.6%	*	*	*
ウ 作成はしてあるが見直しはしていない	89 12.5%	40 11.0%	*	*	*

(6) (5)でア、イの場合、地域安全マップの作成・見直し(協力・助言を含む)をしたのは誰ですか。
(複数回答可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 児童	203 32.7%	1 0.3%	*	*	*
イ 生徒	3 0.5%	91 28.1%	*	*	*
ウ 教職員	586 94.4%	319 98.5%	*	*	*
エ 保護者	375 60.4%	121 37.3%	*	*	*
オ スクールガードリーダー、 スクールガード	223 35.9%	9 2.8%	*	*	*
カ その他	20 3.2%	7 2.2%	*	*	*

(7) 地域安全マップの内容はどれに該当しますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 防犯だけの内容(子ども 110番の家マップを含む)	59 8.3%	26 7.1%	2 1.4%	0 0.0%	1 2.6%
イ 交通安全だけの内容	47 6.6%	73 20.1%	21 14.7%	4 12.9%	5 12.8%
ウ 防災だけの内容(広域避難 場所表示を含む)	8 1.1%	3 0.8%	5 3.5%	2 6.5%	5 12.8%
エ 防犯と交通安全を含んだ 内容	428 60.3%	162 44.5%	17 11.9%	2 6.5%	1 2.6%
オ 防犯と防災を含んだ内容	8 1.1%	14 3.8%	0 0.0%	1 3.2%	1 2.6%
カ 交通安全と防災を含んだ 内容	26 3.7%	29 8.0%	4 2.8%	0 0.0%	3 7.7%
キ 防犯・交通安全・防災すべ てを含んだ内容	134 18.9%	57 15.7%	4 2.8%	1 3.2%	3 7.7%

(8) 地域安全マップを児童生徒以外に配布していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	351 49.4%	129 35.4%	13 9.1%	1 3.2%	4 10.3%
イ いいえ	359 50.6%	235 64.6%	46 32.2%	11 35.5%	19 48.7%

(9) (8)でアの場合、配布先はどこですか。(複数回答可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 保護者	290 82.6%	112 86.8%	10 76.9%	1 100.0%	4 100.0%
イ 地域関係者(スクールガード・ 子供110番の家・自治会等)	262 74.6%	60 46.5%	3 23.1%	0 0.0%	0 0.0%
ウ 近隣の小学校(私立を含む)	15 4.3%	23 17.8%	1 7.7%	0 0.0%	0 0.0%
エ 近隣の中学校(私立を含む)	21 6.0%	3 2.3%	1 7.7%	0 0.0%	0 0.0%
オ 近隣の高等学校(私立を含む)	2 0.6%	0 0.0%	1 7.7%	0 0.0%	0 0.0%
カ 近隣の特別支援学校	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

6 子供110番の家について

(1) 子供110番の家は設置されていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	709 99.9%	*	*	*	*
イ いいえ	1 0.1%	*	*	*	*

(2) (1)でアの場合、学区内に何カ所設置されていますか。

小学校	56,345 か所
-----	-----------

(3) (1)でアの場合、「子ども110番の家」はどこから依頼していますか。(複数回答可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 学校	467 65.9%	*	*	*	*
イ 市町村	86 12.1%	*	*	*	*
ウ 市町村教育委員会	189 26.7%	*	*	*	*
エ 警察署	15 2.1%	*	*	*	*
オ その他	110 15.5%	*	*	*	*

7 学校安全管理について

(1) 安全点検は法令(学校保健安全法施行規則)では、毎学期1回以上行うことが定められていますが、どのような期間に実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 学期1回	7 1.0%	24 6.6%	126 88.1%	28 90.3%	3 7.7%
イ 月1回	634 89.3%	306 84.1%	15 10.5%	2 6.5%	35 89.7%
ウ 月1回以上	69 9.7%	34 9.3%	2 1.4%	1 3.2%	1 2.6%

(2) 不審者等から児童生徒の安全を確保するために、どのような対策をとっていますか。

(複数回答可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 防犯カメラの設置	297 41.8%	157 43.1%	20 14.0%	4 12.9%	0 0.0%
イ センサーの設置	105 14.8%	85 23.4%	16 11.2%	5 16.1%	4 10.3%
ウ 警備員の配置	43 6.1%	4 1.1%	1 0.7%	1 3.2%	0 0.0%
エ 防犯ブザーの配布	619 87.2%	59 16.2%	11 7.7%	2 6.5%	11 28.2%
オ 安全を守るための器具の 設置(さすまた、ネット等)	649 91.4%	311 85.4%	93 65.0%	23 74.2%	37 94.9%
カ 不審者対応をねらいとした 避難訓練の実施	461 64.9%	54 14.8%	3 2.1%	0 0.0%	26 66.7%
キ その他	43 6.1%	41 11.3%	38 26.6%	4 12.9%	5 12.8%

(3) (2)でアの場合、①設置台数は何台ですか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
防犯カメラの設置台数	948 319.2%	638 406.4%	68 340.0%	12 300.0%	0 0.0%

②どこに設置していますか。(複数回答可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 校門付近	212 71.4%	116 73.9%	15 75.0%	3 75.0%	0 0.0%
イ 校舎付近(校門付近を除く)	124 41.8%	80 51.0%	12 60.0%	3 75.0%	0 0.0%
ウ 正面玄関(職員・来賓等)	106 35.7%	70 44.6%	6 30.0%	1 25.0%	0 0.0%
エ 児童生徒玄関(昇降口)	114 38.4%	63 40.1%	5 25.0%	1 25.0%	0 0.0%
オ その他	45 15.2%	38 24.2%	6 30.0%	1 25.0%	0 0.0%

③モニターはどこに設置していますか。(複数回答可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 職員室	244 82.2%	107 68.2%	9 45.0%	2 50.0%	0 0.0%
イ 事務室	17 5.7%	10 6.4%	10 50.0%	2 50.0%	0 0.0%
ウ 校長室	13 4.4%	17 10.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
エ その他	9 3.0%	13 8.3%	3 15.0%	0 0.0%	0 0.0%

(4) 学校内でAEDの点検責任者が決められていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	710 100.0%	364 100.0%	143 100.0%	31 100.0%	39 100.0%
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

また、学校内に設置されているAEDは何台ありますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
AEDの台数	777 109.4%	389 106.9%	244 170.6%	48 154.8%	51 130.8%

(5) 学校内のAEDは、どこに設置されていますか。(管理台数分回答)

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 正面玄関(職員、来賓等)	110 14.2%	84 21.6%	86 35.2%	25 52.1%	19 37.3%
イ 児童生徒玄関(昇降口)	8 1.0%	15 3.9%	3 1.2%	1 2.1%	2 3.9%
ウ 保健室	315 40.5%	72 18.5%	20 8.2%	2 4.2%	14 27.5%
エ 職員室	272 35.0%	186 47.8%	20 8.2%	0 0.0%	5 9.8%
オ 体育館	52 6.7%	17 4.4%	83 34.0%	14 29.2%	3 5.9%
カ グラウンド・校庭	0 0.0%	0 0.0%	8 3.3%	0 0.0%	0 0.0%
キ 合宿・宿舍施設	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 5.9%
ク 自動販売機内蔵	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
ケ その他	20 2.6%	15 3.9%	23 9.4%	4 8.3%	5 9.8%

(6) 救命救急法の講習会(AED講習を含む)を学校で実施しましたか。(設置時の業者による説明は除く)

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	710 100.0%	350 96.2%	136 95.1%	25 80.6%	39 100.0%
イ いいえ	0 0.0%	14 3.8%	7 4.9%	6 19.4%	0 0.0%

(7) (6)でアの場合、講習会の受講対象は誰ですか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 教職員	681 95.9%	245 70.0%	50 36.8%	14 56.0%	38 97.4%
イ 児童生徒	1 0.1%	3 0.9%	7 5.1%	2 8.0%	0 0.0%
ウ 教職員及び児童生徒	28 3.9%	102 29.1%	79 58.1%	9 36.0%	1 2.6%

(8) (6)でアの場合、講習会の講師はどこに依頼しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 消防署	548 77.2%	255 72.9%	107 78.7%	21 84.0%	31 79.5%
イ 日本赤十字社	24 3.4%	13 3.7%	11 8.1%	0 0.0%	5 12.8%
ウ その他	138 19.4%	82 23.4%	18 13.2%	4 16.0%	3 7.7%

V 食育・学校給食(小学校、中学校、定時制課程高等学校、特別支援学校)

1 食に関する指導(食育)全体計画を作成していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	710 100.0%	364 100.0%	*	22 73.3%	25 73.5%
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	*	8 26.7%	9 26.5%

2 学校給食全体計画(健康教育の全体計画としての作成を含む)を作成していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	659 92.8%	318 87.4%	*	20 66.7%	22 64.7%
イ いいえ	51 7.2%	46 12.6%	*	10 33.3%	12 35.3%

3 食に関する指導または、学校給食年間指導計画を作成していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	710 100.0%	364 100.0%	*	22 73.3%	26 76.5%
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	*	8 26.7%	8 23.5%

4 行事給食や交流給食などの給食活動について

(1) 行事給食(七夕・お月見等)を実施しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	516 72.7%	203 55.8%	*	25 83.3%	33 97.1%
年間実施回数	3,465	1,241	*	140	288
イ いいえ	194 27.3%	161 44.2%	*	5 16.7%	1 2.9%

(2) 交流給食を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	571 80.4%	49 13.5%	*	2 6.7%	16 47.1%
年間実施回数	2,573	565	*	170	42
イ いいえ	139 19.6%	315 86.5%	*	28 93.3%	18 52.9%

(3) 児童生徒が選択できる給食(バイキング給食、セレクト給食等)を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	475 66.9%	160 44.0%	*	11 36.7%	22 64.7%
年間実施回数	1,065	245	*	219	52
イ いいえ	235 33.1%	204 56.0%	*	19 63.3%	12 35.3%

5 地場産物の活用について

(1) 米、小麦、牛乳以外の地場産物(地域、県内産農畜産物)を活用した献立による給食を、週平均何回実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 毎回	111 15.6%	69 19.0%	*	5 16.7%	6 17.6%
イ 週3~4回	217 30.6%	119 32.7%	*	8 26.7%	8 23.5%
ウ 週1~2回	230 32.4%	105 28.8%	*	11 36.7%	16 47.1%
エ 週1回未満	152 21.4%	70 19.2%	*	6 20.0%	4 11.8%

(2) 献立作成にあたり、地場産物の活用を心掛けていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	700 98.6%	357 98.1%	*	30 100.0%	32 94.1%
イ いいえ	10 1.4%	6 1.6%	*	0 0.0%	2 5.9%

6 家庭・地域と連携した学校給食の実施について (複数回答可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 招待給食を実施している	335 47.2%	52 14.3%	*	5 16.7%	1 2.9%
イ 親子給食を実施している	136 19.2%	2 0.5%	*	3 10.0%	1 2.9%
ウ 試食会を実施している	649 91.4%	170 46.7%	*	17 56.7%	33 97.1%
エ 調理講習会を実施している	98 13.8%	26 7.1%	*	0 0.0%	5 14.7%
オ 給食だより等により情報提供している	550 77.5%	292 80.2%	*	22 73.3%	27 79.4%
カ その他	31 4.4%	21 5.8%	*	0 0.0%	1 2.9%

7 6でアの場合、招待者は誰ですか。 (複数回答可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 地域の敬老会	107 31.9%	4 7.7%	*	0 0.0%	0 0.0%
イ 本の読み聞かせ団体	76 22.7%	0 0.0%	*	0 0.0%	0 0.0%
ウ 学習支援ボランティア	114 34.0%	5 9.6%	*	0 0.0%	0 0.0%
エ 交通指導員	62 18.5%	0 0.0%	*	0 0.0%	0 0.0%
オ 民生児童委員	57 17.0%	6 11.5%	*	0 0.0%	0 0.0%
カ 自治会(地域)関係者	81 24.2%	6 11.5%	*	1 20.0%	0 0.0%
キ 学校評議員	200 59.7%	45 86.5%	*	1 20.0%	1 100.0%
ク その他	85 25.4%	9 17.3%	*	4 80.0%	1 100.0%

8 学級活動または自立活動(給食の時間の指導は含めない)における「学校給食に関する題材」の年間指導時数は平均何時間ですか。

※全学年での実施数÷(小学校は6・中学校は3)

例:1学年から6学年とも3時間の場合・・・18時間÷6=3時間

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 0時間	17 2.4%	71 19.5%	*	20 66.7%	13 38.2%
イ 2時間未満	441 62.1%	242 66.5%	*	9 30.0%	15 44.1%
ウ 2～4時間未満	218 30.7%	46 12.6%	*	0 0.0%	4 11.8%
エ 4～6時間未満	20 2.8%	4 1.1%	*	0 0.0%	2 5.9%
オ 6時間以上	14 2.0%	0 0.0%	*	0 0.0%	0 0.0%

9 家庭科や体育科、学級活動など各教科等において学習指導要領に基づく「食に関する指導(食育)」を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	701 98.7%	359 98.6%	*	26 86.7%	29 85.3%
イ いいえ	9 1.3%	5 1.4%	*	4 13.3%	5 14.7%

10 総合的な学習の時間において「食に関する指導(食育)」の計画がありますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	516 72.7%	156 42.9%	*	4 13.3%	12 35.3%
イ いいえ	194 27.3%	208 57.1%	*	26 86.7%	22 64.7%

11 食に関する指導と関連して、野菜づくりなどの農業体験を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	673 94.8%	269 73.9%	*	1 3.3%	27 79.4%
イ いいえ	37 5.2%	95 26.1%	*	29 96.7%	7 20.6%

12 11でアの場合、収穫した農作物を給食で食べていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	230 34.2%	51 19.0%	*	1 100.0%	13 48.1%
イ いいえ	443 65.8%	218 81.0%	*	0 0.0%	14 51.9%

13 学級活動や教科等で、教員と栄養教諭・学校栄養職員がチームを組んで食に関する授業を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	540 76.1%	121 33.2%	*	2 6.7%	16 47.1%
イ いいえ	170 23.9%	243 66.8%	*	28 93.3%	18 52.9%

14 13でアの場合、何割程度の学級で実施できましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 2割未満	162 30.0%	27 22.3%	*	0 0.0%	11 68.8%
イ 2割以上5割未満	141 26.1%	46 38.0%	*	0 0.0%	1 6.3%
ウ 5割以上8割未満	67 12.4%	21 17.4%	*	0 0.0%	1 6.3%
エ 8割以上	31 5.7%	2 1.7%	*	0 0.0%	1 6.3%
オ 10割(全学年)	139 25.7%	25 20.7%	*	2 100.0%	2 12.5%

15 学級活動や教科等で、教員と養護教諭がチームを組んで食に関する授業を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	238 33.5%	48 13.2%	*	4 13.3%	7 20.6%
イ いいえ	472 66.5%	316 86.8%	*	26 86.7%	27 79.4%

16 学校栄養職員を特別非常勤講師制度により活用していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	140 19.7%	49 13.5%	*	0 0.0%	2 5.9%
イ いいえ	570 80.3%	315 86.5%	*	30 100.0%	32 94.1%

17 食に関する内容(食育)で、校内研修を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	204 28.7%	78 21.4%	*	1 3.3%	8 23.5%
イ いいえ	506 71.3%	286 78.6%	*	29 96.7%	26 76.5%

18 朝食の大切さについて、保護者会等で保護者に説明していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	710 100.0%	364 100.0%	*	26 86.7%	27 79.4%
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	*	4 13.3%	7 20.6%

19 ランチルームで食育の掲示をしたり、食育相談室、啓発掲示コーナー等を設けて児童生徒や保護者に食の大切さ等を啓発していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	588 82.8%	254 69.8%	*	21 70.0%	30 88.2%
イ いいえ	122 17.2%	110 30.2%	*	9 30.0%	4 11.8%

20 19でアの場合、どのような啓発方法ですか。(複数回答可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 啓発ルーム	33 5.6%	4 1.6%	*	1 4.8%	0 0.0%
イ 食育相談室	10 1.7%	0 0.0%	*	0 0.0%	3 10.0%
ウ 掲示コーナー	547 93.0%	236 92.9%	*	21 100.0%	26 86.7%
エ 各種たよりの発行	375 63.8%	148 58.3%	*	12 57.1%	23 76.7%
オ その他	48 8.2%	17 6.7%	*	0 0.0%	3 10.0%

- 21 養護教諭や栄養教諭・学校栄養職員が、児童生徒と食に関する個別相談活動を実施していますか。
(肥満やアレルギー等のほか、好き嫌いのなくし方や魚の上手な食べ方など身近な相談も含む)

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	477 67.2%	217 59.6%	*	19 63.3%	30 88.2%
イ いいえ	233 32.8%	147 40.4%	*	11 36.7%	4 11.8%

- 22 21でアの場合、週平均何回実施していますか。(複数回答可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア 2回以下	445 93.3%	203 93.5%	*	16 84.2%	26 86.7%
イ 3～4回	22 4.6%	10 4.6%	*	2 10.5%	1 3.3%
ウ 5～6回	7 1.5%	1 0.5%	*	0 0.0%	3 10.0%
エ 7回以上	3 0.6%	3 1.4%	*	1 5.3%	0 0.0%

- 23 養護教諭や栄養教諭・学校栄養職員が、食物アレルギーや肥満傾向などのある児童生徒の保護者と食に関する個別相談を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	569 80.1%	216 59.3%	*	16 53.3%	31 91.2%
イ いいえ	141 19.9%	148 40.7%	*	14 46.7%	3 8.8%

- 24 県教育委員会で作成した資料の活用について

- (1) 県教育委員会が作成した「小学校中学年用食育学習教材:楽しく食べてけんこうな生活」(平成19年度作成)を授業等で活用していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	710 100.0%	*	*	*	*
イ いいえ	0 0.0%	*	*	*	*

- (2) 「すぐ使える言葉がけ事例集」(平成20年度作成)を授業等で活用していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	382 53.8%	110 30.2%	*	*	*
イ いいえ	328 46.2%	254 69.8%	*	*	*

- (3) 「早寝・早起き・朝ごはんチェックカード」(平成20年度作成)を授業等で活用していますか。
(各学校等で編集したもの、独自に作成したものでも可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	551 77.6%	178 48.9%	*	*	*
イ いいえ	159 22.4%	186 51.1%	*	*	*

(4) 「誰でもつくれる朝ごはんメニュー集」(平成23年度版)を子供たちに紹介していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	710 100.0%	364 100.0%	*	9 30.0%	19 55.9%
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	*	20 66.7%	14 41.2%

(5) (4)でアの場合、授業等で活用していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	414 58.3%	193 53.0%	*	0 0.0%	8 42.1%
イ いいえ	296 41.7%	171 47.0%	*	9 100.0%	11 57.9%

25 弁当の日について

(1) 学校給食において「弁当の日」(平成19年度策定)「親子のふれあい」、行事等(運動会)を含む)を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	434 61.1%	128 35.2%	*	0 0.0%	7 20.6%
イ いいえ	276 38.9%	236 64.8%	*	30 100.0%	27 79.4%

(2) 学校給食において、「子ども自らつくる『弁当の日』(平成22年度策定)を学校行事等で設定していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	79 11.1%	31 8.5%	*	0 0.0%	2 5.9%
イ いいえ	631 88.9%	333 91.5%	*	30 100.0%	32 94.1%

26 児童生徒の嘔吐物のため汚れた食器具等の衛生的な処理方法について全教職員が知っていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	710 100.0%	364 100.0%	*	30 100.0%	34 100.0%
イ いいえ	0 0.0%	0 0.0%	*	0 0.0%	0 0.0%

27 次の食育月間・週間の取組について

(1) 6月の食育月間において、全校集会等で取組をしましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	283 39.9%	136 37.4%	*	3 10.0%	12 35.3%
イ いいえ	427 60.1%	228 62.6%	*	27 90.0%	22 64.7%

(2) 毎月19日を「食育の日」として、保護者等へ啓発していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	433 61.0%	165 45.3%	*	5 16.7%	16 47.1%
イ いいえ	277 39.0%	199 54.7%	*	25 83.3%	18 52.9%

(3) 6月、11月の「彩の国学校給食月間」(平成10年度から実施)において、全校集会等で取組をしていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	369	184	*	3	17
	52.0%	50.5%		10.0%	50.0%
イ いいえ	341	180	*	27	17
	48.0%	49.5%		90.0%	50.0%

(4) 1月の全国学校給食週間において、全校集会等で取組をしていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	604	234	*	5	21
	85.1%	64.3%		16.7%	61.8%
イ いいえ	106	130	*	25	13
	14.9%	35.7%		83.3%	38.2%

(5) 本年6月に配布された「食育ガイド」(内閣府食育推進室作成)を活用していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
ア はい	507	224	*	10	14
	71.4%	61.5%		33.3%	41.2%
イ いいえ	203	140	*	20	20
	28.6%	38.5%		66.7%	58.8%

Ⅱ 研究委嘱校・表彰校等一覧

1 研究委嘱校・地域等一覧

(*埼玉県学校保健推進ガイドライン作成(平成21年度)以降
平成20年度以前については保健体育課ホームページで閲覧可能)

(1) 埼玉県教育委員会研究委嘱地域等

ア 学校保健課題解決支援事業(学校保健支援班の派遣)

委嘱年度	教育委員会名	委嘱地域(校)	研究テーマ・研究内容
平成24年度	川口市教育委員会	新郷地区小・中学校 6校	基本的生活習慣の確立～睡眠の重要性～ (地域学校保健会)
	鴻巣市教育委員会	鴻巣市内小・中学校 2校 (他・市内各代表)	埼玉県における学校での運動器検診について (講演会)

イ 高校生の交通安全教育推進事業

委嘱年度	委 嘱 校	
平成22年度	県立桶川高等学校	県立秩父高等学校
平成23年度	県立羽生実業高等学校	県立富士見高等学校
平成24年度	県立杉戸農業高等学校	県立新座柳瀬高等学校

ウ 食育推進地域

委嘱年度	教育委員会名	委嘱地域(校)	研究テーマ・研究内容
平成21年度	上尾市教育委員会	東小学校	「食」で育てよう 豊かな人間性 ～自ら健康づくりにはげむ東っ子の育成～
	鳩ヶ谷市教育委員会	市内 全小・中学校	心豊かに生きる力を育む食育 ～望ましい食習慣の育成～
	所沢市教育委員会	明峰小学校 和田小学校 東所沢小学校 南小学校	学校とともに地域ぐるみで 食の楽しさ、大切さ、関心を持つ子どもの育成
平成22年度	川口市教育委員会	本町小学校	「食」ではぐくもう 豊かな心 ～食の大切さを学び、 生活に生かそうとする本町っ子の育成～
平成23年度	羽生市教育委員会	市内 全小・中学校	子どもたちの今を知り、今を変える羽生市の食育 ～できることから始めよう!みんなの食育～
平成24年度	三郷市教育委員会	鷹野小学校 新和小学校 八木郷小学校	教科・領域における「食」に関する指導のあり方 学校・家庭・地域との連携による「早寝・早起き・ 朝ごはん」に関する取組

(2) 文部科学省等研究指定等

研究領域	地域・学校名	研究主題等	年度
歯・口の 健康づくり	上尾市立今泉小学校	自ら気づき・生き生きと活動する子の育成 ～歯と口から広がる健康づくりを通して～	平成23年度 ～24年度
栄養教諭を 中核とした 食育推進事業	川口市教育委員会	「食」ではぐくもう 豊かな心 ～食の大切さを学び、 生活に生かそうとする本町っ子の育成～	平成22年度
	羽生市教育委員会	子どもたちの今を知り、今を変える羽生市の食育 ～できることから始めよう!みんなの食育～	平成23年度
	三郷市教育委員会	教科・領域における「食」に関する指導のあり方 学校・家庭・地域との連携による 「早寝・早起き・朝ごはん」に関する取組	平成24年度

2 全国・埼玉県表彰校一覧

表彰類別			平成24年度	平成23年度	
全 国 表 彰	全日本 学校 歯科 保健	優秀校	文部科学大臣賞 日本学校歯科医会会長賞 日本歯科医師会会長賞	【日本学校歯科医師会会長賞】 川口市立本町小学校	【日本学校歯科医師会会長賞】 羽生市立羽生北小学校
		優良校等	優良校	【奨励校】 さいたま市立桜木小学校 羽生市立新郷第一小学校 上尾市立大谷小学校 熊谷市立富士見中学校	【奨励校】 さいたま市立針ヶ谷小学校 羽生市立羽生南小学校 羽生市立西中学校 加須市立昭和中学校
	学校給食優良学校		文部科学大臣賞	春日部市立上沖小学校 川口市立本町小学校	伊奈町立小室小学校 さいたま市立三橋小学校
	健康 教育 推進 学校 (日本 学校 保健 会)	最優秀校		上尾市立今泉小学校 春日部市立上沖小学校	深谷市立深谷西小学校
		優秀校			羽生市立新郷第一小学校 県立川島ひばりが丘特別支援学校
		優良校		川口市立新郷小学校 さいたま市立岸町小学校 さいたま市立常盤小学校	川口市立本町小学校 さいたま市立常盤小学校 さいたま市立大宮南中学校
	全日本交通安全		優良学校	杉戸町立東中学校	熊谷市立久下小学校
県 表 彰	学校保健	優良学校	川口市立青木中央小学校 川口市立前川東小学校 川口市立領家小学校 さいたま市立常盤小学校 戸田市立戸田第一小学校 羽生市立新郷第一小学校 深谷市立大宮小学校 戸田市立戸田東中学校	上尾市立今泉小学校 川口市立戸塚綾瀬小学校 川口市立本町小学校 川口市立柳崎小学校 さいたま市立岸町小学校 川口市立十二月田中学校	
	学校安全	優良学校	上尾市立大石小学校 川口市立柳崎小学校 久喜市立久喜北小学校 戸田市立戸田南小学校 本庄市立藤田小学校	川口市立安行小学校 川口市立神根小学校 川口市立領家小学校 川口市立芝中学校	
	学校給食	優良学校	春日部市立内牧小学校 川口市立芝富士小学校 川口市立本町小学校 北本市立南小学校 さいたま市立高砂小学校	春日部市立上沖小学校 川口市立幸町小学校 川口市立新郷小学校 川口市立戸塚南小学校 さいたま市立三橋小学校 さいたま市立田島中学校	
学 校 歯 科 保 健 コ ン ク ー ル	特別表彰校	特別表彰	羽生市立新郷第一小学校 上尾市立大谷中学校 羽生市立西中学校	羽生市立新郷第一小学校 羽生市立羽生北小学校 上尾市立大谷中学校 羽生市立西中学校 羽生市立南中学校	
	最優秀校	小規模校 " " 中規模校 " " 大規模校 " "	鴻巣市立赤見台第一小学校 宮代町立百間中学校 羽生市立羽生南小学校 加須市立加須平成中学校 川口市立並木小学校 熊谷市立富士見中学校	羽生市立村君小学校 加須市立加須北中学校 さいたま市立桜木小学校 加須市立加須平成中学校 川口市立本町小学校 熊谷市立富士見中学校	
	優秀校	小規模校 " " " "	深谷市立大宮小学校 羽生市立川俣小学校 幸手市立東中学校 宮代町立前原中学校	さいたま市立野田小学校 羽生市立川俣小学校 宮代町立百間中学校 宮代町立前原中学校	
		中規模校 " " " "	さいたま市立仲本小学校 羽生市立手子林小学校 川口市立幸並中学校 羽生市立南中学校	さいたま市立仲本小学校 羽生市立手子林小学校 羽生市立東中学校 川口市立幸並中学校	
		大規模校 " " " "	さいたま市立常盤小学校 川越市立川越第一小学校 川口市立南中学校 加須市立昭和中学校	さいたま市立常盤小学校 川口市立並木小学校 加須市立昭和中学校 杉戸町立杉戸中学校	

Ⅲ 健康教育関係参考図書及びビデオ等一覧

1 参考図書等一覧

<学校保健>

(★は発行元ホームページから閲覧、ダウンロードが可能)

名 称	発 行	発行年月
学校保健委員会マニュアル	(財) 日本学校保健会	平成12年2月
養護教諭が行う健康相談活動の進め方	(財) 日本学校保健会	平成13年3月
養護教諭の特性を生かした保健学習・保健指導の基本と実際	(財) 日本学校保健会	平成13年3月
みんなんでいきるために ―エイズ教育参考資料―	(財) 日本学校保健会	平成13年3月
性感染症予防に関する指導マニュアル	文部科学省	平成14年4月
定期健康診断における 結核検診マニュアル	(財) 日本学校保健会	平成15年2月
養護教諭が行う心と体への健康相談活動実践のためのQ&A	埼玉県教育委員会	平成15年3月
学校保健ハンドブック	埼玉県教育委員会 埼玉県学校保健会	平成16年3月
健康相談活動実践事例集 かたりすと	埼玉県教育委員会	平成16年3月
学校における薬物相談マニュアル	埼玉県教育委員会	平成16年7月
「児童生徒の心身の健康課題に関する実態調査」報告書	埼玉県教育委員会	平成17年2月
ゆたかな身体と心を育むための「望ましい生活習慣づくり」改訂版	(財) 日本学校保健会	平成17年2月
児童生徒の健康診断マニュアル(改訂版)	(財) 日本学校保健会	平成18年11月
なるほど保健学習	埼玉県教育委員会 埼玉県学校保健会	平成18年11月
子どものメンタルヘルスの理解とその対応	(財) 日本学校保健会	平成19年2月
学校における性教育実践のための事例集	埼玉県教育委員会	平成19年3月
IT機器の使用が子どもの心に及ぼす影響について	★埼玉県学校保健会	平成19年6月
教育機関における特定建築物の環境衛生維持管理マニュアル	埼玉県教育委員会	平成20年3月
学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン	★(財) 日本学校保健会	平成20年3月
薬物乱用防止教室マニュアル<改訂>	(財) 日本学校保健会	平成20年4月
「新学習指導要領に基づく」これからの小学校保健学習	(財) 日本学校保健会	平成21年2月
「新学習指導要領に基づく」これからの中学校保健学習	(財) 日本学校保健会	平成21年2月
教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応	文部科学省	平成21年3月
学校における性教育実践のための事例集Ⅱ	埼玉県教育委員会	平成21年3月
「思考力の育成を重視した」これからの高等学校保健学習	(財) 日本学校保健会	平成21年4月
保健室経営計画作成の手引	(財) 日本学校保健会	平成21年4月
学校における水泳プールの保健衛生管理	(財) 日本学校保健会	平成21年5月
保健主事のための実務ハンドブック	文部科学省	平成22年3月
[改訂版]学校環境衛生管理マニュアル	文部科学省	平成22年3月
喫煙飲酒薬物乱用防止に関する指導参考資料(小学校編)	(公財) 日本学校保健会	平成22年3月
喫煙飲酒薬物乱用防止に関する指導参考資料(中学校編)	(公財) 日本学校保健会	平成23年1月
知識を活用した保健学習―性に関する指導編―	埼玉県教育委員会	平成23年2月
学校歯科保健参考資料 「生きる力をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり」	文部科学省	平成23年3月
教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引	文部科学省	平成23年8月
喫煙飲酒薬物乱用防止に関する指導参考資料(高校編)	(公財) 日本学校保健会	平成24年1月
知識を活用した保健学習―感染症編―	埼玉県教育委員会	平成24年2月
学校における結核対策マニュアル	文部科学省	平成24年3月
学校における感染症発生時の対応―第2版―	埼玉県教育委員会 埼玉県学校保健会	平成24年12月

<学校安全>

(★は発行元ホームページから閲覧、ダウンロードが可能)

名 称	発 行	発行年月
学校におけるこれからの交通安全教育の進め方	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成12年3月
組織活動を生かした学校安全 ―家庭や地域社会との連携の在り方―	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成13年3月
改訂版 学校安全Q&A ―生活安全編―	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成14年3月
学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル	文部科学省	平成15年2月

新学習指導要領にもとづいた学級における安全指導の展開	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成15年3月
学校の安全管理に関する取組事例集	文部科学省	平成15年10月
不審者から子どもを守る対応マニュアル	★埼玉県教育委員会	平成15年12月
高校生のための交通安全教育指導案集	★埼玉県教育委員会 埼玉県高等学校安全教育研究会	平成18年3月
学校における交通安全教育の推進	埼玉県教育委員会 埼玉県高等学校安全教育研究会	平成19年3月
地域・関係諸機関と連携した安全教育の推進	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成20年3月
「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育	★文部科学省	平成22年3月
安全教育指導資料	★埼玉県教育委員会	平成22年3月
高等学校「学校安全点検の手引き」	★埼玉県教育委員会 埼玉県高等学校安全教育研究会	平成22年3月
子どもの心のケアのために一災害や事件・事故発生時を中心に一	★文部科学省	平成22年7月
小・中学校安全点検要領（五訂版）	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成23年3月
県立学校版 学校防災マニュアル ～安心安全な学校づくりのために～	★埼玉県教育委員会	平成23年9月
学校における防災教育の実際 ～大規模災害に備えて～	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成24年3月
平成23年度 「緊急地震速報を利用した避難訓練の取組」 ～熊谷地方気象台と埼玉県教育委員会の連携～	★埼玉県教育委員会・熊谷市教育委員会 熊谷地方気象台	平成24年3月
中学生向け危機管理・防災に関する教材及び指導展開例	★埼玉県危機管理防災部危機管理課	平成24年5月
危機管理・防災に関する教材及び指導展開例（高校生用）	★埼玉県危機管理防災部危機管理課	平成24年5月
平成24年度文部科学省委託事業 実践的防災教育総合支援事業 事業報告書～主体的に行動する態度の育成を目指して～	★埼玉県教育委員会	平成25年2月

<学校給食>

(★は発行元ホームページから閲覧、ダウンロードが可能)

名 称	発 行	発行年月
学校給食の手引 給食主任必携	埼玉県教育委員会	平成10年3月
平成12年度学校給食〈関係資料〉	日本体育・学校健康センター	平成13年1月
要保護及準要保護児童生徒援助費補助金（医療費・学校給食費）事務手引	埼玉県教育委員会	平成13年2月
改訂 学校給食の手引き ー管理運営編ー	埼玉県教育委員会	平成17年3月
学校における食育推進指針モデル「進めよう食育」	★埼玉県教育委員会	平成19年3月
小学校中学年用食育学習教材「楽しく食べてけんこうな生活」	★埼玉県教育委員会	平成20年3月
学校給食調理場における手洗いマニュアル	★文部科学省	平成20年3月
調理場における洗浄・消毒マニュアル PART I	★文部科学省	平成21年3月
学校給食における食中毒防止Q&A	日本スポーツ振興センター	平成21年3月
栄養教諭による食に関する指導実践事例集	★文部科学省	平成21年3月
学校給食未納防止徴収マニュアル	埼玉県教育委員会	平成21年9月
食に関する指導の手引 ～第一次改訂版～	★文部科学省	平成22年3月
調理場における洗浄・消毒マニュアル PART II	★文部科学省	平成22年3月
衛生管理&調理技術マニュアル	★文部科学省	平成23年3月
食に関する指導 誰でもつくれる朝ごはんメニュー集 ～児童生徒の朝食欠食率の改善を目指して～	★埼玉県教育委員会	平成23年8月
埼玉県の地場産物を活用した学校給食メニュー集	★埼玉県教育委員会	平成25年2月

2 映像等資料一覧

<学校保健>

名 称	発 行	発行年月
暗雲を吹き払う風（高校生用） 薬物乱用防止教育教材CD-ROM	文部科学省	平成14年 3月
未来があるから ～薬物に“NO！”という生き方を～	文部科学省	平成24年 3月

<学校安全>

(★は発行元ホームページから閲覧可能)

名 称	発 行	発行年月日
防犯教育ビデオ「あんしん登下校」 (小学生用)	★埼玉県教育委員会	平成22年 3月 (HP掲載)
災害から命を守るために～防災教育教材 (小学生用) DVD	文部科学省	平成20年 3月
子どもを事件・事故災害から守るためにできることは DVD	文部科学省	平成21年 3月
災害から命を守るために～防災教育教材 (中学生用) DVD	文部科学省	平成21年 3月
生徒を事件・事故災害から守るためにできることは DVD	文部科学省	平成22年 3月
災害から命を守るために～防災教育教材 (高校生用) DVD	文部科学省	平成22年 3月
津波からにげる(Escape The Tsunami 小学生向け) DVD	国土交通省気象庁	平成24年 3月
津波に備える(Preparing for Tsunami 中学生以上対象)DVD	国土交通省気象庁	平成25年 3月
東日本大震災を教訓とした防災教育用教材 (小学生対象) 自分の命は自分で守るー津波災害への備えー	内閣府	平成25年 2月

<学校給食>

名 称	発 行	発行年月日
学校給食食中毒防止ビデオ 水を制御する (21分)	日本体育・学校健康センター	平成12年 3月
” 汚染を広げない (21分)	日本体育・学校健康センター	平成12年 3月
” これで安心学校給食 (21分)	日本体育・学校健康センター	平成12年 3月
” ドライ運用のカギは人 (21分)	日本体育・学校健康センター	平成15年 3月
” ノロウイルス食中毒への対策 (21分)	日本スポーツ振興センター	平成16年 3月
” 安全でより豊かな学校給食のために (21分)	日本スポーツ振興センター	平成18年 3月
DVD はじめよう！食育～「食」見直しませんか？～(23分)	財団法人食生活情報サービスセンター	平成18年 3月
DVD うま味ってなあに？ (33分)	財団法人日本科学映像協会	平成19年 3月
学校の管理下における 食物アレルギーへの対応 (45分) ～教職員の共通理解を深めるために～	日本スポーツ振興センター	平成23年 3月

IV 健康に関する相談機関等の連絡先

	相談機関等名称 (電話番号) ※市町村の機関等については該当する市町村に問い合わせください。
各種健康相談	○県立精神保健福祉センター (048-723-1111) ○最寄りの保健所 (※1) ○市町村保健センター
救急医療情報 児童虐待の通告	○埼玉県救急医療情報センター (048-824-4199) ○児童相談所 (※2) ○市町村福祉関係課 ○福祉事務所
教育相談	○市町村教育委員会相談担当
非行問題等	○埼玉県警察少年サポートセンター (048-865-4152)

- ※1【保健所】 鴻巣保健所 (048-541-0249) 川口保健所 (048-262-6111) 狭山保健所 (04-2954-6212)
朝霞保健所 (048-461-0468) 坂戸保健所 (049-283-7815) 東松山保健所 (0493-22-0280)
秩父保健所 (0494-22-3824) 本庄保健所 (0495-22-6481) 熊谷保健所 (048-523-2811)
加須保健所 (0480-61-1216) 春日部保健所 (048-737-2133) 草加保健所 (048-925-1551)
幸手保健所 (0480-42-1101) 川越市保健所 (049-227-5101) さいたま市保健所 (048-840-2205)
- ※2【児童相談所】 中央児童相談所 (048-775-4152) 南児童相談所 (048-885-4152)
川越児童相談所 (049-223-4152) 所沢児童相談所 (04-2992-4152)
熊谷児童相談所 (048-521-4152) 越谷児童相談所 (048-975-4152)
さいたま市児童相談所 (048-840-6107)

V 関係機関等の連絡先一覧 (平成25年4月1日現在)

名称・所在地	電話番号	FAX番号
埼玉県教育局県立学校部保健体育課 330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	(総務担当) 048-830-6965	048-830-4971
	(健康教育担当) 048-830-6963	
	(学校安全担当) 048-830-6964	
	(食育・学校給食担当) 048-830-6968	
独立行政法人日本スポーツ振興センター 学校安全部 給付第一課 (埼玉県担当) 160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	03-5410-9162	03-5410-9136
公益財団法人埼玉県学校給食会 364-0011 北本市朝日2丁目288番	048-592-2115	048-592-2496
埼玉県環境部大気環境課 330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	048-830-3062	048-830-4780
埼玉県保健医療部 330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	048-830-3557	048-830-4809
	疾病対策課 (感染症対策担当)	
	食品安全課 (監視・食中毒担当)	
	薬務課 (薬物対策担当)	
	薬務課 (総務・薬事計画推進担当)	
健康長寿課 (健康増進・食育担当)	048-830-3611	048-830-4807
	048-830-3633	048-830-4806
	048-830-3624	048-830-4806
	048-830-3575	048-830-4804

VI 学校保健・学校安全・学校給食参考通知集

通知本文の内容を確認するには

埼玉県立総合教育センター学校支援コミュニケーションサイト・アカウント登録サイトからログインし、確認することができます。

○学校保健

件 名	日 付	文 書 番 号
しらみの予防及び駆除について（改正、H12.8.28 教健第 567 号）	S57.6.14	教保第 4 5 2 号
伝染病による出席停止に係る診断書等の取り扱いについて	S57.7.10	教保第 6 0 9 号
学校における伝染病・食中毒の予防について	H7.10.9	教健第 9 1 1 号
特定建築物における給水管理及びクーリングタワー等の水利用設備の管理について	H8.7.25	生衛第 6 5 7 号
病原性大腸菌 0-157 を含む腸管出血性大腸菌による食中毒等の発生予防の徹底について	H8.8.16	教健第 9 1 7 号
腸管出血性大腸菌感染症の学校保健法上の取扱い等について	H8.9.19	教健第 1 1 7 4 号
学校におけるインフルエンザのまん延防止について	H10.2.16	教健第 1 3 2 9 号
小学校等の給食時における手洗い励行等について	H10.6.8	教健第 3 9 4 号
学校における結核集団感染の予防の徹底について	H11.7.1	教健第 5 2 1 号
腸管出血性大腸菌感染症の発生報告について	H12.7.26	教健第 4 6 9 号
学校における結核定期外健康診断の報告について	H13.3.1	教健第 1 0 7 9 9 号
腸管出血性大腸菌の感染症予防について	H13.8.10	教健第 5 7 1 - 1 号
学校におけるインフルエンザのまん延防止について	H14.2.6	教健第 1 0 6 6 号
校外学習等における食中毒等の事故発生防止について（通知）	H14.5.10	教健第 1 5 3 - 1 号
児童生徒の薬物乱用防止の徹底について（通知）	H14.5.13	教健第 1 6 8 号
住宅地等における農薬使用について（通知）	H15.10.2	教健第 2 3 3 9 号
学校における飲料水の管理について（通知）	H15.10.31	教健第 2 4 0 6 号
学校における飲料水の管理について（通知）	H16.5.11	教健第 1 4 3 号
学校の管理下外における伝染病及び食中毒患者の発生報告の取扱いについて（通知）	H16.9.24	教健第 6 2 9 号
学校等における施設・樹木の消毒等について（通知）	H16.10.8	教健第 6 5 9 号
ノロウイルスによる感染性胃腸炎と診断された児童生徒の出席停止の措置等について（通知）	H17.1.19	教健第 9 3 9 号
腸管出血性大腸菌 0157 等の感染症予防対策に係る周知について	H17.6.9	教健第 2 4 6 号
カンピロバクター等による食中毒発生防止の注意喚起について	H17.6.24	教健第 3 1 4 号

ミドリガメ等のハ虫類を原因とするサルモネラ症発生事例に係る注意喚起について（通知）	H18.3.9	教健第993号
死んだ鳥類への対応や飼育動物に関する対策等について	H18.4.24	教保体第136号
学校保健法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）	H18.6.21	教保体第431号
学校における健康診断実施上の留意点について（通知）	H18.7.3	教保体第517号
防災ボランティア活動における熱中症の予防対策等について（通知）	H18.8.7	教保体第646号
学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する依頼や相談等の積極的活用について	H18.12.14	教保体第1135号
新型インフルエンザ対策ガイドライン（フェーズ4以降）」について（通知）	H19.4.24	教保体第143号
薬物乱用防止教室の開催について（通知）	H19.5.14	教保体第258号
チャドクガによる健康被害の発生について（通知）	H19.6.11	教保体第393号
文化祭等における食品の取扱いについて（通知）	H20.1.21	教保体第1253号
薬物乱用防止教室を年間指導計画に位置づけることについて	H20.3.10	事務連絡
埼玉県麻しん対策マニュアルに基づく学校における対応について（通知）	H20.4.4	教保体第31号
大学等の教育実習生への対応について（通知）	H20.5.8	教保体第244号
麻しん予防接種から教育実習までの期間が短い学生への対応について（通知）	H20.5.26	教保体第326号
「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」について	H20.6.6	教保体第399号
咽頭結膜熱（プール熱）に関する対策について（通知）	H20.7.3	教保体第581号
学校保健法等の一部を改正する法律の公布について（通知）	H20.7.18	教保体第673-1号
学校における「アレルギー疾患管理指導願」の活用について	H20.10.2	教保体第988号
調理実習における食中毒の予防について（通知）	H20.11.11	教保体第1180号
学校におけるエピペンの使用の際の同意書について	H21.2.25	教保体第1600号
新型インフルエンザ等に関する対応について（通知）	H22.1.20	教保体第1195号
別紙1 出席停止及び臨時休業の目安		
学校における感染性胃腸炎の予防について（通知）	H22.1.27	教保体第1218号
児童生徒等の健康診断及び就学時の健康診断の実施について	H22.4.16	教保体第107号
平成22年3月23日付け21ス学健第34号		
新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る季節性インフルエンザ対策への移行について（通知）	H23.4.11	教保体第67号
平成23年3月31日付け文部科学省事務連絡		
麻しん（はしか）患者の増加について（通知）	H23.4.22	事務連絡
平成23年4月22日付け文部科学省事務連絡		

学校生活管理指導表の改訂について	H24.1.20	教保体第982号
日学保第276号付け(財)日本学校保健会お知らせ		
学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)	H24.4.5	教保体第42-1号
平成24年4月2日付け文科ス第8号		
ジャガイモによる食中毒の防止について(通知)	H24.6.29	事務連絡
熱中症及び落雷による事故防止の徹底について	H24.6.20	教保体第424号
熱中症事故等の防止について 平成24年6月15日付け24ス学健第7号		
「感染症及び食中毒の発生報告」の一部改正について(通知)	H24.7.12	教保体第525号
「伝染病及び食中毒患者の発生報告」の一部改正について(通知)(写)		
熱中症及び落雷による事故防止の徹底について	H24.8.24	教保体第618号
学校におけるスポーツ外傷等による脳脊髄液減少症への適切な対応について(通知)	H24.9.6	事務連絡
平成24年9月5日付け文部科学省事務連絡		
学校給食における食物アレルギー等を有する児童生徒等への対応等について	H24.12.28	事務連絡
平成24年12月26日 付け事務連絡		

○学校安全

件名	日付	文書番号
幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理の徹底について(通知)	H15.6.30	教健第2095号
シャッター事故防止の徹底について(通知)	H18.6.8	教保体第374号
登下校時における幼児児童生徒の安全確保について(依頼)	H19.7.25	教保体第624号
犯罪から子どもを守るための対策について(通知)	H19.10.18	教保体第943号
犯罪から子どもを守る対策について(通知)	H20.5.7	教保体第231号
生徒の犯罪被害防止について(通知)	H20.5.9	教保体第252号
改正「交通の方法に関する教則」の施行に伴う交通安全教育の推進について(通知)	H20.5.30	教保体第352号
学校安全計画の策定について(通知)	H20.8.22	教保体第793号
水難事故防止の徹底について(通知)	H21.4.24	教保体第171号
自動体外除細動器(AED)の適切な管理等の実施について(注意喚起及び関係団体への周知依頼)	H21.6.9	教保体第435号
学校に設置している消火器の適切な管理について(通知)	H21.9.16	教保体第828号
児童生徒の交通事故防止の徹底について(通知)	H21.10.1	教保体第857号
加害交通事故の防止の徹底について(通知)	H22.4.20	教保体第120号
学校における転落事故等の防止について(依頼)	H22.4.26	教保体第152号

東日本大震災を受けた避難経路等の緊急点検について (依頼)	H23.4.6	事務連絡
緊急地震速報を利用した避難訓練用音源の入手並びに訓練 実施について(依頼)	H23.8.4	教保体第564号
AEDの使用方法を含む、救急蘇生法の指針2010(市民用)の とりまとめについて(通知)	H23.11.18	教保体第832号
学校安全管理及び安全指導の徹底について(通知)	H24.4.2	教保体第13号
(独)日本スポーツ振興センター災害共済給付の請求に係る 事務処理について(依頼)	H24.4.2	教保体第1166号
(別添)関係書類提出一覧表		
児童生徒の交通事故防止の徹底について(通知)	H24.4.24	教保体第152号
児童生徒の落雷による事故の防止について(通知)	H24.5.7	教保体第202号
児童生徒の自転車交通事故防止の徹底について(通知)	H24.5.18	教保体第260号
梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について (依頼)	H24.6.22	教保体第447号

○学校給食

件名	日付	文書番号
学校給食衛生管理基準の施行について(1)	H21.4.6	教保体第39号
学校給食衛生管理基準の施行について(2)		
学校給食衛生管理基準の施行について(3)		
学校給食衛生管理基準の施行について(4)		
特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食衛生管 理基準の施行について(1)	H21.4.7	教保体第51号
特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食衛生管 理基準の施行について(2)		
特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食衛生管 理基準の施行について(3)		
特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食衛生管 理基準の施行について(4)		
夜間学校給食衛生管理基準の施行について(1)	H21.4.7	教保体第52号
夜間学校給食衛生管理基準の施行について(2)		
夜間学校給食衛生管理基準の施行について(3)		
夜間学校給食衛生管理基準の施行について(4)		
学校給食実施基準の一部改正について	H25.2.14	教保体第1119号
夜間学校給食実施基準の一部改正について	H25.2.14	教保体第1120号
特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食実 施基準の一部改正について	H25.2.14	教保体第1121号

実践事例等資料協力校等一覧

<学校保健> 県立大宮東高等学校

<学校給食> 三郷市教育委員会

嵐山町立玉ノ岡小学校

寄居町立鉢形小学校

平成25年度 埼玉県学校健康教育必携 第13号

編集発行 埼玉県教育局県立学校部保健体育課

参事兼課長 久保 正美
主席指導主事 関 克則

【健康教育担当】 048-830-6963
主 幹 丹戸 秀行
指導主事 鈴木 美江
指導主事 若松 洋子

【学校安全担当】 048-830-6964
副 課 長 平川 充保
指導主事 三浦 伸之
指導主事 山中 久夫
指導主事 山田 健司
主 査 石川 敏教

【学校給食担当】 048-830-6968
主 幹 松本 友孝
指導主事 川島 規行
主 査 加納 陽子

平成25年3月発行

印刷所 創芽企画株式会社

住 所 埼玉県志木市上宗岡4-10-6

電 話 048-472-3608

